

2021(令和3)年度

事業報告書並びに収支決算書

(2021年4月1日～2022年3月31日)

三条商工会議所

事業報告並びに収支決算について

2021 年度中における本商工会議所の事業概要並びに経費収支決算は次のとおりであります。

2022 年 6 月 28 日

三条商工会議所 会頭 兼 古 耕 一

(注)名称・人員等で特に期日記載のないものは2022年3月31日現在。

目 次

2021 年度三条商工会議所事業報告書並びに収支決算書

事 業 報 告 書

I 総括的概要	1
II 事項別状況	2
1. 定款及び規約等	2
(1) 定 款	2
(2) 規 約	2
(3) 規 程	2
(4) 規 則	19
(5) 内 規	20
(6) 要 綱	21
2. 組 織	22
(1) 会 員	22
(2) 特定商工業者	22
(3) 役 員	22
(4) 議 員	23
(5) 部会長・副部会長	26
(6) 委員長・副委員長	27
(7) 顧問・相談役・参与	27
(8) そ の 他	28
3. 選挙及び選任	29
(1) 議 員	29
(2) 役 員	29
4. 事 務 局	29
(1) 事務局機構	29
(2) 事務局職員	29
5. 庶 務	30
(1) 文 書	30
(2) 表彰・受賞	30
(3) 慶弔・その他	30
6. 会 議	32
(1) 議員総会	32
(2) 常議員会	32
(3) 監 事 会	33
(4) 部 会	33
(5) 委 員 会	35
(6) その他の会議	36
7. 事 業	40
(1) 各種事業活動	40
(2) 意見活動	40
(3) 調査・研究	40
(4) 広 報	40

(5) 証明・鑑定・検査	40
(6) 信用調査	41
(7) 各種行事	41
(8) 技術・技能の普及検定	50
(9) 取引紹介	51
(10) 相談、指導、斡旋など	51
(11) 経営改善普及事業	51
(12) 経営安定特別相談事業	56
(13) 経営指導員等研修会参加状況	56
(14) 各種共済事業	56
(15) 当所への共催・後援・協力依頼	58
8. 登 録	59
(1) 法定台帳作成	59
(2) 登録業者数	59
9. 会館・事務所等	59
(1) 土 地	59
(2) 建 物	59
(3) 施 設	59
10. 関係団体への参画	60
(1) 日本商工会議所	60
(2) 新潟県商工会議所連合会	60
(3) その他の団体	61
11. そ の 他	62
(1) 事業運営の全般について経常的に支援した団体	62

収 支 決 算 書

1. 収支決算書総括表	63
2. 商工会議所会計	67
3. 小規模事業経営支援会計	79
4. 特定退職金共済事業特別会計	82
5. 収益事業会計	85
6. 会館建設基金特別会計	93
7. 財政調整基金特別会計	94
8. 会館営繕積立金特別会計	95
9. 退職給与資金特別会計	96
10. 創立 80 周年記念事業特別会計	97
11. 貸借対照表	99
12. 財産目録	100

2021 年度 三条商工会議所事業報告書

I. 総括的概要

2021(令和3)年度も、世界的に新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた一年となりました。多くの国や地域でロックダウンや緊急事態宣言が発出され、経済活動や日常生活が制限されました。感染収束の切り札と期待されたワクチンも、一度の接種だけでは十分な効力を維持できず、次々に現れた新たな変異株により、数次にわたって感染拡大の波が引いては押し寄せ、その都度、景気は落ち込みと持ち直しを繰り返しました。さらに、ロシアによるウクライナ侵攻の影響で、ただでさえ世界的に供給が滞っていた半導体だけでなく、エネルギー資源や輸入資材等の入手が困難になり、あらゆる物資の価格が高騰し、企業経営に甚大な悪影響を及ぼしています。

さまざまな制限や検査を設けながら、世界中の人々の協力により、一年遅れて開催が実現した東京オリンピック・パラリンピックは明るい話題でしたが、当初期待されていた世界中からの訪日客によるインバウンド需要は、残念ながら空振りに終わってしまいました。頼みの国内消費も、年が明けるやいなや新潟県をはじめ多くの地域に「まん延防止等重点措置」が適用されるほどの感染拡大状況で、当地でも新規感染者の高止まりが続き、直接的な消費需要の縮小にとどまらず、マインド的にも内向きな傾向が続きました。

この間、当所では、三条市が進めていたワクチン接種の負担を補完し、三条市全体の接種の加速化を図るとともに、事業者の皆さまから安心して経営を継続していただくことを目的に、会員・非会員問わず、事業所にお勤めの方とそのご家族を対象にワクチン職域接種を実施し、9月・10月に設けた接種日6日間に2,800人以上、のべ5,600回以上の接種を行い、一日でも早いワクチンの接種を願っていた事業者の皆さま、従業員の皆さまの不安解消にお役立ていただきました。

また、国・新潟県・三条市が事業者に向けて設けた支援制度・助成制度等の迅速な情報提供に加え、日本商工会議所や三条市、新潟県行政書士会と連携して相談窓口を設置・運営し、ご相談への対応や各種支援・助成制度への申請サポートに注力し、事業者の皆さまの経営ダメージ軽減に努めました。

さらに、働き方改革への対応や、今後確実に訪れる労働人口の減少・人材確保難への備えとして、これまであまり重視されてこなかった、産業カレンダーに代表される当地域特有の労務慣行の改善にも取り組みました。具体的には、より多くの学卒人材の確保、特に、三年後に第一期卒業生を輩出する三条市立大学から一人でも多くの卒業生が当地域に根付いていただき、ひいては定住人口の増加に繋がることを期待し、労務慣行改善・労働関連法規遵守のための啓発活動に着手しました。

新型コロナウイルス感染症禍の影響で、一年遅れでの開催となった当所創立80周年記念式典や記念講演会をはじめ、年度当初に計画していた多くの事業や会合の開催形態をやむなく変更したり、さらには事業の延期・中止を余儀なくされたものもあり、会員の皆さまと接する機会の減少が続いた一年となってしまいましたが、そのような状況下にあっても、商工会議所としての所要の活動を実施することができましたことに役員・議員・会員の皆さまや、新潟県・三条市をはじめとした関係機関各位のご理解とご協力、ご支援に深く感謝申し上げます。

Ⅱ. 事項別状況

1. 定款及び規約等

(1) 定 款	なし	
(2) 規 約	1. 「使用料・手数料等規約」の一部改正について 2021 年 7 月 29 日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所_____	
	旧 条 文	新 条 文
	(手数料および検定料) 第 2 条 手数料および検定料を徴収する事項およびその金額は次の各号による。 (1)～(4) (略)	(手数料および検定料) 第 2 条 手数料および検定料を徴収する事項およびその金額は次の各号による。 (1)～(4) (略) (5)「 <u>緊急事態措置・まん延防止等重点措置影響緩和のための月次支援金</u> (以下「 <u>月次支援金</u> 」という)」 <u>申請のための事前確認事務の手数料別記第 5 表の金額</u> (別記第 5 表) 「 <u>月次支援金</u> 」申請のための事前確認事務の手数料 (略) 附 則 (実施の時期) <u>この規約の第 2 条(手数料および検定料) 第 5 号および別記第 5 表は令和 3 年 7 月 29 日に新設し、令和 3 年 6 月 16 日より適用する。</u>
(3) 規 程	1. 「役員旅費支給規程」の一部改正について 2021 年 5 月 27 日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所_____	
	旧 条 文	新 条 文
	第 6 条 鉄道による出張には鉄道賃、水路による出張には船賃、空路による出張には航空賃、陸路による出張には車賃を支給する。 2 鉄道による出張において、一乗車区間が 50km 以上ある場合には急行列車、特急列車(新幹線を含む)を利用することができ、その場合には、所要の急行料金、特急料金を支給する。 <u>但し、燕三条駅から長岡駅または新潟駅までの間に限っては、乗車区間が 50km 未満であっても新幹線を利用することができ、その場合には、新幹線 W きっぷ料金を支給する。</u>	第 6 条 鉄道による出張には鉄道賃、水路による出張には船賃、空路による出張には航空賃、陸路による出張には車賃を支給する。 2 鉄道による出張において、一乗車区間が 50km 以上ある場合には急行列車、特急列車(新幹線を含む)を利用することができ、その場合には、所要の急行料金、特急料金を支給する。 <u>ただし、燕三条駅から長岡駅又は新潟駅までの間に限っては、乗車区間が 50km 未満であっても新幹線を利用することができ、その場合には、所要の新幹線自由席特急料金を支給する。</u> 附 則 (実施の時期) <u>この規程の第 6 条は、令和 3 年 5 月 27 日に改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。</u>
2. 「職員旅費支給規程」の一部改正について 2021 年 5 月 27 日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所_____		
	旧 条 文	新 条 文
	第 5 条 鉄道による出張には鉄道賃、水路による出張には船賃、空路による出張には航空賃、陸路による出張には車賃を支	第 5 条 鉄道による出張には鉄道賃、水路による出張には船賃、空路による出張には航空賃、陸路による出張には車賃を支

	2 給する。 鉄道による出張において、一乗車区間が 50km 以上ある場合には急行列車、特急列車(新幹線を含む)を利用することができ、その場合には、所要の急行料金、特急料金を支給する。但し、燕三条駅から長岡駅または新潟駅までの間に限っては、乗車区間が 50km 未満であっても新幹線を利用することができ、その場合には、<u>新幹線 W きっぷ料金を支給する。</u>	2 給する。 鉄道による出張において、一乗車区間が 50km 以上ある場合には急行列車、特急列車(新幹線を含む)を利用することができ、その場合には、所要の急行料金、特急料金を支給する。ただし、燕三条駅から長岡駅又は新潟駅までの間に限っては、乗車区間が 50km 未満であっても新幹線を利用することができ、その場合には、<u>所要の新幹線自由席特急料金を支給する。</u> <u>附 則</u> <u>(実施の時期)</u> <u>この規程の第 5 条は、令和 3 年 5 月 27 日に改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。</u>
	3. 「育児・介護休業規程」の全部改正について 2022 年 3 月 8 日開催の常議員会に上程、改正を決定した。	
	新 条 文 第 1 章 総 則 (目 的) 第 1 条 この規程は、三条商工会議所(以下「会議所」という。)の職員の育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定労働時間の制限、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。 第 2 章 育児休業制度 (育児休業の対象者) 第 2 条 育児のために休業することを希望する職員(日々雇用される者を除く)であって、1 歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより育児休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、子が 1 歳 6 か月(本条第 6 項又は第 7 項の申出にあっては 2 歳)に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り育児休業をすることができる。 2 本条第 1 項、第 3 項から第 7 項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。 (1) 入社 1 年未満の職員 (2) 申出の日から 1 年(本条第 4 項から第 7 項の申出にあっては 6 か月)以内に雇用関係が終了することが明らかな職員 (3) 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の職員 3 配偶者が、職員と同じ日から又は職員より先に育児休業又は出生時育児休業をしている場合、職員は、子が 1 歳 2 か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間、育児休業期間及び出生時育児休業期間との合計が 1 年を限度として、育児休業をすることができる。 4 次のいずれにも該当する職員は、子が 1 歳 6 か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の 1 歳の誕生日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第 5 条第 3 項に基づく休業を子の 1 歳の誕生日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。 (1) 職員又は配偶者が原則として子の 1 歳の誕生日の前日に育児休業をしていること (2) 次のいずれかの事情があること ア 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合 イ 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1 歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合 (3) 子の 1 歳の誕生日以降に本項の休業をしたことがないこと 5 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより本条第 1 項に基づく休業(配偶者の死亡等特別な事情による 3 回目以降の休業を含む)が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が 1 歳 6 か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。	

	6 次のいずれにも該当する職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳6か月の誕生日応当日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第4項に基づく休業を子の1歳6か月の誕生日応当日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。 (1) 職員又は配偶者が子の1歳6か月の誕生日応当日の前日に育児休業をしていること (2) 次のいずれかの事情があること ア 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合 イ 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6か月以降育児に当たると予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合 (3) 子の1歳6か月の誕生日応当日以降に本項の休業をしたことがないこと 7 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより本条第3項又は第4項に基づく育児休業(再度の休業を含む)が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。 (育児休業の申出の手続等) 第3条 育児休業をすることを希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする日(以下「育児休業開始予定日」という。)の1か月前(第2条第4項から第7項に基づく1歳及び1歳6か月の超える休業の場合は、2週間前)までに育児休業申出書を会議所に提出することにより申し出るものとする。なお、育児休業中の有期契約職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。 2 第2条第1項に基づく休業の請求は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき2回までとする。 (1) 第2条第1項に基づく休業をした者が本条第1項後段の申出をしようとする場合 (2) 配偶者の死亡等特別の事情がある場合 3 第2条第4項又は第5項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。 (1) 第2条第4項又は第5項に基づく休業をした者が本条第1項後段の申出をしようとする場合 (2) 産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第2条第4項又は第5項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合 4 第2条第6項又は第7項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。 (1) 第2条第6項又は第7項に基づく休業をした者が本条第1項後段の申出をしようとする場合 (2) 産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第2条第6項又は第7項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合 5 会議所は、育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。 6 育児休業申出書が提出されたときは、会議所は速やかに当該育児休業申出書を提出した者(以下この章において「育休申出者」という。)に対し、育児休業取扱通知書を交付する。 7 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、育休申出者は、出生後2週間以内に会議所に育児休業対象児出生届を提出しなければならない。 (育児休業の申出の撤回等) 第4条 育休申出者は、育児休業開始予定日の前日までは、育児休業申出撤回届を会議所に提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。 2 育児休業申出撤回届が提出されたときは、会議所は速やかに当該育児休業申出撤回届を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。 3 第2条第1項に基づく休業の申出の撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなす。第2条第4項又は第5項及び第6項又は第7項に基づく休業の申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出をすることができない。ただし、第2条第1項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第4項又は第5項及び第6項又は第7項に基づく休業の申出をすることができ、第2条第4項又は第5項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第6項又は第7項に基づく休業の申出をすることができる。 4 育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により育休申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合にお
--	---

	いて、育休申出者は、原則として当該事由が発生した日に、会議所にその旨を通知しなければならない。 (育児休業の期間等) 第5条 育児休業の期間は、原則として、子が1歳に達するまで(第2条第3項から第7項に基づく休業の場合は、それぞれ定められた時期まで)を限度として育児休業申出書に記載された期間とする。 2 前項にかかわらず、会議所は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行うことができる。 3 職員は、育児休業期間変更申出書により会議所に、育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、育児休業開始予定日の繰り上げ変更を、また、育児休業を終了しようとする日(以下「育児休業終了予定日」という。)の1か月前(第2条第4項から第7項に基づく休業をしている場合は、2週間前)までに申し出ることにより、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。育児休業開始予定日の繰り上げ変更及び育児休業終了予定日の繰り下げ変更とも、原則として第2条第1項に基づく休業1回につき1回に限り行うことができるが、第2条第4項から第7項に基づく休業の場合には、第2条第1項に基づく休業とは別に、子が1歳から1歳6か月に達するまで及び1歳6か月から2歳に達するまでの期間内で、それぞれ1回、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。 4 育児休業期間変更申出書が提出されたときは、会議所は速やかに当該育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。 5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。 (1) 子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合 当該事由が発生した日(なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、会議所と本人が話し合いの上決定した日とする。) (2) 育児休業に係る子が1歳に達した場合等 子が1歳に達した日(第2条第3項に基づく休業の場合を除く。第2条第4項又は第5項に基づく休業の場合は、子が1歳6か月に達した日。第2条第6項又は第7項に基づく休業の場合は、子が2歳に達した日。) (3) 育休申出者について、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業期間が始まった場合 産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業の開始日の前日 (4) 第2条第3項に基づく休業において、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業(出生時育児休業含む)期間との合計が1年に達した場合 当該1年に達した日 6 本条第5項第1号の事由が生じた場合には、育休申出者は原則として当該事由が生じた日に会議所にその旨を通知しなければならない。 (出生時育児休業の対象者) 第6条 育児のために休業することを希望する従業員(日々雇用される者を除く)であって、産後休業をしておらず、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより出生時育児休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。 2 前項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。 (1) 入社1年未満の職員 (2) 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな職員 (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員 (出生時育児休業の申出の手続等) 第7条 出生時育児休業をすることを希望する職員は、原則として出生時育児休業を開始しようとする日(以下「出生時育児休業開始予定日」という。)の2週間前までに出生時育児休業申出書を会議所に提出することにより申し出るものとする。なお、出生時育児休業中の有期契約職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を出生時育児休業開始予定日として、出生時育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。 2 第6条第1項に基づく休業の申出は、一子につき2回まで分割できる。ただし、2回に分割する場合は2回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかった場合は後の申出を拒む場合がある。 3 会議所は、出生時育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
--	---

	4 出生時育児休業申出書が提出されたときは、会議所は速やかに当該出生時育児休業申出書を提出した者(以下この章において「出生時育児休申出者」という。)に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。 5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、出生時育児休申出者は、出生後2週間以内に会議所に出生時育児休業対象児出生届を提出しなければならない。 (出生時育児休業の申出の撤回等) 第8条 出生時育児休申出者は、出生時育児休業開始予定日の前日までは、出生時育児休業申出撤回届を会議所に提出することにより、出生時育児休業の申出を撤回することができる。 2 出生時育児休業申出撤回届が提出されたときは、会議所は速やかに当該出生時育児休業申出撤回届を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。 3 第6条第1項に基づく休業の申出の撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなし、みなし含め2回休業した場合は同一の子について再度申出をすることができない。 4 出生時育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により出生時育児休申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、出生時育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、出生時育児休申出者は、原則として当該事由が発生した日に、会議所にその旨を通知しなければならない。 (出生時育児休業の期間等) 第9条 出生時育児休業の期間は、原則として、子の出生後8週間以内のうち4週間(28日)を限度として出生時育児休業申出書に記載された期間とする。 2 前項にかかわらず、会議所は、育児・介護休業法の定めるところにより出生時育児休業開始予定日の指定を行うことができる。 3 職員は、出生時育児休業期間変更申出書により会議所に、出生時育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業開始予定日の繰り上げ変更を休業1回につき1回、また、出生時育児休業を終了しようとする日(以下「出生時育児休業終了予定日」という。)の2週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業終了予定日の繰り下げ変更を休業1回につき1回行うことができる。 4 出生時育児休業期間変更申出書が提出されたときは、会議所は速やかに当該出生時育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。 5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、出生時育児休業は終了するものとし、当該出生時育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。 (1) 子の死亡等出生時育児休業に係る子を養育しないこととなった場合 当該事由が発生した日(なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であつて会議所と本人が話し合いの上決定した日とする。) (2) 子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過した場合 子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過した日 (3) 子の出生日(出産予定日後に出生した場合は、出産予定日)以後に出生時育児休業の日数が28日に達した場合 子の出生日(出産予定日後に出生した場合は、出産予定日)以後に出生時育児休業の日数が28日に達した日 (4) 出生時育児休申出者について、産前・産後休業、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業期間が始まった場合 産前・産後休業、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業の開始日の前日 6 本条第5項第1号の事由が生じた場合には、出生時育児休申出者は原則として当該事由が生じた日に会議所にその旨を通知しなければならない。 (出生時育児休業中の就業) 第10条 出生時育児休業中に就業することを希望する職員は、出生時育児休業中の就業可能日等申出書を休業開始予定日の1週間前までに会議所に提出すること。なお、1週間で切っても休業前日までは提出を受け付ける。 2 会議所は、前項の申出があった場合は、申出の範囲内の就業日等を申出書を提出した従業員に対して提示する。就業日がない場合もその旨通知する。職員は提示された就業日等について、出生時育児休業中の就業日等の同意・不同意書を会議所に提出すること。休業前日までに同意した場合に限り、休業中に就業することができる。会議所と職員の双方が就業日等に合意したときは、会議所は速やかに出生時育児休業中の就業日等通知書を交付する。 3 出生時育児休業中の就業上限は、次のとおりとする。 (1) 就業日数の合計は、出生時育児休業期間の所定労働日数の半分以上(1日未満の端数切り捨て) (2) 就業日の労働時間の合計は、出生時育児休業期間の所定労働時間の合計の半分以上 (3) 出生時育児休業開始予定日又は出生時育児休業終了予定日に就業する場合は、当該日の所定労働時間数に満たない時間
--	--

- 4 本条第1項の申出を変更する場合は出生時育児休業中の就業可能日等変更申出書を、撤回する場合は出生時育児休業中の就業可能日等申出撤回届を休業前日までに会議所に提出すること。就業可能日等申出撤回届が提出された場合は、会議所は速やかに申出が撤回されたことを通知する。
- 5 本条第2項で同意した就業日等を全部又は一部撤回する場合は、出生時育児休業中の就業日等撤回届を休業前日までに会議所に提出すること。出生時育児休業開始後は、次に該当する場合に限り、同意した就業日等の全部又は一部を撤回することができる。出生時育児休業中の就業日等撤回届が提出されたときは、会社は速やかに出生時育児休業中の就業日等通知書を交付する。
 - (1) 出生時育児休業申出に係る子の親である配偶者の死亡
 - (2) 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により出生時育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったこと
 - (3) 婚姻の解消その他の事情により配偶者が出生時育児休業申出に係る子と同居しないこととなったこと
 - (4) 出生時育児休業申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき

第3章 介護休業制度

(介護休業の対象者)

- 第11条 要介護状態にある家族を介護する従業員(日々雇用される者を除く)は、この規程に定めるところにより介護休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、介護休業を開始しようとする日(以下、「介護休業開始予定日」という。)から93日経過日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り介護休業をすることができる。
- 2 前項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。
 - (1) 入社1年未満の職員
 - (2) 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
 - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
 - 3 この要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。
 - (1) 配偶者
 - (2) 父母
 - (3) 子
 - (4) 配偶者の父母
 - (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫
 - (6) 上記以外の家族で会議所が認めた者

(介護休業の申出の手続等)

- 第12条 介護休業をすることを希望する職員は、原則として介護休業開始予定日の2週間前までに、介護休業申出書を会議所に提出することにより申し出るものとする。なお、介護休業中の有期契約職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を介護休業開始予定日として、介護休業申出書により再度の申出を行うものとする。
- 2 申出は、対象家族1人につき3回までとする。ただし、前項の後段の申出をしようとする場合にあっては、この限りでない。
 - 3 会議所は、介護休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
 - 4 介護休業申出書が提出されたときは、会議所は速やかに当該介護休業申出書を提出した者(以下この章において「申出者」という。)に対し、介護休業取扱通知書を交付する。

(介護休業の申出の撤回等)

- 第13条 申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業申出撤回届を会議所に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。
- 2 介護休業申出撤回届が提出されたときは、会議所は速やかに当該介護休業申出撤回届を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。
 - 3 同一対象家族について2回連続して介護休業の申出を撤回した者について、当該家族について再度の申出はすることができない。ただし、会議所がこれを適当と認めた場合には、申し出ることができるものとする。
 - 4 介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、会議所にその旨を通知しなければならない。

(介護休業の期間等)

- 第14条 介護休業の期間は、対象家族1人につき、原則として、通算93日の範囲内で、介護休業申出書に記載された期間とする。
- 2 前項にかかわらず、会議所は、育児・介護休業法の定めるところにより介護休業開始予定日の指定を行うことができる。
- 3 職員は、介護休業期間変更申出書により、介護休業を終了しようとする日(以下「介護休業終了予定日」という。)の2週間前までに会議所に申し出ることにより、介護休業終了予定日の繰下げ変更を行うことができる。この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算93日の範囲を超えないことを原則とする。
- 4 介護休業期間変更申出書が提出されたときは、会議所は速やかに当該介護休業期間変更申出書を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。
- 5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
- (1) 家族の死亡等介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日(なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、会議所と本人が話し合いの上決定した日とする。)
- (2) 申出者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は新たな介護休業が始まった場合
産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は新たな介護休業の開始日の前日
- 6 本条第5項第1号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に会議所にその旨を通知しなければならない。

第4章 子の看護休暇

(子の看護休暇)

- 第15条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員(日々雇用される者を除く)は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第35条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間に付き5日、2人以上の場合は1年間に付き10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。
- 3 取得しようとする者は、原則として、子の看護休暇申出書により事前に会議所に申し出るものとする。
- 4 本制度の適用を受ける間の給与については、労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した額を支給する。
- 5 賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、労務提供のなかった時間に対応する賞与は支給しない。
- 6 定期昇給については、算定期間内において本制度の適用を受ける期間がある場合は、職員給与規程第7条第2項に基づき、昇給は行わない。
- 7 退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は勤続年数に算入しない。

第5章 介護休暇

(介護休暇)

- 第16条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員(日々雇用される者を除く)は、就業規則第35条に規定する年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合は1年間に付き5日、2人以上の場合は1年間に付き10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 介護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。
- 3 取得しようとする者は、原則として、介護休暇申出書により事前に会議所に申し出るものとする。
- 4 本制度の適用を受ける間の給与については、労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した額を支給する。
- 5 賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、労務提供のなかった時間に対応する賞与は支給しない。
- 6 定期昇給については、算定期間内において本制度の適用を受ける期間がある場合は、職員給与規程第7条第2項に基づき、昇給は行わない。
- 7 退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は勤続年数に算入しない。

第6章 所定外労働の制限

(育児・介護のための所定外労働の制限)

- 第17条 3歳に満たない子を養育する従業員(日々雇用される者を除く)が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する従業員(日々雇用される者を除く)が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。
- 2 前項にかかわらず、労使協定によって除外された次の職員からの所定外労働の制限の請求は拒むことができる。
- (1) 入社1年未満の職員
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間(以下この条において「制限期間」という。)について、制限を開始しようとする日(以下この条において「制限開始予定日」という。)及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための所定外労働制限請求書を会議所に提出するものとする。この場合において、制限期間は、次条第3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。
- 4 会議所は、所定外労働制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 5 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、所定外労働制限請求書を提出した者(以下この条において「請求者」という。)は、出生後2週間以内に会議所に所定外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。
- 6 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、会議所にその旨を通知しなければならない。
- 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
- (1) 子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日
- (2) 制限に係る子が3歳に達した場合
当該3歳に達した日
- (3) 請求者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合
産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日
- 8 本条第7項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、会議所にその旨を通知しなければならない。

第7章 時間外労働の制限

(育児・介護のための時間外労働の制限)

- 第18条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、就業規則第29条の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員からの時間外労働の制限の請求は拒むことができる。
- (1) 日々雇用される職員
- (2) 入社1年未満の職員
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間(以下この条において「制限期間」という。)について、制限を開始しようとする日(以下この条において「制限開始予定日」という。)及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限請求書を会議所に提出するものとする。この場合において、制限期間は、前条第3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。
- 4 会議所は、時間外労働制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 5 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、時間外労働制限請求書を提出した者(以下この条において「請求者」という。)は、出生後2週間以内に会議所に時間外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。
- 6 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は

	家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、会議所にその旨を通知しなければならない。 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。 (1) 子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日 (2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合 子が6歳に達する日の属する年度の3月31日 (3) 請求者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合 産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日 8 本条第7項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、会議所にその旨を通知しなければならない。
	第8章 深夜業の制限 (育児・介護のための深夜業の制限) 第19条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間(以下「深夜」という。)に労働させることはない。 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する従業員からの深夜業の制限の請求は拒むことができる。 (1) 日々雇用される職員 (2) 入社1年未満の職員 (3) 請求に係る家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員 ア 深夜において就業していない者(1か月について深夜における就業が3日以下の者を含む。)であること。 イ 心身の状況が請求に係る子の保育又は家族の介護をすることができる者であること。 ウ 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産予定でなく、かつ産後8週間以内でない者であること。 (4) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員 (5) 所定労働時間の全部が深夜にある職員 3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上6か月以内の期間(以下この条において「制限期間」という。)について、制限を開始しようとする日(以下この条において「制限開始予定日」という。)及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための深夜業制限請求書を会議所に提出するものとする。 4 会議所は、深夜業制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。 5 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、深夜業制限請求書を提出した者(以下この条において「請求者」という。)は、出生後2週間以内に会議所に深夜業制限対象児出生届を提出しなければならない。 6 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、会議所にその旨を通知しなければならない。 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。 (1) 子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日 (2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合 子が6歳に達する日の属する年度の3月31日 (3) 請求者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合 産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日 8 本条第7項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、会議所にその旨を通知しなければならない。 9 制限期間中の給与については、労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した額を支給する。 10 深夜業の制限を受ける職員に対して、会議所は必要に応じて昼間勤務へ転換させることがある。

第9章 所定労働時間の短縮措置等

(育児短時間勤務)

- 第20条 3歳に満たない子を養育する職員は、申し出ることにより、所定労働時間を1日について2時間短縮する育児短時間勤務制度の適用を受けることができる。なお、この場合の始業時間・終業時間については、当該職員と協議の上、個別に定めるものとする。
- 2 前項にかかわらず、日々雇用される者及び1日の所定労働時間が6時間以下である従業員からの育児短時間勤務の申出は拒むことができる。
- 3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の1か月前までに、育児短時間勤務申出書により会議所に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、会議所は速やかに申出者に対し、育児短時間勤務取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第3条から第5条までの規定(第3条第2項及び第4条第3項を除く。)を準用する。
- 4 本制度の適用を受ける間の給与については、労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した額を支給する。
- 5 賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。
- 6 定期昇給については、算定期間内において本制度の適用を受ける期間がある場合は、職員給与規程第7条第2項に基づき、昇給は行わない。
- 7 退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は勤続年数に算入しない。

(介護短時間勤務)

- 第21条 要介護状態にある家族を介護する職員は、申し出ることにより、当該家族1人当たり利用開始の日から3年の間で2回までの範囲内で、所定労働時間を1日について6時間とする介護短時間勤務制度の適用を受けることができる。なお、この場合の始業時間・終業時間については、当該職員と協議の上、個別に定めるものとする。
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員からの介護短時間勤務の請求は拒むことができる。
- (1) 日々雇用される職員
- (2) 労使協定によって除外された次の職員
- ア 入社1年未満の職員
- イ 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 3 申出をしようとする者は、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の2週間前までに、介護短時間勤務申出書により会議所に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、会議所は速やかに申出者に対し、介護短時間勤務取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第12条から第14条までの規定を準用する。
- 4 本制度の適用を受ける間の給与については、労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した額を支給する。
- 5 賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。
- 6 定期昇給については、算定期間内において本制度の適用を受ける期間がある場合は、職員給与規程第7条第2項に基づき、昇給は行わない。
- 7 退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は勤続年数に算入しない。

第10章 育児休業・介護休業等に関するハラスメント等の防止

(禁止行為)

- 第22条 すべての職員は、他の職員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序ならびに協力関係を保持する義務を負うとともに、職場内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。また、職員以外の者に対しても、これに類する行為を行ってはならない。
- ① 部下の育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する言動
- ② 部下又は同僚の育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
- ③ 部下又は同僚が育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
- ④ 部下である職員が①～③の行為を受けている事実を認めながら、これを黙認する上司の行為

(懲戒)

- 第23条 次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める懲戒処分を行う。
- (1) 第22条①～③の行為を行った場合
- 就業規則第96条第1号から第5号までに定める譴責、減給、出勤停止、停職、降格・降給
- (2) 前号の行為が再発に及んだ場合、その情状が悪質と認められる場合
- 就業規則第96条第6号から第7号に定める諭旨退職、懲戒解雇

	(相談及び苦情への対応) 第 24 条 育児休業・介護休業等に関するハラスメントの相談窓口は総務課とし、その責任者は専務理事とする。専務理事は、窓口担当者の名前を人事異動等の変更の都度、周知するとともに、担当者に対する対応マニュアルの作成及び対応に必要な研修を行うものとする。 2 育児休業・介護休業等に関するハラスメントの被害者に限らず、すべての職員は育児休業・介護休業等に関する就業環境を害する言動に関する相談を相談窓口の担当者に申し出ることができる。 3 対応マニュアルに沿い、相談窓口担当者は相談者からの事実確認の後、専務理事、事務局長へ報告する。報告に基づき、専務理事、事務局長は相談者のプライバシーに配慮した上で、必要に応じて行為者、被害者、上司その他の従業員等に事実関係を聴取する。 4 前項の聴取を求められた職員は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。 5 専務理事は、問題解決のための措置として、第 23 条による懲戒の他、行為者の異動等被害者の労働条件及び就業環境を改善するために必要な措置を講じる。 6 相談及び苦情への対応に当たっては、関係者のプライバシーは保護されるとともに、相談をしたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行わない。 (再発防止の義務) 第 25 条 専務理事は、育児休業・介護休業等に関するハラスメント事案が生じた時は、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析と再発防止等、適切な再発防止策を講じなければならない。 第 11 章 その他の事項 (給与の取扱い) 第 26 条 育児・介護休業の期間については、基本給その他の月毎に支払われる給与は支給しない。 2 賞与については、その算定対象期間に育児・介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数により日割りで計算した額を支給する。 3 定期昇給は、育児・介護休業の期間中は行わないものとし、育児・介護休業期間中に定期昇給日が到来した者については、復職後に昇給させるものとする。 4 退職金の算定に当たっては、育児・介護休業をした期間を勤務しなかったものとして勤続年数を計算するものとする。 (介護休業期間中の社会保険の取扱い) 第 27 条 介護休業により給与が支払われない月における社会保険料の被保険者負担分は、各月に会議所が納付した額を職員に請求するものとし、職員は会議所が指定する日までに支払うものとする。 (円滑な取得及び職場復帰支援) 第 28 条 会議所は、職員から本人又は配偶者が妊娠・出産等したこと又は本人が対象家族を介護していることの申出があった場合は、当該職員に対して、円滑な休業取得及び職場復帰を支援するために、以下の(1)(2)の措置を実施する。また、育児休業及び出生時育児休業の申出が円滑に行われるようにするため、(3)の措置を実施する。 (1)当該職員に個別に育児休業に関する制度等(育児休業、出生時育児休業、パパ・ママ育児プラス、その他の両立支援制度、育児休業等の申出先、育児・介護休業給付に関すること、休業期間中の社会保険料の取扱い、育児・介護休業中及び休業後の待遇や労働条件など)の周知及び制度利用の意向確認を実施する。 (2)当該職員ごとに育児復帰支援プラン又は介護支援プランを作成し、同プランに基づく措置を実施する。なお、同プランに基づく措置は、業務の整理・引継ぎに係る支援、育児休業中又は介護休業中の職場に関する情報及び資料の提供など、育児休業又は介護休業等を取得する職員との面談により把握したニーズに合わせて定め、これを実施する。 (3)職員に対して育児休業(出生時育児休業含む)に係る研修を実施する。 (復職後の勤務) 第 29 条 育児・介護休業後の勤務は、原則として、休業直前の部署及び職務とする。 2 前項にかかわらず、本人の希望がある場合及び組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、部署及び職務の変更を行うことがある。この場合は、育児休業終了予定日の 1 か月前、介護休業終了予定日の 2 週間前までに正式に決定し通知する。 (年次有給休暇) 第 30 条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業をした日並びに子の看護休暇及び介護休暇をした日は出勤したものとみなす。 (法令との関係) 第 31 条 育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等に関して、この規則に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。
--	--

附 則 (実施の時期) この規程は、令和4年3月8日に全部改正し、令和4年4月1日から適用する。	
4. 「職員給与規定」の一部改正について 2022年3月8日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所_____	
旧 条 文	新 条 文
(別表第1) 職員給料表 (略)	(別表第1) 職員給料表 (略) 附 則 (実施の時期) この規程の第3条(給料額)別表第1は、令和4年3月8日に改正し、令和4年4月1日から適用する。
5. 「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」の制定について 2022年3月8日開催の常議員会に上程、制定を決定した。	
制 定 条 文	
(目的) 第1条 本規程は、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)を防止するために職員が遵守すべき事項を定める。なお、この規程にいう職員とは、正職員だけではなく、嘱託職員、臨時職員、パート職員も含まれるものとする。	
(パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの定義) 第2条 パワーハラスメントとは、優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上の必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境を害することをいう。なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しない。 2 セクシュアルハラスメントとは、職場における性的な言動に対する他の職員の対応等により当該職員の労働条件に関して不利益を与えること又は性的な言動により他の職員の就業環境を害することをいう。また、相手の性的指向又は性自認の状況にかかわらず、異性に対する言動だけでなく、同性に対する言動も該当する。 3 前項の他の職員とは、直接的に性的な言動の相手方となった被害者に限らず、性的な言動により就業環境を害されたすべての職員を含むものとする。 4 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとは、職場において、上司や同僚が、職員の妊娠・出産及び育児等に関する制度又は措置の利用に関する言動により職員の就業環境を害すること並びに妊娠・出産等に関する言動により女性職員の就業環境を害することをいう。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントには該当しない。 5 第1項、第2項及び第4項の職場とは、職員が業務を遂行するすべての場所をいい、また、就業時間内に限らず、実質的に職場の延長とみなされる就業時間外の時間を含むものとする。	
(禁止行為) 第3条 すべての職員は、他の職員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序並びに協力関係を保持する義務を負うとともに、その言動に注意を払い、職場内において次の第2項から第5項に掲げる行為をしてはならない。また、自社の職員以外の者に対しても、これに類する行為を行ってはならない。 2 パワーハラスメント(第2条第1項の要件を満たした以下のような行為) ①殴打、足蹴りなどの身体的攻撃 ②人格を否定するような言動をするなどの精神的攻撃 ③自身の意に沿わない職員に対して、仕事を外し、長期間にわたり、別室に隔離するなどの人間関係からの切り離し ④長期間にわたり、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下で、勤務に直接関係ない作業を命じるなどの過大な要求 ⑤管理職である部下を退職させるため誰でも遂行可能な業務を行わせるなどの過小な要求 ⑥他の職員の性的指向・性自認や病歴などの機微な個人情報について本人の了解を得ずに他の職員に暴露するなどの個の侵害	

	3 セクシュアルハラスメント(第2条第2項の要件を満たした以下のような行為) ①性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言 ②わいせつ図画の閲覧、配付、掲示 ③うわさの流布 ④不必要な身体への接触 ⑤性的な言動により、他の職員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為 ⑥交際・性的関係の強要 ⑦性的な言動への抗議又は拒否等を行った職員に対して、解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与える行為 ⑧その他、相手方及び他の職員に不快感を与える性的な言動 4 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント(第2条第4項の要件を満たした以下のような行為) ①部下の妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する言動 ②部下又は同僚の妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動 ③部下又は同僚が妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等 ④部下が妊娠・出産等したことにより、解雇その他の不利益な取扱いを示唆する言動 ⑤部下又は同僚が妊娠・出産等したことに対する嫌がらせ等 5 部下である職員が職場におけるハラスメントを受けている事実を認めながら、これを黙認する上司の行為 (懲戒) 第4条 次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める懲戒処分を行う。 ①第3条第2項(①を除く。)、第3条第3項①から⑤及び⑧及び第4項の行為を行った場合 職員就業規則第96条第1号から第5号までに定める譴責、減給、出勤停止、停職又は降格・降級 ②前号の行為が再度に及んだ場合、その情状が悪質と認められる場合、第2項①又は第3条第3項⑥、⑦の行為を行った場合 職員就業規則第96条第6号、第7号に定める諭旨退職又は懲戒解雇 (相談及び苦情への対応) 第5条 職場におけるハラスメントに関する相談及び苦情処理の相談窓口は事務局長とする。事務局長は、担当者に対する対応マニュアルの作成及び対応に必要な研修を行うものとする。 2 職場におけるハラスメントの被害者に限らず、すべての職員は、パワーハラスメントや性的な言動、妊娠・出産・育児休業等に関する就業環境を害する言動に関する相談及び苦情を相談窓口の担当者に申し出ることができる。 3 事務局長は相談者のプライバシーに配慮した上で、被害者、行為者から事実関係を聴取する。また、必要に応じて当事者の上司、その他の職員から事情を聴くことができる。 4 前項の聴取を求められた職員は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。 5 問題解決のための措置として、第4条による懲戒のほか、行為者の異動等被害者の労働条件及び就業環境を改善するために必要な措置を講じる。 6 相談及び苦情への対応に当たっては、関係者のプライバシーは保護されるとともに、相談をしたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行わない。 (再発防止の義務) 第6条 事務局長は、職場におけるハラスメント事案が生じた時は、専務理事に報告の上、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析と再発防止等、会議所全体の業務体制の整備等、適切な再発防止策を講じなければならない。 (業務体制の整備) 第7条 各課長は、妊娠・出産、育児や介護を行う職員が安心して制度を利用し、仕事との両立ができるようにするため業務配分の見直し等を行う。事務局長及び専務理事は、業務体制の整備について、各課長の相談に対応する。 2 職員は、会議所が整備する妊娠・出産、育児や介護に関する制度を就業規則等により確認する。制度や措置を利用する場合には、早めに上司に相談し、制度の円滑な利用のために業務に関わる職員との円滑なコミュニケーションを図るよう努める。 (その他) 第8条 性別役割分担意識に基づく言動は、セクシュアルハラスメントの発生の原因や要因になり得ること、また、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動は、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景となり得ることから、このような言動を行わないよう注意すること。 附 則 (実施の時期) この規程は、令和4年3月8日に制定し、令和4年3月8日から実施する。
--	---

6. 「会館の管理及び運営に関する規程」の一部改正について 2022年3月8日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所_____		
旧 条 文	新 条 文	
(目的) 第1条 この規程は、三条商工会議所(以下「<u>商工会議所</u>」という。)の会館(以下「<u>会館</u>」という。)の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。 (管理人) 第4条 <u>商工会議所</u>は、会館の管理に従事させるため、管理人を置くことができる。 (管理業務の委託) 第5条 <u>商工会議所</u>は、必要に応じて、会館の管理業務の一部を専門的技能を有する者に委託することができる。 (会館の開閉) 第6条 会館の開閉及び休館の日時は、次のとおりとする。 開館 午前8時30分 閉館 午後9時30分 休館 (1)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から<u>同月31日まで、並びに1月2日及び同月3日</u>) (2)<u>月1回、施設内一斉清掃、設備点検のための1日(第4土曜)</u> (会議室等の使用) 第7条 <u>商工会議所</u>は、会館の会議室等を一般の使用に供することができる。 2 本章において、「<u>会議室等</u>」とは、多目的ホール、4階研修室、<u>中会議室</u>、5階研修室をいう。 (使用手続) 第8条 会議室等の使用を希望する者は、会館施設使用申込書(様式第1号)により、あらかじめ専務理事の承認(様式第2号)を受けなければならない。ただし、<u>6ヶ月</u>以前の予約申し込みはできない。 (使用の制限) 第9条 専務理事は、その使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室等の使用を承認せず、又は使用の承認を取り消し、<u>若しくは</u>使用の停止を命ずることができる。 (1)～(2) (略) (3) <u>商工会議所の業務に支障をきたすおそれがあるとき。</u> (4) (略) 2 使用を承認した後に前項の禁止事項に該当すると認められた場合は、使用の承認を取り消すものとする。	(目的) 第1条 この規程は、三条商工会議所(以下「<u>会議所</u>」という。)の会館(以下「<u>会館</u>」という。)の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。 (管理人) 第4条 会議所は、会館の管理に従事させるため、管理人を置くことができる。 (管理業務の委託) 第5条 会議所は、必要に応じて、会館の管理業務の一部を専門的技能を有する者に委託することができる。 (会館の開閉) 第6条 会館の開閉及び休館の日時は、次のとおりとする。 開館 午前8時30分 閉館 午後9時30分 休館 (1)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日) (2)施設内一斉清掃、設備点検の日 (3)<u>土・日曜日で会館の使用がない日</u> (会議室等の使用) 第7条 会議所は、会館の会議室等を一般の使用に供することができる。 2 本章において、「<u>会議室等</u>」とは、多目的ホール、4階研修室、<u>4階</u>会議室、5階研修室をいう。 (使用手続) 第8条 会議室等の使用を希望する者は、会館施設使用申込書(様式第1号)により<u>7日前までに会議所に申し込み</u>、あらかじめ専務理事の承認(様式第2号)を受けなければならない。ただし、<u>6か月</u>以前の予約申し込みはできない。 (使用の制限) 第9条 専務理事は、その使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室等の使用を否認、使用の承認を取り消し<u>又は</u>使用の停止を命ずることができる。 (1)～(2) (略) (3) <u>会議所の業務に支障をきたすおそれがあるとき。</u> (4) (略) 2 使用を承認した後に前項の禁止事項に該当すると認められた場合は、使用の承認を取り<u>消す</u>ものとする。	

	(使用料の減免) 第 11 条 専務理事が、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用者の義務) 第 13 条 使用者は、会議室等の施設、設備、器具又は備品(以下単に「施設等」という。)を損傷し、又は滅失しないように注意するとともに、<u>商工会議所</u>の指示に従わなければならない。 2 (略) 3 使用者が、会議室等の施設等に損害を生じさせたときは、専務理事が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、専務理事が、<u>やむを得ない理由</u>があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。 (賃貸物件) 第 16 条 <u>商工会議所</u>は、会館施設の一部を、<u>適当と認めた者に賃貸</u>することができる。 (申込み及び賃貸借契約) 第 17 条 前条の会館施設の一部を賃借しようとする者は<u>会館施設賃借申込書</u>(様式第 3 号)により<u>商工会議所</u>に申し込み、賃貸の承諾の通知を受けたときは、遅滞なく賃貸借契約証書(様式第 4 号)を作成提出しなければならない。 (保証金) 第 18 条 前条の賃貸借契約証書の提出に際しては、別に定める金額を保証金として添付し、納入しなければならない。ただし、特別の理由があるときは免除することができる。 2 (略) 3 賃借人に賃料の滞納又は損害賠償その他の理由から、当該賃貸借契約に基づく支払債務が生じたときは、<u>商工会議所</u>は、何らの催告をせずに、保証金のうちからその相当額をこれに充当することができる。 4 前項の場合において、<u>商工会議所</u>は、賃借人にその旨の通知をするものとし、賃借人はその通知を受けた日から 30 日以内に保証金の補充をしなければならない。 (賃料) 第 19 条 賃借料は、別に定める基準によって算出した賃貸借契約証書記載の金額とし、賃借人は毎月 25 日までにその月分の全額を、<u>商工会議所</u>又はその<u>指定人</u>に指図した場所において支払わなければならない。ただし、1 ヶ月未満の賃借料は日割計算とする。 2 前項の規定にかかわらず、経済事情の変動、土地又は建物価格の高低、租税その他の負担の増減等によって、約定賃料が不適当となったときは、<u>商工会議所</u>と賃借人で協議の上、前項の賃料を増額し、又は減額することができる。	(使用料の減免) 第 11 条 専務理事が、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。 (使用者の義務) 第 13 条 使用者は、会議室等の施設、設備、器具又は備品(以下単に「施設等」という。)を損傷又は滅失しないように注意するとともに、<u>会議所</u>の指示に従わなければならない。 2 (略) 3 使用者が、会議室等の施設等に損害を生じさせたときは、専務理事が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、専務理事が<u>やむを得ない理由</u>があると認めるときは、その額を減額又は免除することができる。 (賃貸物件) 第 16 条 <u>会議所</u>は、会館施設の一部を<u>適当と認めた者に賃貸</u>することができる。 (申込み及び賃貸借契約) 第 17 条 前条の会館施設の一部を賃借しようとする者は、<u>会館施設賃借申込書</u>(様式第 3 号)により<u>会議所</u>に申し込み、賃貸の承諾の通知を受けたときは、遅滞なく賃貸借契約証書(様式第 4 号)を作成提出しなければならない。 (保証金) 第 18 条 前条の賃貸借契約証書の提出に際しては、別に定める金額を保証金として添付し、納入しなければならない。ただし、特別の理由があるときは免除することができる。 2 (略) 3 賃借人に賃料の滞納、損害賠償又はその他の理由から、当該賃貸借契約に基づく支払債務が生じたときは、<u>会議所</u>は、何らの催告をせずに、保証金のうちからその相当額をこれに充当することができる。 4 前項の場合において、<u>会議所</u>は、賃借人にその旨の通知をするものとし、賃借人はその通知を受けた日から 30 日以内に保証金の補充をしなければならない。 (賃料) 第 19 条 賃借料は、別に定める基準によって算出した賃貸借契約証書記載の金額とし、賃借人は毎月 25 日までにその月分の全額を、<u>会議所</u>又はその<u>委託を受けた管理人</u>に、指図した場所において支払わなければならない。ただし、1 か月未満の賃借料は日割計算とする。 2 前項の規定にかかわらず、経済事情の変動、土地又は建物価格の高低、租税、その他の負担の増減等によって、約定賃料が不適当となったときは、<u>会議所</u>と賃借人で協議の上、前項の賃料を増額又は減額することができる。
--	--	--

	(貸事務所又は貸店舗内の実費負担) 第20条 貸事務所又は貸店舗内の電気、ガス及び水道の料金は、毎月末日をもって区切った実費計算により、賃借人において負担するものとし、翌月10日までにこれを<u>商工会議所</u>又はその<u>指定人</u>に、その指図した場所において支払わなければならない。ただし、専務理事がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。 2 賃借人が前項の料金を期日までに支払わないときは、<u>商工会議所</u>又は、その委託を受けた管理人において即時供給を停止することができる。 (共益費の分担) 第21条 賃借人は、共益費として冷暖房、共用場所の清掃、その他の共同分担すべき費用を、別に定める基準によって<u>商工会議所</u>、又はその<u>指定人</u>に支払うものとする。 (期間満了による解約及び更新) 第22条 期間満了の日の6ヶ月前に、<u>商工会議所</u>が賃借人に対し、更新の拒絶の通知、若しくは条件を変更しなければ更新しない旨の通知をした場合、又は賃借人が、期間満了の日の6ヶ月前に<u>商工会議所</u>に対して更新しない旨の通知をした場合を除き、当該賃貸借契約は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって継続する。継続期間が満了したときも、また同様とする。 (貸事務所又は貸店舗の使用) 第23条 賃借人は、貸事務所又は貸店舗を善良なる管理者の注意をもって占有使用し、あらかじめ<u>商工会議所</u>の事前の承諾なくして当該賃貸借契約証書に記載した使用目的以外にこれを使用してはならない。 (貸事務所又は貸店舗の修繕義務) 第25条 <u>商工会議所</u>の費用をもって施工した諸設備に修繕を要する個所が生じたときは、賃借人は速やかにその旨を<u>商工会議所</u>、又はその委託を受けた管理人に通知しなければならない。 2 前項の修繕は、<u>商工会議所</u>の費用をもって工事を施工するものとする。ただし、貸借物件内の建具類・蛍光灯その他の付属品等賃貸借物件の使用に必要な修繕費は、賃借人の負担とする。 (賃借人の賠償及び修繕の義務) 第26条 賃借人又はその代理人、使用人、請負人その他の出入人が故意又は過失により、次の施設又は設備に損害を生じさせたときは、すべて賃借人がこれを賠償しなければならない。 (1) 貸事務所又は貸店舗の施設、又は設備	(貸事務所又は貸店舗内の実費負担) 第20条 貸事務所又は貸店舗内の電気、ガス及び水道の料金は、毎月末日をもって区切った実費計算により、賃借人において負担するものとし、翌月10日までにこれを<u>会議所</u>又はその<u>委託を受けた管理人</u>に、その指図した場所において支払わなければならない。ただし、専務理事がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額又は免除することができる。 2 賃借人が前項の料金を期日までに支払わないときは、<u>会議所</u>又はその委託を受けた管理人において即時供給を停止することができる。 (共益費の分担) 第21条 賃借人は、共益費として冷暖房、共用場所の清掃、その他の共同分担すべき費用を、別に定める基準によって<u>会議所</u>又はその<u>委託を受けた管理人</u>に支払うものとする。 (期間満了による解約及び更新) 第22条 期間満了の日の6ヶ月前に、<u>会議所</u>が賃借人に対し、更新の拒絶の通知、条件を変更しなければ更新しない旨の通知又は賃借人が期間満了の日の6ヶ月前に<u>会議所</u>に対して更新しない旨の通知をした場合を除き、当該賃貸借契約は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって継続する。継続期間が満了したときも、また同様とする。 (貸事務所又は貸店舗の使用) 第23条 賃借人は、貸事務所又は貸店舗を善良なる管理者の注意をもって占有使用し、あらかじめ<u>会議所</u>の事前の承諾なくして当該賃貸借契約証書に記載した使用目的以外にこれを使用してはならない。 (貸事務所又は貸店舗の修繕義務) 第25条 <u>会議所</u>の費用をもって施工した諸設備に修繕を要する個所が生じたときは、賃借人は速やかにその旨を<u>会議所</u>又はその委託を受けた管理人に通知しなければならない。 2 前項の修繕は、<u>会議所</u>の費用をもって工事を施工するものとする。ただし、貸借物件内の建具類・蛍光灯その他の付属品等賃貸借物件の使用に必要な修繕費は、賃借人の負担とする。 (賃借人の賠償及び修繕の義務) 第26条 賃借人、その代理人、使用人、請負人又はその他の出入人が、故意又は過失により、次の施設又は設備に損害を生じさせたときは、すべて賃借人がこれを賠償しなければならない。 (1) 貸事務所又は貸店舗の施設又は設備
--	--	---

	(2) (略) (3) その他<u>商工会議所</u>の所有する施設又は設備 (内部造作) 第 27 条 賃借人は、<u>商工会議所</u>の事前の承諾を得ず、次の行為をしてはならない。ただし、<u>商工会議所</u>の承諾を得てする次の行為の費用は、賃借人の負担とする。 (1) 貸事務所又は貸店舗内の諸造作、間取り、建具その他の新設、付加、除去又は変更 (2)～(4) (略) (5) その他<u>商工会議所</u>内の施設、又は設備の現状の変更 (賃借人の保管及び火災予防の責任) 第 28 条 貸事務所又は貸店舗内における<u>商工会議所</u>が所有する設備及び賃借人が所有する物件は、賃借人において保管及び火災予防の責任があるものとする。 (賃貸人の貸事務所又は貸店舗への立入り) 第 29 条 <u>商工会議所</u>又はその委託を受けた管理人は、いつでも賃借人に通告してその貸事務所、又は貸店舗内に立ち入ることができ、かつ必要と認めたときは、何ら通告をせずこれを行うことができる。 (契約違反等による解約) 第 30 条 賃借人が賃料の支払を遅延し、2 ヶ月を経過したとき、その他この規程及び当該賃貸借契約の内容に違反したときは、<u>商工会議所</u>は何らの通知、催告、その他法定の手續を要することなく、直ちに当該賃貸借契約を解除することができる。 (明渡しの際の措置) 第 32 条 賃貸借契約の終了又は賃貸借契約を解除したときは、原因の如何にかかわらず、次の規定に従わなければならない。 (1) 賃借人は、自己の費用で当該貸事務所、又は貸店舗を原状に回復した上返還し、営業権、権利金、暖簾代その他、名義の如何を問わず、当該貸事務所又は貸店舗に付随する一切の利益及び移転料、立退料等を<u>商工会議所</u>に請求してはならない。ただし、原状回復に要する費用を<u>商工会議所</u>、又はその委託を受けた管理人に提供して、これが施行を委任することを妨げない。 (2) 当該貸事務所又は貸店舗内の賃借人が所有する物件を、契約終了の際に撤去しないときは、<u>商工会議所</u>又はその委託を受けた管理人は、任意にこれを処分することができる。 (3) 賃借人が契約終了又は解除後、なお完全に当該貸事務所又は貸店舗を明渡さないときは、賃借人は契約終了、又は解除の翌日から明渡し完了の日までの期間に相当する賃貸料の	(2) (略) (3) その他<u>会議所</u>の所有する施設又は設備 (内部造作) 第 27 条 賃借人は、<u>会議所</u>の事前の承諾を得ず、次の行為をしてはならない。ただし、<u>会議所</u>の承諾を得てする次の行為の費用は、賃借人の負担とする。 (1) 貸事務所又は貸店舗内の諸造作、間取り、建具、その他の新設、付加、除去又は変更 (2)～(4) (略) (5) その他<u>会議所</u>内の施設又は設備の現状の変更 (賃借人の保管及び火災予防の責任) 第 28 条 貸事務所又は貸店舗内における<u>会議所</u>が所有する設備及び賃借人が所有する物件は、賃借人において保管及び火災予防の責任があるものとする。 (賃貸人の貸事務所又は貸店舗への立入り) 第 29 条 <u>会議所</u>又はその委託を受けた管理人は、いつでも賃借人に通告してその貸事務所又は貸店舗内に立ち入ることができ、かつ必要と認めたときは、何ら通告をせずこれを行うことができる。 (契約違反等による解約) 第 30 条 賃借人が賃料の支払を遅延し、2 か月を経過したとき、その他この規程及び当該賃貸借契約の内容に違反したときは、<u>会議所</u>は何らの通知、催告、その他法定の手續を要することなく、直ちに当該賃貸借契約を解除することができる。 (明渡しの際の措置) 第 32 条 賃貸借契約の終了又は賃貸借契約を解除したときは、原因の如何にかかわらず、次の規定に従わなければならない。 (1) 賃借人は、自己の費用で当該貸事務所又は貸店舗を原状に回復した上、返還し、営業権、権利金、暖簾代、その他名義の如何を問わず、当該貸事務所又は貸店舗に付随する一切の利益及び移転料、立退料等を<u>会議所</u>に請求してはならない。ただし、原状回復に要する費用を<u>会議所</u>又はその委託を受けた管理人に提供して、これが<u>施工</u>を委任することを妨げない。 (2) 当該貸事務所又は貸店舗内の賃借人が所有する物件を、契約終了の際に撤去しないときは、<u>会議所</u>又はその委託を受けた管理人は、任意にこれを処分することができる。 (3) 賃借人が契約終了又は解除後、なお完全に当該貸事務所又は貸店舗を明渡さないときは、賃借人は契約終了又は解除の翌日から明渡し完了の日までの期間に相当する賃貸料の倍額
--	---	---

(4)規 則	倍額を損害金として<u>商工会議所</u>に支払うものとする。 (書面による意思表示) 第 33 条 この規程又は当該貸貸借契約の条項により、<u>商工会議所若しくはその委託を受けた管理人、又は賃借人がなすべき通知、又は承諾は、すべて書面によらなければならない。ただし、第 27 条第 4 号及び第 29 条の場合は、この限りではない。</u>	を損害金として会議所に支払うものとする。 (書面による意思表示) 第 33 条 この規程又は当該貸貸借契約の条項により、<u>会議所、その委託を受けた管理人又は賃借人が、なすべき通知又は承諾は、すべて書面によらなければならない。ただし、第 27 条第 4 号及び第 29 条の場合は、この限りではない。</u> 附 則 <u>この規程の第 1 条(目的)、第 4 条(管理人)、第 5 条(管理業務の委託)、第 6 条(会館の開閉)、第 7 条(会議室等の使用)、第 8 条(使用手続)、第 9 条(使用の制限)、第 11 条(使用料の減免)、第 13 条(使用者の義務)、第 16 条(賃貸物件)、第 17 条(申込み及び賃貸借契約)、第 18 条(保証金)、第 19 条(賃料)、第 20 条(貸事務所又は貸店舗内の実費負担)、第 21 条(共益費の分担)、第 22 条(期間満了による解約及び更新)、第 23 条(貸事務所又は貸店舗の使用)、第 25 条(貸事務所又は貸店舗の修繕義務)、第 26 条(賃借人の賠償及び修繕の義務)、第 27 条(内部造作)、第 28 条(賃借人の保管及び火災予防の責任)、第 29 条(賃貸人の貸事務所又は貸店舗への立入り)、第 30 条(契約違反等による解約)、第 32 条(明渡しの際の措置)、第 33 条(書面による意思表示)は、令和 4 年 3 月 8 日に改正し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。</u>
	1. 「職員就業規則」の一部改正について 2021 年 9 月 28 日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所_____	
	旧 条 文 (特別休暇) 第 43 条 職員が次の各号の一に該当するときは、専務理事の許可を得て、必要期間、特別休暇を取得することができる。 (1)～(6) (略) 2 前項による特別休暇を受ける期間は、無給とする。但し、年次有給休暇を保有する職員は、有給休暇の取得を行って当該期間に充当することができる。	新 条 文 (特別休暇) 第 43 条 職員が次の各号の一に該当するときは、専務理事の許可を得て、必要期間、特別休暇を取得することができる。 (1)～(6) (略) 2 前項による特別休暇を受ける期間は、無給とする。但し、年次有給休暇を保有する職員は、有給休暇の取得を行って当該期間に充当することができる。 3 <u>前 2 項の規定にかかわらず、専務理事が特に必要と認めた場合には、専務理事は当該職員に対し、有給の特別休暇を付与することができる。</u> 附 則 <u>(実施の時期)</u> <u>この規則の第 43 条(特別休暇)第 3 項は、令和 3 年 9 月 28 日に新設し、令和 3 年 7 月 3 日から適用する。</u>

(5) 内 規	2. 「職員就業規則」の一部改正について 2022年3月8日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所_____							
	旧 条 文 (休日) 第 27 条 休日は次の通りとする。 (1) 日曜日 (2) 国民の祝日 (3) 産業カレンダーによる休日 (4) その他、会議所が指定する日							
	新 条 文 (休日) 第 27 条 休日は次のとおりとする。 (1) 日曜日、土曜日 (2) 国民の祝日 (3) 産業カレンダーによる休日 (4) その他、会議所が指定する日							
	附 則 (実施の時期) この規則の第 27 条(休日)の改正は、令和 4 年 3 月 8 日に施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。							
	1. 「新型コロナウイルス感染症対応のための経営相談事業に関する内規」の廃止について 2022年3月1日開催の正副会頭会議に上程、廃止を決定した。							
	2. 「事業環境変化対応型支援事業に関する内規」の制定について 2022年3月1日開催の正副会頭会議に上程、制定を決定した。							
	制 定 条 文 (目 的) (1) 三条商工会議所(以下「当所」という。)の事業環境変化対応型支援事業(以下「本事業」という。)の経費支出に関する取り扱いはこの内規の定めるところによる。 (2) この内規の定めない事項については、当所専務理事がその都度決定するものとする。							
	(講師・専門相談員謝金) (1) 講師・専門相談員謝金の額は下記のとおりとする。(税別) <table><tr><td>区 分</td><td>1 時間あたり謝金</td></tr><tr><td>弁護士、中小企業診断士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等専門家及び専門機関</td><td>60,000 円以内</td></tr><tr><td>専門相談員</td><td>60,000 円以内</td></tr></table> (2) 前記のほか、特別な事情により別途謝金を定める場合は、当所専務理事の決裁を得るものとする。		区 分	1 時間あたり謝金	弁護士、中小企業診断士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等専門家及び専門機関	60,000 円以内	専門相談員	60,000 円以内
	区 分	1 時間あたり謝金						
	弁護士、中小企業診断士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等専門家及び専門機関	60,000 円以内						
専門相談員	60,000 円以内							
(講師・専門相談員等旅費) (1) 当所「役員旅費支給規程」に準じて適用する。 (2) 前記のほか、実費請求などにより旅費を支払う場合は、当所専務理事の決裁を得るものとする。								
(職員旅費) 本事業の実施に必要な職員旅費(日本商工会議所等が開催する研修会等の出席旅費を含む。)への出席旅費の額は、次のとおりとする。 (1) 当所職員 当所「職員旅費支給規程」を適用する。								
(その他の経費) 本事業の実施に際して支出するその他の経費の額は、日本商工会議所による「事業環境変化対応型支援事業実施商工会議所における経費支出基準」に基づき、実際に要する額とする。								
附 則 この内規は、当所と日本商工会議所との委託契約締結日より実施する。								

(6)要 綱	1. 「事業特別委員会の委員等再任基準に関する要綱」の一部改正について 2021 年 12 月 2 日開催の正副会頭会議に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所_____	
	旧 条 文	新 条 文
	(再任基準) 第 3 条 再任基準年齢は満 75 歳までとする。 2 再任基準期間は 3 期(9 年)までとする。 但し、所属の委員会を担当する副会頭はこの限りでない。 (任期中の取り扱い) 第 5 条 委員等が任期中に第 3 条第 1 号に定める事項に達した場合はその年度まで在任するものとする。 2 委員等が任期中に交代した場合は、後任者は前任者の任期満了まで在任するものとする。	(再任基準) 第 3 条 再任可能な年齢は満 75 歳までとする。但し、所属の委員会を担当する副会頭はこの限りでない。 2 再任可能な期間は 3 期(9 年)までとする。但し、所属の委員会を担当する副会頭はこの限りでない。 (任期の取り扱い) 第 5 条 委員等が任期中に第 3 条第 1 項に定める事項に達した場合は、任期満了まで在任するものとする。 2 委員等が任期中に交代した場合は、後任者は前任者の残任期間在任するものとする。 附 則 この要綱の第 3 条(再任基準)および第 5 条(任期の取り扱い)の改正は、令和 3 年 12 月 2 日より適用する。

2. 組 織

(1) 会 員 ① 会 員 数

区 分	前年度末現在 会員数	新規加入者数	退会者数	年度末現在 会員数
個 人	707	23	44	686
法 人	1,373	16	31	1,358
団 体	7	0	1	6
合 計	2,087	39	76	2,050

② 部 会

部 会 名	主 な 所 属 業 種	所属部会員数
工 業	利器工匠具・手道具製造業、金属表面処理業、金属プレス製品製造業 金属工作機械製造業、木製品製造業、プラスチック製品製造業	589
建 設	一般土木建築工事業、建築設計業、一般電気工事業、木造建築工事業	308
観光・サービス業	一般食堂、料亭、バー・酒場、理美容業、ホテル・旅館、洗濯業	213
商 業	酒小売業、電気機械器具小売業、各種食料品小売業、婦人服小売業	196
金 物 卸	金物卸売業、その他の卸売業	158
諸 業	税理士事務所、社会保険労務士事務所、生活関連サービス業	152
一 般 卸	金属加工機械卸売業、ガソリンスタンド、その他の卸売業	131
交 通 ・ 運 輸	一般貨物自動車運送業、自動車小売業、自動車一般整備業	77
金 融	信用金庫、普通銀行、信用協同組合、保険業、保険代理業	63
食 品 関 連	食料品製造業、果実卸売業、食料・飲料卸売業	59
印 刷 紙 器 関 連	印刷業、紙器製造業、ダンボール製造業、製版業、デザイン業	52
鐵 鋼	鉄鋼卸売業、鉄鋼シャースリット業、鉄スクラップ卸売業	52
合 計		2,050

③ 委 員 会

委 員 会 名	主 な 審 議 事 項	委員数
総 務 委 員 会	予算・決算等の会議所財政に関する審議、組織強化のための会員増強等、 会議所運営に関する事項(事業計画、予算審議、事業報告、決算審議、 会員組織、財政対策、会館運営全般、労働雇用対策、働き方改革など)	12
産 業 政 策 委 員 会	地域の技能、技術力向上及び人材育成、企業経営など産業振興全般に関す る事項(工業技術振興、金物、小売、サービス業振興、小規模事業振興、創 業、後継者対策、人材育成など)	20
地域活性化まちづくり委員会	産業インフラ整備促進、市街地の活性化に関する事項(意見・要望活動、産 業インフラ、まちづくり推進など)	19

(2) 特定商工業者

[基準日]2021年4月1日

区 分	特定商工業者数	内 訳	
		会 員 数	非会員数
個 人	81	39	42(36)
法 人	1,411	1,090	321(277)
合 計	1,492	1,129	363(313)

()内は非会員のうち負担金を納入している数

(3) 役 員

① 定数及び実数

区 分	定 数	実 数
会 頭	1名	1名
副 会 頭	3名	3名
専 務 理 事	1名	1名
常 議 員	40名	40名
監 事	3名	3名

②正副会頭・ 専務理事・ 常議員・監事	役員名	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種
	会 頭	兼 古 耕 一	(株)兼古製作所 社長	作 業 工 具 製 造
	副 会 頭	西 潟 精 一	三条信用金庫 理事長	信 用 金 庫
		岡 田 久 徳	(株)岡久 会長	塗 料 卸 売
		野 崎 正 明	(株)野崎忠五郎商店 社長	鐵 鋼 卸 売
	専 務 理 事	長谷川 正 実		
	常 議 員	相 場 健一郎	相場産業(株) 社長	作 業 工 具 製 造
		歸 山 肇	(株)カエリヤマ 社長	金 属 加 工
		川 崎 国 雄	(株)川崎合成樹脂 会長	プ ラ ス チ ッ ク 成 形
		斎 藤 直 人	シマト工業(株) 社長	金 属 プ レ ス 加 工
		下 村 啓 治	下村工業(株) 会長	利 器 工 匠 具 製 造
		渡 辺 徹	シンワ測定(株) 社長	測 定 器 製 造
		梨 本 次 郎	(株)梨本商店 社長	金 属 加 工 機 械 卸 売
		野 崎 喜一郎	(株)野崎製作所 社長	金 属 プ レ ス 加 工
		加 藤 伸 夫	北陸工業(株) 社長	鍛 造 品 製 造
		齋 藤 一 成	(株)マルサ 社長	建 築 用 金 属 製 品 製 造
		安 達 俊 明	(有)熊倉建設設計事務所 社長	建 築 設 計
		外 山 豊	(株)外山組 専務	土 木 建 築 工 事
		永 桶 俊 一	(株)ナガオケ 社長	一 般 管 工 事
		長谷川 武	(株)長谷川興産 社長	土 木 工 事
		本 間 好 夫	本間電機工業(株) 会長	一 般 電 気 工 事
		加 藤 將 利	角利産業(株) 社長	金 物 卸 売
		長 岡 信 治	(株)ナガオカ・リコー 社長	〃
		中 條 克 俊	(株)中條金物 社長	〃
		柄 沢 利 文	(株)ハーモニック 社長	〃
		元 川 由 郎	割烹魚もと 代表	料 亭
		大 野 新 吉	(有)角屋 饒心亭おゝ乃 会長	〃
		石 川 友 意	(株)三条ロイヤルホテル 社長	ホ テ ル
		山 崎 修	(有)かつば屋 会長	菓 子 小 売
		丸 山 裕 介	フレッシュはな正(株) 社長	花 小 売
		星 野 健 司	(株)星野園茶舗 社長	お 茶 小 売
		齋 藤 吉 弘	あおば社労士事務所 代表	社 労 士 事 務 所
		石 月 良 典	税理士法人Pier Tax 代表社員	税 理 士 事 務 所
		関 根 龍 一	関根税務会計事務所 代表	〃
		狩 野 章	(株)狩野久二商店 社長	油 脂 研 磨 材 卸 売
		吉 井 直 樹	富士電材(株) 社長	電 気 機 械 器 具 卸 売
		佐 々 健	(株)エス.タクシー 社長	旅 客 運 送
		藤 田 英 昭	(株)藤田自動車 社長	自 動 車 小 売
		樋 口 勤	(株)オーシャンシステム 会長	各 種 食 料 品 小 売
		田 代 徳太郎	(株)マルヨネ 社長	食 品 製 造
		佐 藤 一 正	三條信用組合 理事長	信 用 組 合
		長谷川 徹	(株)第四北越銀行 三条支店 支店長	銀 行
		早 川 瀧 雄	(株)トキワ印刷 会長	印 刷
		西 山 徳 芳	(株)西山カートン 社長	段 ボ ー ル 製 造
		相 場 亮 嗣	相場商事(株) 社長	鐵 鋼 卸 売
外 山 浩 玲		(株)外山精一商店 社長	〃	
監 事	石 川 勝 行	石川公認会計士事務所 代表	公 認 会 計 士 事 務 所	
	宮 原 洋 一	三洋産業(株) 社長	金 物 卸 売	
	近 藤 雄 介	近藤與助工業(株) 社長	鐵 鋼 卸 売	
(4)議 員 ①定数及び実数				
	区 分	定 数	実 数	
	1号議員	60名	60名	
	2号議員	42名	42名	
	3号議員	18名	18名	
	合 計	120名	120名	

②1号議員	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種	部会名
	相 場 美栄子	相栄産業(株) 社長	自動車部品製造	工業
	相 田 聡	(株)相田合同工場 社長	利器工器具製造	〃
	板 垣 薫	板垣金属(株) 社長	精密板金加工	〃
	金 子 薫	カネコ総業(株) 社長	木製品製造	〃
	川 崎 富士雄	(株)川崎製作所 社長	金属部品製造	〃
	近 藤 直 義	(株)協進 社長	金属プレス加工	〃
	坂 井 信 行	(株)坂源 社長	利器工器具製造	〃
	丸 山 勝	三条精密工業(株) 会長	精密板金加工	〃
	須 佐 直 樹	(株)須佐製作所 社長	利器工器具製造	〃
	鈴 木 一	(有)鈴文 社長	建築金物製造	〃
	小 林 知 行	(株)諏訪田製作所 社長	利器工器具製造	〃
	関 川 修 司	関川木工所 代表	木製品製造	〃
	曾 根 忠 幸	(株)タダフサ 社長	利器工器具製造	〃
	田 中 康 之	(株)田中衡機工業所 社長	測定器製造	〃
	石 井 真 人	トップ工業(株) 社長	作業工具製造	〃
	野 崎 喜 嗣	(株)野崎プレス 社長	金属プレス製品製造	〃
	日野浦 司	日野浦刃物工房 代表	利器工器具製造	〃
	長谷川 直 哉	(株)マルト長谷川工作所 社長	作業工具製造	〃
	大 方 一	(株)大方電機 社長	一般電気工事	建設
	齊 藤 眞 澄	(有)齊藤造園 社長	造園工事	〃
	谷 川 和 夫	(株)三条金子建設 社長	土木建築工事	〃
	船 越 良 則	三条サッシ工業(株) 社長	サッシ工事	〃
	外 山 豊	(株)外山組 専務	土木建築工事	〃
	長谷川 恵 慈	長谷由工業(株) 会長	鉄骨工事	〃
	外 山 貢	福一興産(株) 社長	不動産代理・仲介	〃
	本 間 好 夫	本間電機工業(株) 会長	一般電気工事	〃
	加 藤 將 利	角利産業(株) 社長	金物卸売	金物卸
	中 條 克 俊	(株)中條金物 社長	〃	〃
	柄 沢 利 文	(株)ハーモニック 社長	〃	〃
	馬 場 眞 樹	馬場長金物(株) 社長	〃	〃
	広 野 悦 弘	広野産業(株) 社長	〃	〃
	山 谷 武 範	(株)山谷産業 社長	〃	〃
	明田川 賢 一	(資)越前屋ホテル 代表社員	ホテル	観光・サービス業
	岩 城 守	大観楼 代表	中華料理店	〃
	小 山 廣 志	日本料理小山屋 代表	料亭	〃
	石 山 早 苗	(有)ピュアシャイニング 社長	バー・キャバレー・ナイトクラブ	〃
	広 岡 豊 樹	(株)松木屋 社長	料亭	〃
	山 崎 修	(有)かつぼ屋 会長	菓子小売	商業
	丸 山 俊 雄	家庭用品センターマルチャー 代表	家庭日用品小売	〃
	水 野 一 郎	(株)みずの 社長	化粧品小売	〃
	白 椿 弘 栄	山重酒店 代表	酒類小売	〃
	齋 藤 吉 弘	あおば社労士事務所 代表	社労士事務所	諸業
	落 合 益 夫	(株)コンピュータシステム 会長	ソフトウェア開発	〃
	石 月 良 典	税理士法人Pier Tax 代表社員	税理士事務所	〃
	関 根 龍 一	関根税務会計事務所 代表	〃	〃
	池 上 勝 彦	池上石油(株) 社長	ガソリンスタンド	一般卸
	外 山 博 康	三恵(株) 社長	塗料卸売	〃
	渡 部 宏	(株)ホイストクレーン 社長	電気機械器具修理	〃
	佐 々 健	(株)エス.タクシー 社長	旅客運送	交通・運輸
	石 山 昌 宏	石山自動車(株) 社長	自動車一般整備	〃
	川 本 高 志	中越交通(株) 社長	旅客運送	〃
	白 鳥 賢	(有)四季の定期便 社長	各種食料品小売	食品関連
	村 松 浩太郎	(有)とんかつ三条 社長	一般食堂	〃
	田 代 徳太郎	(株)マルヨネ 社長	食料品製造	〃
	佐 藤 一 正	三條信用組合 理事長	信用組合	金融
	小 林 弘 樹	(株)大光銀行 三条支店 支店長	銀行	〃

	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種	部会名
	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種	部会名
③ 2号議員	玉 木 敏	(株)サンユー印刷 会長	印 刷	印刷紙器関連
	西 山 徳 芳	(株)西山カートン 社長	段 ボ ー ル 製 造	〃
	栗 山 正 男	(株)栗山庄之助商店 社長	鐵 鋼 卸	鐵 鋼
	柳 取 崇 之	ヤナドリ鋼鉄(株) 社長	鉄鋼シャースリット	〃
③ 2号議員	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種	部会名
	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種	部会名
	五十嵐 孫 六	五十嵐刃物工業(株) 社長	利 器 工 匠 具 製 造	工 業
	歸 山 肇	(株)カエリヤマ 社長	金 属 加 工	〃
	齋 藤 孝之輔	(株)齋鐵 社長	ガス機器・石油機器製造	〃
	坂 田 匠	(株)サカタ製作所 社長	建設用・建築用金属製品製造	〃
	斎 藤 直 人	シマト工業(株) 社長	金 属 プ レ ス 加 工	〃
	下 村 啓 治	下村工業(株) 会長	利 器 工 匠 具 製 造	〃
	中 山 隆	中山鉄工所 代表	機 械 加 工	〃
	成 田 秀 雄	(株)ナリタ工業 社長	作 業 工 具 製 造	〃
	野 崎 喜一郎	(株)野崎製作所 社長	金 属 プ レ ス 加 工	〃
	今 井 道 郎	(株)野水機械製作所 会長	各 種 機 械 製 造	〃
	加 藤 伸 夫	北陸工業(株) 社長	鍛 造 品 製 造	〃
	齋 藤 一 成	(株)マルサ 社長	建設用金属製品製造	〃
	福 田 隆 宏	マルナオ(株) 社長	木 製 品 製 造	〃
	遠 藤 和 秀	遠藤板金工業(有) 社長	鋳 金 工 事	建 設
	石 川 昌 弘	(株)向陽園 社長	造 園 工 事	〃
	永 井 龍 雄	(株)ナガイ 社長	大 工 工 事	〃
	長谷川 武	(株)長谷川興産 社長	土 木 工 事	〃
	須 藤 昭	(有)松永左官工業 社長	左 官 工 事	〃
	石 黒 隆 夫	(株)喜久和 社長	金 物 卸 売	金 物 卸
	高 森 武 志	高森コーキ(株) 社長	〃	〃
	長 岡 信 治	(株)ナガオカ・リコー 社長	〃	〃
	内 田 良 治	(株)矢嶋屋 社長	〃	〃
	本 田 芳 久	(有)魚長 社長	料 亭	観光・サービス業
	大 野 新 吉	(有)角屋 饞心亭おゝ乃 会長	〃	〃
	石 橋 昭 尚	(有)二洲楼 社長	〃	〃
	鈴 木 直	(有)スズトー 社長	呉 服 ・ 服 地 小 売	商 業
	柄 沢 幸 一	(有)つるがや 社長	菓 子 小 売	〃
	星 野 健 司	(株)星野園茶舗 社長	お 茶 小 売	〃
	中 澤 泰二郎	中澤泰二郎法律事務所 代表	弁 護 士 事 務 所	諸 業
	野 寄 久 雄	富士教育研究会 代表	学 習 塾	〃
	新 保 智 也	江戸川産業(株) 社長	プラスチック材料販売	一 般 卸
	五十嵐 淳	(株)ローハチ 社長	日 用 雑 貨 販 売	〃
	横 山 惣一郎	三新自動車(株) 部長	自 動 車 一 般 整 備	交 通 ・ 運 輸
	岡 田 大 介	三陸運送(株) 会長	貨 物 運 送	〃
	藤 田 英 昭	(株)藤田自動車 社長	自 動 車 小 売	〃
	樋 口 勤	(株)オーシャンシステム 会長	各 種 食 料 品 小 売	食 品 関 連
	長谷川 徹	(株)第四北越銀行 三条支店 支店長	銀 行	金 融
	桑 原 優	新潟縣信用組合 三条支店 支店長	信 用 組 合	〃
	石 川 一 昭	(株)K. いしかわ 社長	印 刷	印刷紙器関連
	早 川 瀧 雄	(株)トキワ印刷 会長	〃	〃
	相 場 亮 嗣	相場商事(株) 社長	鐵 鋼 卸	鐵 鋼
	外 山 浩 玲	(株)外山精一商店 社長	〃	〃
④ 3号議員	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種	部会名
	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種	部会名
	相 場 健一郎	相場産業(株) 社長	作 業 工 具 製 造	工 業
	川 崎 国 雄	(株)川崎合成樹脂 会長	プ ラ ス チ ッ ク 成 形	〃
	内 山 照 嘉	(株)三条特殊鋳工所 社長	鋳 物 製 造	〃
	渡 辺 徹	シンワ測定(株) 社長	測 定 器 製 造	〃

(5) 部会長・副部会長	氏 名		企業の名称及び企業上の地位	企業の業種	部会名
	梨 本 次 郎	(株)梨本商店 社長	金 属 加 工 機 械 卸 売	工 業	
	五十嵐 利 行	新潟精機(株) 社長	測 定 器 製 造	〃	
	安 達 俊 明	(有)熊倉建設設計事務所 社長	建 築 設 計	建 設	
	熊 倉 高 志	(株)熊倉建築事務所 社長	〃	〃	
	永 桶 俊 一	(株)ナガオケ 社長	一 般 管 工 事	〃	
	金 子 太 一 郎	金武(株) 社長	金 物 卸 売	金 物 卸	
	高 橋 司	(株)高儀 会長	〃	〃	
	元 川 由 郎	割烹魚もと 代表	料 亭	観光・サービス業	
	石 川 友 意	(株)三条ロイヤルホテル 社長	ホ テ ル	〃	
	池 清 一	(有)宇智華 社長	雑 貨 小 売	商 業	
	丸 山 裕 介	フレッシュはな正(株) 社長	花 小 売	〃	
	佐 藤 弘 志	(株)全研ビルサービス 会長	ビ ル 総 合 管 理	諸 業	
	狩 野 章	(株)狩野久二商店 社長	油 脂 研 磨 材 卸 売	一 般 卸	
	吉 井 直 樹	富士電材(株) 社長	電 気 機 械 器 具 卸 売	〃	
	①工業部会				
	役 職	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種	
	部 会 長	齋 藤 一 成	(株)マルサ 社長	建設用金属製品製造	
	副 部 会 長	齋 藤 直 人	シマト工業(株) 社長	金 属 プ レ ス 加 工	
	〃	渡 辺 徹	シンワ測定(株) 社長	測 定 器 製 造	
	②建設部会				
	役 職	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種	
	部 会 長	長谷川 武	(株)長谷川興産 社長	土 木 工 事	
	副 部 会 長	安 達 俊 明	(有)熊倉建設設計事務所 社長	建 築 設 計	
	〃	本 間 好 夫	本間電機工業(株) 会長	一 般 電 気 工 事	
③金物卸部会					
役 職	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種		
部 会 長	中 條 克 俊	(株)中條金物 社長	金 物 卸 売		
副 部 会 長	馬 場 眞 樹	馬場長金物(株) 社長	〃		
〃	山 谷 武 範	(株)山谷産業 社長	〃		
④観光・サービス部会					
役 職	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種		
部 会 長	元 川 由 郎	割烹魚もと 代表	料 亭		
副 部 会 長	大 野 新 吉	(有)角屋 饒心亭おゝ乃 会長	〃		
〃	石 川 友 意	(株)三条ロイヤルホテル 社長	ホ テ ル		
⑤商業部会					
役 職	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種		
部 会 長	星 野 健 司	(株)星野園茶舗 社長	お 茶 小 売		
副 部 会 長	山 崎 修	(有)かつば屋 会長	菓 子 小 売		
〃	丸 山 俊 雄	家庭用品センターマルチョー 代表	家 庭 日 用 品 小 売		
⑥諸業部会					
役 職	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種		
部 会 長	関 根 龍 一	関根税務会計事務所 代表	税 理 士 事 務 所		
副 部 会 長	齋 藤 吉 弘	あおば社労士事務所 代表	社 労 士 事 務 所		
〃	石 月 良 典	税理士法人Pier Tax 代表社員	税 理 士 事 務 所		
⑦一般卸部会					
役 職	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種		
部 会 長	狩 野 章	(株)狩野久二商店 社長	油 脂 研 磨 材 卸 売		
副 部 会 長	吉 井 直 樹	富士電材(株) 社長	電 気 機 械 器 具 卸 売		
〃	渡 部 宏	(株)ホイストクレーン 社長	電 気 機 械 器 具 修 理		

⑧交通・運輸部会	役 職	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種
	部 会 長	藤 田 英 昭	(株)藤田自動車 社長	自 動 車 小 売
	副 部 会 長	佐 々 健	(株)エス.タクシー 社長	旅 客 運 送
	〃	横 山 惣一郎	三新自動車(株) 部長	自 動 車 一 般 整 備
⑨食品関連部会	役 職	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種
	部 会 長	樋 口 勤	(株)オーシャンシステム 会長	各 種 食 料 品 小 売
	副 部 会 長	村 松 浩太郎	(有)とんかつ三条 社長	一 般 食 堂
	〃	田 代 徳太郎	(株)マルヨネ 社長	食 料 品 製 造
⑩金融部会	役 職	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種
	部 会 長	長谷川 徹	(株)第四北越銀行 三条支店 支店長	銀 行
	副 部 会 長	佐 藤 一 正	三條信用組合 理事長	信 用 組 合
	〃	小 林 弘 樹	(株)大光銀行 三条支店 支店長	銀 行
⑪印刷紙器関連部会	役 職	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種
	部 会 長	早 川 瀧 雄	(株)トキワ印刷 会長	印 刷
	副 部 会 長	玉 木 敏	(株)サンユー印刷 会長	〃
	〃	西 山 徳 芳	(株)西山カートン 社長	ダンボール製造
⑫鐵鋼部会	役 職	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種
	部 会 長	相 場 亮 嗣	相場商事(株) 社長	鐵 鋼 卸 売
	副 部 会 長	栗 山 正 男	(株)栗山庄之助商店 社長	〃
	〃	外 山 浩 玲	(株)外山精一商店 社長	〃
(6)委員長・副委員長				
①総務委員会	役 職	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種
	委 員 長	齋 藤 一 成	(株)マルサ 社長	建設用金属製品製造
	副 委 員 長	中 條 克 俊	(株)中條金物 社長	金 物 卸 売
	〃	元 川 由 郎	割烹魚もと 代表	料 亭
②産業政策委員会	役 職	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種
	委 員 長	齋 藤 直 人	シマト工業(株) 社長	金 属 プ レ ス 加 工
	副 委 員 長	佐 藤 一 正	三條信用組合 理事長	信 用 組 合
	〃	外 山 浩 玲	(株)外山精一商店 社長	鐵 鋼 卸 売
③地域活性化 まちづくり委員会	役 職	氏 名	企業の名称及び企業上の地位	業 種
	委 員 長	長 岡 信 治	(株)ナガオカ・リコー 社長	金 物 卸 売
	副 委 員 長	本 間 好 夫	本間電機工業(株) 会長	一 般 電 気 工 事
	〃	明田川 賢 一	(資)越前屋ホテル 代表社員	ホ テ ル
(7)顧問・相談役・参与	顧 問	滝 沢 亮	三条市長	
		佐 藤 和 雄	三条市議会議長	
		羽二生 良 夫	元三条商工会議所 会頭	
		渡 辺 勝 利	元三条商工会議所 会頭	
		齋 藤 弘 文	元三条商工会議所 会頭	
	相 談 役	杉 野 良 介	元三条商工会議所 副会頭	
		坂 本 洋 司	元三条商工会議所 副会頭	

	相 談 役	馬 場 信 彦 山 井 太 加 藤 敏 敦 本 間 晃	元三条商工会議所 副会頭 元三条商工会議所 副会頭 元三条商工会議所 副会頭 元三条商工会議所 副会頭
	参 与	小 林 一 芳 福 田 健 男 野 崎 勝 康 曾 根 忠 一 郎 熊 倉 和 夫 木 宮 隆 松 崎 仁 坂 井 幸 二 小 越 憲 泰 長谷川 直 佐 藤 均 白 井 松 雄 桑 原 栄 助 小 柳 潤 一 高 波 久 雄 坂 井 範 夫 藤 田 實 柄 沢 憲 司 石 橋 育 於 箕 輪 勲 男 大久保 秀 男 捧 雄 一 郎 平 林 直 和 渡 邊 喜 彦 加 藤 謙 一 三 林 浩 和 浅 岡 正 剛 西 巻 克 郎 古 澤 富 雄	(株)コロナ 社長 マルナオ(株) 会長 (株)野崎プレス 会長 (株)タダフサ 会長 (株)井関新潟製造所 社長 (株)キミヤ 会長 (株)三條機械製作所 社長 (株)野島製作所 会長 (株)ハイサーブウエノ 会長 (株)マルト長谷川工作所 会長 東北電力(株) 新潟県中央営業所 所長 北陸ガス(株) 長岡支社 支社長 (株)桑原工業 社長 三条文化建設(株) 会長 パール金属(株) 会長 (株)坂謙 会長 (株)フジタ 会長 (株)ハーモニック 会長 (有)二洲楼 会長 (有)ミノワ 社長 大久保秀男税理士事務所 代表 (株)コメリ 社長 日本通運(株) 三条支店 支店長 マルソー(株) 会長 (株)日本政策金融公庫 三条支店 支店長 新潟県信用保証協会 県央支店 支店長 アクサ生命保険(株) 新潟支社 支社長 西巻印刷(株) 会長 元三条商工会議所 専務理事
(8)そ の 他 ①振興委員会	活動休止中		
	②小規模事業者経営 改善資金審査委員	〔委 員 長〕 岡田 久徳 〔委 員〕 関根 龍一、 下村 啓治、 笠原 龍輔、 金子太一郎	
	③経営安定特別 相談室構成員	〔商 工 調 停 士〕 岡田 久徳 〔弁 護 士〕 石川 佳代 〔公認会計士、税理士〕 関根 龍一 〔中小企業診断士〕 佐野 盛也、 土田 正憲	

3. 選挙及び選任

(1) 議員

①第30期補欠

A.1号議員

告示	2021年 6月 14日
選挙人名簿閲覧期間	2021年 6月 17日～30日
選挙人名簿確定	2021年 7月 7日
選挙日	2021年 7月 14日
選挙の会場	商工会議所
選挙すべき議員数	1名
候補者提出期限	2021年 7月 9日
選挙立会人	5名
候補者数	1名
候補者届出の告示	2021年 7月 9日
無投票当選者の確定並びに告示	2021年 7月 14日

(2) 役員

①第30期補欠

役職	常議員
選任年月日	2021年 6月 29日
選任数	1名

4. 事務局

(1) 事務局機構

課名・室名	所掌事務の概要
企 画 課	共済(特定退職金共済、日商共済、アクサ生命保険、ひまわり共済)、情報発信(会報発行、HP管理、メルマガ発行)、創立 80 周年記念事業、BCP策定、行動計画策定、SDGs取組推進
総 務 課	財務・経理、庶務、組織の強化、法定台帳の管理運用、会費・負担金の収納、共済(自動車共済、火災共済、生命共済)、会館施設運用・管理
経 営 支 援 課	小規模事業者経営改善普及事業、経営発達支援事業、税務・経理指導、記帳継続指導、労務管理・労使関係改善指導、小規模企業振興活動、その他中小企業振興に係る相談・指導等に関する事項、統計調査、日本商工会議所検定、中小企業者の金融相談・斡旋、その他会員サービスの推進に関する事項
産 業 振 興 課	産業振興に資する講演会・講習会、産業施策についての建議、見本市・展示会等の開催・出展、貿易取引の振興、商取引に関する照会、企業の経営・技術に関する調査研究、工業所有権・知的財産権の普及・促進、中小企業ODA事業、その他産業振興推進

(2) 事務局職員

①主な職員

[事務局長・中小企業相談所長(兼務)]和田 稔

②職員数

区 分	一般職員	経営指導員	補助員	記帳専任職員	記帳指導職員	臨時・パート・派遣	合 計
男	9名	4名	1名	0名	0名	1名	15名
女	4名	1名	1名	1名	1名	2名	10名
合 計	13名	5名	2名	1名	1名	3名	25名

5. 庶 務

(1)文 書	発 信	受 信										
	437	2,924										
(2)表彰・受賞 ①表 彰	[永年勤続従業員表彰] 2021年11月23日・被表彰者数											
	年数	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	合 計
	人数	189	198	157	112	100	63	44	10	7	0	880
②受 賞	年月日	内 容										
	'21. 4. 29	【旭日単光章受章】長谷川直 氏[(株)マルト長谷川工作所]										
	4. 29	【旭日双光章受章】小柳潤一 氏[三条文化建設(株)]										
③慶弔・その他	6. 3	【関東経済産業局長表彰】中山真 氏[中越交通(株)]										
	'22. 3. 17	【日本商工会議所 事業活動表彰「新型コロナウイルス感染症ワクチンの中小企業への共同接種」】三条商工会議所										
	年月日	内 容										
	'21. 4. 2	三条印刷(株) 渋谷前会長 お別れの会										
	4. 7	(株)滝口製作所 滝口元社長(元役員) 告別式										
	4. 7	(有)魚由 堀口社長ご尊父 告別式										
	4. 11	(株)竹石瓦店 竹石社長ご母堂 告別式										
	4. 14	(株)山要製作所 山口社長ご祖母 告別式										
	4. 19	(株)石黒板金工業所 石黒社長ご尊父 告別式										
	4. 25	小吉屋渡辺木工所 渡辺代表ご令室 告別式										
	4. 28	三条工具(株) 板垣専務 告別式										
	5. 1	(有)福島熔機商会 道見会長 告別式										
	5. 2	(株)ツボフジ 押野見社長 告別式										
	5. 2	(株)ワタヨ 渡辺社長ご母堂 告別式										
	6. 12	ヤナドリ鋼鉄(株) 柳取社長(1号議員)ご母堂 告別式										
	6. 14	(株)栗山庄之助商店 栗山社長(1号議員)ご母堂 告別式										
	6. 16	(有)皆川建築 皆川社長 告別式										
	6. 17	川口工器(株)、川口商事(株) 川口元社長(元役員) 告別式										
	6. 23	(株)ビップ、ホクリク総業(株) 加藤相談役 告別式										
	7. 4	(有)吉川工業 吉川社長 告別式										
	7. 21	(株)サカタ製作所 日本経済団体連合会入会 祝電										
	8. 20	(株)よね蔵 山田社長ご尊父 告別式										
	8. 20	料亭福海老 阿部代表ご母堂 告別式										
	8. 23	(株)よね新 小林社長ご尊父 告別式										
	9. 8	白井産業(株) 白井社長ご母堂 告別式										
	9. 9	(株)ファーストライン 福井社長ご母堂 告別式										
	9. 12	(有)長野商店 長野社長ご尊父 告別式										
	9. 16	TKOカンパニー 山田代表ご尊父 告別式										
	9. 20	池田研磨 池田代表ご令兄 告別式										
	10. 8	(有)野島刺繍 野島社長ご母堂 告別式										
	10. 18	(有)梅心子 梅田社長ご令室 告別式										
	10. 26	北日本宣伝(株) 嘉瀬社長ご尊父 告別式										
	10. 31	(株)梨本商店 梨本会長(元役員)ご令室 告別式										
	11. 3	(株)桑原アート 桑原社長ご母堂 告別式										
	11. 7	榎寅工業 榎本代表ご尊父 告別式										
	11. 10	マルタミ佐藤土建(有) 佐藤社長 告別式										
	11. 10	(有)ストカ 斎藤社長ご母堂 告別式										
	11. 11	三樹屋呉服店 五十嵐代表 告別式										
	11. 11	泉秋薬局 鶴巻代表 文部科学省 令和3年度学校保健及び学校安全表彰受賞 祝電										

年月日	内 容
'21. 11. 12	塚本重機 塚本社長ご尊父 告別式
11. 12	(株)スリーピークス技研 火災見舞
11. 13	(株)栗山百造 栗山社長ご母堂 告別式
11. 17	ファミリー飯店青龍 青木代表ご令嬢 告別式
11. 17	オバタ工業 小幡代表 告別式
11. 18	金武(株) 金子社長(3号議員)ご尊父 告別式
11. 19	(株)岡久 岡田会長(副会頭) 令和3年度県知事表彰受賞 祝電
11. 23	(株)第一総業 源川社長 告別式
11. 25	(株)中央製版 小林(元役員) 告別式
11. 28	伊藤シャーリング(有) 伊藤社長 告別式
11. 30	Kurt Product 兼古代表 告別式
12. 17	(有)二洲楼 令和3年度食品衛生事業功労者厚生労働大臣表彰受賞 祝電
12. 20	(株)オオフチ 大淵社長ご丈母 告別式
12. 24	(株)兼古製作所 兼古社長(会頭) 日刊工業新聞社 第39回優秀経営者顕彰優秀経営者賞受賞 祝電
12. 29	北陸工業(株)五十嵐元社長(元役員) 告別式
12. 30	高森コーキ(株) 高森相談役(元役員) 告別式
'22. 1. 8	三条サッシ工業(株) 船越社長(1号議員)ご令室 告別式
1. 9	(株)川口造吉商店 川口社長ご尊父 告別式
1. 12	広野産業(株) 広野社長(1号議員)ご尊父 告別式
1. 20	マルソー(株) 渡邊会長(参与)ご母堂 告別式
1. 22	(株)鈴幸組 鈴木社長ご尊父 告別式
1. 27	(有)アリキ鋼販 有木社長ご尊父 告別式
2. 3	(株)マスカガミ 中野社長ご母堂 告別式
2. 9	ヤマダプレス工房 山田代表 告別式
2. 9	お食事処はらや 原代表ご祖母 告別式
2. 11	塚本重機 塚本代表ご母堂 告別式
2. 18	マルケン産業(株) 青木社長 告別式
2. 20	(株)ホテイヤ 外山前社長(元役員)ご令室 告別式
2. 22	(有)ショッピング山谷 山谷社長ご尊父 告別式
2. 23	(株)ワイテーカー工業 吉田社長ご母堂 告別式
2. 27	鶴巻自転車店 鶴巻代表 告別式
2. 28	アクサ生命保険(株)新潟県中央営業所 武藤所長ご母堂 告別式
2. 28	大西設備管工(株) 大西社長ご尊父 告別式
2. 28	(株)カネギ 信賀社長 2021年度優良経営食料品小売店表彰事業 農林水産大臣賞受賞 祝電
3. 13	(株)東栄自動車 鈴木社長ご尊父 告別式
3. 30	(株)須佐製作所 須佐社長(1号議員) 傷病見舞

6. 会 議					
(1) 議員総会	年月日	議 題	出席者数	会 場	備 考
	'21. 6. 29	【通常議員総会】 当所 常議員補欠選任 2020(令和 2)年度事業報告・収支決算報告 (監事監査報告)	141 名 委任状 75 名含	ジョ・ワールド ビップ	何れも原案通り承認
	'22. 3. 29	【通常議員総会】 2022(令和 4)年度事業計画・収支予算	71 名 委任状 64 名含	銭心亭おゝ乃	何れも原案通り承認
(2) 常議員会	年月日	議 題	出席者数	会 場	備 考
	'21. 5. 27	【常議員会(常議員・参与会)】 入会の承認 当所 常議員、委員会副委員長 補欠選任 2020(令和 2)年度 事業報告・収支決算報告 (監事監査報告) 規程の一部改正 「オンライン展示会出展支援事業」実施計画 「グループ出展支援事業」実施計画 「共同小間出展支援事業」実施計画 「JAPAN DIY HOMECENTER SHOW2021 地域 PR 事業」実施計画 「三条市立大学との連携事業」実施計画 「燕三条医工連携事業」地域連携拠点自立化推進事業 申請計画 「持続化サポート補助金事業」実施計画 食品関連部会「食に関する課題研究事業」変更計画 創立 80 周年記念事業検討委員会の廃止及び創立 80 周年記念事業実行委員会の設置	41 名	銭心亭おゝ乃	何れも原案通り承認
	7. 29	【常議員会】 入会の承認 新潟県弁護士会との覚書締結 規約の一部改正 「事業承継フォーラム」実施計画 「後継者塾」実施計画 「財務分析・投資計画セミナー」実施計画 部会・委員会事業 実施計画(・報告) 「燕三条トレードショウ 2021」実施計画	45 名 委任状 17 名含	ジョ・ワールド ビップ	何れも原案通り承認
	9. 28	【常議員会】 入会の承認 三条商工会議所「ワクチン職域接種」実施計画 規則の一部改正 2022(令和 4)年度 運営方針、事業計画・予算策定スケジュール 「2022 燕三条産業カレンダー」発行計画 「フレッシュ社員フォローアップ研修会」実施計画 東京海上日動火災保険(株)新潟支店との中小企業振興に関する連携協定 締結 日本商工会議所 休業補償プラン覚書 締結 部会・委員会事業 実施計画 2021(令和 3)年度 特定商工業者調査 実施計画 2021(令和 3)年度 永年勤続従業員表彰事業 実施計画	48 名 委任状 17 名含	銭心亭おゝ乃	何れも原案通り承認
	11. 25	【常議員会】 入会の承認 2022(令和 4)年「会員新春の集い」実施計画 次期会頭選考委員会の設置及び委員の選任 創立 80 周年記念事業「記念式典」実施計画 創立 80 周年記念事業「案内看板リニューアル」実施計画	46 名 委任状 20 名含	三条商工会議所	何れも原案通り承認

(3) 監 事 会	年月日	議 題	出席者数	会 場	備 考
	'22. 1. 27	日本商工会議所委託事業「制度改正に伴う専門家派遣等事業」実施計画 県内経営安定特別相談室「商工調停士・専門相談員等研究会」実施計画 「産業カレンダーに関するアンケート調査」実施計画 「企業 PR 動画作成補助金」実施計画 「人材相互理解セミナー」実施計画 「創業者倶楽部」実施計画 貿易関係証明「オンライン発給」実施計画 燕三条医工連携事業「中小製造業における SDGs への企業取組事例紹介と取組のポイント説明会」実施計画 「SANJO 安心なお店エールキャンペーン」実施計画 部会・委員会事業 実施計画 【常議員会(正副部会長・正副委員長拡大会議)】 入会の承認 2022(令和 4)年度 部会・委員会からの提案事業・予算 「会員調査」実施計画 「地場産業振興祈願会」実施計画 創立 80 周年記念事業 実施計画 「納税相談」実施計画 「パワハラ防止対策・サイバーリスク対策セミナー」実施計画 燕三条医工連携事業「デザイナーのショートプレゼンと個別相談会」実施計画 部会・委員会事業 実施計画	52 名 副部会長・ 副委員長 4 名含 委任状 15 名含	ジオ・ワールド ビップ	何れも原案通り承認
	3. 8	【常議員会(常議員・参与会)】 入会の承認 2022(令和 4)年度 事業計画・収支予算(案) 規程・規則の改正、規程の制定 事業特別委員の任期満了に伴う委員の選任 創立 80 周年記念事業「記念誌」発行計画 燕三条医工連携事業 契約書の一部変更 「よろず相談窓口」実施計画 部会・委員会事業 実施計画・変更計画 「定例相談」実施計画 「フレッシュ社員研修会」実施計画 「労務管理基礎セミナー」実施計画 通常議員総会 提出議案	58 名 参与 12 名含 委任状 15 名含	三条商工会議所	何れも原案通り承認
(4) 部 会 ①工業部会	年月日	議 題	出席者数	会 場	備 考
	'21. 5. 18	2020(令和 2)年度 事業並びに会計の監査	5 名	三条商工会議所	原案通り承認

②建設部会	年月日	議 題	出席者数
	'21. 5. 13	【正副部会長会議】 2020(令和2)年度 部会事業報告・収支決算について 2021(令和3)年度 部会の具体的事業内容について ①三条市公共工事にかかる要望 ②感染拡散防止モデル工事チラシ作成 ③建設業雇用環境改善セミナー	4名
	11. 22	【正副部会長会議】 2021(令和3)年度 事業進捗状況について 2022(令和4)年度 事業計画について	4名
③金物卸部会	年月日	議 題	出席者数
	'21. 6. 17	【正副部会長・議員懇談会】 2021(令和3)年度 事業計画について	11名
	11. 9	【正副部会長会議】 2021(令和3)年度 事業開催日程について 2022(令和4)年度 事業計画について	7名
	11. 26	【正副部会長・議員懇談会】 2021(令和3)年度 事業開催日程について 2022(令和4)年度 事業計画について	9名
④観光・サービス部会	年月日	議 題	出席者数
	'21. 7. 1	【正副部会長・議員会議】 with コロナ対策講演会について 三条本寺小路あかり物語<第十六章>について 回復需要を見込んだ飲食店施策について	13名
	8. 3	【正副部会長・議員会議】 回復需要を見込んだ飲食店施策について	10名
	10. 7	【正副部会長・議員会議】 本寺小路あかり物語<エールのあかり>実施内容の確認について 全国観光振興大会 2021 in おきなわ那覇 完全オンライン開催 Google マイビジネス活用事業内容について 2022(令和4)年度 事業計画・予算(案)について	11名
	11. 9	【正副部会長・議員会議】 2022(令和4)年度 事業計画・予算(案)について	10名
⑤商業部会	年月日	議 題	出席者数
	'21. 4. 27	【議員懇談会】 2021(令和3)年度 商業部会事業について 議員欠員補充について	5名
	9. 8	【議員懇談会】 2021(令和3)年度 商業部会事業について 2022(令和4)年度 商業部会事業について	6名
⑥諸業部会	年月日	議 題	出席者数
	'21. 5. 17	【正副部会長・議員懇談会】 企業支援セミナーについて	6名
	9. 8	【正副部会長・議員懇談会】 中小企業のDXセミナーについて 2022(令和4)年度 事業計画並びに予算(案)について	6名
⑦一般卸部会	年月日	議 題	出席者数
	'21. 8. 12	【正副部会長・議員懇談会】 中堅・管理者スキルアップ講座について 金物卸部会と一般卸部会の交流懇談会について	8名

⑧交通・運輸部会	年月日	議 題	出席者数
	'21. 11. 9	【正副部会長・議員懇談会】 中堅・管理者スキルアップ講座について 金物卸部会と一般卸部会の交流懇談会について 2022(令和4)年度 事業計画並びに予算(案)について	7名
	年月日	議 題	出席者数
⑨食品関連部会	'21. 5. 24	【正副部会長・議員・参与懇談会】 1号議員辞任による後任候補者の協議について 交通・運輸部会の今年度事業の内容・運営方法について	5名
	10. 22	【正副部会長・議員・参与懇談会】 2021(令和3)年度事業「部会員懇談会」の実施について 2022(令和4)年度 事業計画(案)について	7名
	年月日	議 題	出席者数
⑩金融部会	'21. 4. 21	【正副部会長・議員懇談会】 食に関する課題研究事業について	6名
	11. 8	【正副部会長・議員懇談会】 部会員課題対策懇談会について 2022(令和4)年度 事業計画並びに予算(案)について	4名
	年月日	議 題	出席者数
⑪印刷紙器関連部会	'21. 8. 27	【正副部会長・議員懇談会】 2021(令和3)年度 部会事業について	5名
	11. 30	【正副部会長・議員懇談会】 2021(令和3)年度 部会事業について 2022(令和4)年度 部会事業について	5名
	年月日	議 題	出席者数
⑫鐵鋼部会	'21. 10. 29	【部会事業推進委員会】 2021(令和3)年度 事業について ①視察事業について ②部会員研修懇談会について 2022(令和4)年度 事業計画(案)協議	12名
	年月日	議 題	出席者数
	'21. 10. 12	【議員懇談会】 2021(令和3)年度 部会事業について 2022(令和4)年度 部会事業計画・予算について	8名
(5)委 員 会 ①総務委員会	11. 5	【議員懇談会】 2022(令和4)年度 部会事業計画・予算について	8名
	年月日	議 題	出席者数
	'21. 5. 27	2020(令和2)年度 事業報告・収支決算について 2021(令和3)年度 総務委員会 事業計画・スケジュールについて 創立80周年(第39回)会頭杯ゴルフ大会役員組織(案)について 創立80周年記念事業実行委員会の設置について	14名
	11. 9	2022(令和4)年 会員新春の集い開催について 2022(令和4)年度 事業計画・予算について 会館使用状況について 第31期会頭選考委員会の設置について	12名
	12. 21	2022(令和4)年 会員新春の集い 運営 会館使用状況・会館営繕	13名

②産業政策委員会 ③地域活性化 まちづくり委員会 (6)その他の会議 ①正副会頭会議	年月日	議 題	出席者数
	'22. 2. 21	2022(令和4)年 会員新春の集い反省事項 「変形労働時間届出促進補助金」事業 会館使用状況 報告	15 名
	3. 8	2022(令和4)年度 事業計画・収支予算(案)について 2021(令和3)年度 会員入退会の動向について 2022(令和4)年度 年間スケジュールについて 会館使用状況について	15 名
	年月日	議 題	出席者数
	'21. 11. 26	新型コロナウイルスの各社への影響と取組み 委員会としての今後の取組み、提言について	16 名
	年月日	議 題	出席者数
	'22. 1. 28	【正副委員長会議】 市内簡単ロードマップについて 今後の委員会活動について	4 名
	年月日	議 題	出席者数
	'21. 4. 1	正副会頭・専務理事の会議日程調整 オンライン展示会出展支援事業 実施計画 グループ出展支援事業 実施計画 共同小間出展事業 第12回 DESIGN TOKYO 並びに展示会マーケティングセミナー 実施計画 JAPAN DIY HOMECENTER SHOW2021 地域 PR 事業 実施計画 「燕三条医工連携事業」説明会 実施計画 観光・サービス業部会「with コロナ対策講演会・懇親会」実施計画	5 名
	5. 11	正副会頭・専務理事の会議日程調整 2020(令和2)年度 事業報告・収支決算報告 規程の一部改正 当所 常議員、議員、副部会長、副委員長の補欠選任 三条金物卸商(協)からの事務委託料減額申請に基づく事務受託料契約改定 共同小間出展事業 第12回 DESIGN TOKYO への出展実施計画 三条市立大学との連携事業 実施計画 「燕三条医工連携事業」地域連携拠点自立化推進事業 申請 持続化サポート補助金事業 実施計画 食品関連部会「食に関する課題研究事業」変更計画 2021 年度商工技術・技能振興対策事業 実施計画 2021 年度 BWC キャンペーン・ひまわり共済キャンペーン 実施計画 創立 80 周年記念事業検討委員会の廃止、創立 80 周年記念事業実行委員会の設置、 創立 80 周年記念事業の準備進捗、確認事項 5 月常議員会 開催計画	5 名
	6. 8	正副会頭・専務理事の会議日程調整 当所 1 号議員 補欠選挙日程 「年間休日モデル計画策定事業」(産業カレンダー)方針 「事業承継フォーラム」実施計画 「後継者塾」実施計画 部会事業 実施計画・変更計画 燕三条トレードショー 2021 実施計画 三条高等学校 WWL コンソーシアム構築支援事業 協力依頼 創立 80 周年記念(第 39 回)会頭杯ゴルフ大会 実施計画 通常議員総会 開催計画	5 名
	7. 1	正副会頭・専務理事の会議日程調整 令和 3 年度 三条市表彰 候補者推薦 新潟県弁護士会との覚書締結 規約の一部改正 「財務分析・投資計画セミナー」実施計画 部会事業 実施計画・変更計画	5 名

年月日	議 題	出席者数
'21. 8. 5	SMITH SANJO JAPAN との事務受託契約締結 7 月常議員会 開催計画 正副会頭・専務理事の会議日程調整 新型コロナウイルスワクチン職域接種 実施計画 2021(令和 3)年度 永年勤続従業員表彰 実施計画 「年間休日モデル計画策定事業」(産業カレンダー)休日設定 東京海上日動火災保険(株)新潟支店との中小企業振興に関する連携協定 締結 日本商工会議所 休業補償プラン覚書 締結 部会事業 実施計画・変更計画	5 名
9. 2	正副会頭・専務理事の会議日程調整 「ワクチン職域接種」実施計画、準備進捗状況報告 規則の一部改正 2022(令和 4)年度 運営方針、事業計画・予算策定スケジュール 「2022 燕三条産業カレンダー」発行計画 「フレッシュ社員フォローアップ研修会」実施計画 創立 80 周年事業「記念講演会」講師選定 部会事業 実施計画・変更計画 2021(令和 3)年度 特定商工業者調査 実施計画 9 月常議員会 開催計画	5 名
10. 5	正副会頭・専務理事の会議日程調整 創立 80 周年記念式典 実施計画 2021 年度 BWC キャンペーン Part II 実施計画 部会事業 実施計画・変更計画 燕三条医工連携事業 中小製造業における SDGs への企業取組事例の紹介と取組の ポイント説明会 実施計画	5 名
11. 2	正副会頭・専務理事の会議日程調整 2022(令和 4)年 会員新春の集い 開催意向確認 創立 80 周年記念事業「案内看板リニューアル」実施計画 次期会頭選考委員会の設置及び委員予定者の選任 「公正取引委員会との懇談会」会議運営・進行 2022(令和 4)年 商工会議所事務局休日計画 「産業カレンダーに関するアンケート調査」実施計画 日本商工会議所委託事業「制度改正に伴う専門家派遣等事業」実施計画 県内経営安定特別相談室「商工調停士・専門相談員等研究会」実施計画 「企業 PR 動画作成補助金」実施計画 「人材相互理解セミナー」実施計画 「創業者倶楽部」実施計画 部会事業 実施計画・変更計画 三条市委託事業「SANJO 安心なお店エールキャンペーン」事業 実施計画 貿易関係証明(日本原産地証明)「オンライン発給」実施計画 11 月常議員会 開催計画	5 名
12. 2	正副会頭・専務理事の会議日程調整 2022(令和 4)年 会員新春の集い 開催計画 2022(令和 4)年度 関東経済局長表彰 被表彰候補者 「会員調査」実施計画 創立 80 周年記念事業「記念講演会」実施計画 要綱の一部改正 「納税相談」実施計画 部会事業 実施計画・変更計画	5 名
'22. 1. 6	正副会頭・専務理事の会議日程調整 2022(令和 4)年度 当所年間スケジュール 部会・委員会からの 2022(令和 4)年度 提案事業・予算 2022(令和 4)年 会員新春の集い 実施・運営計画 創立 80 周年記念事業「案内看板リニューアル」追加工事 実施計画 燕三条医工連携事業「デザイナーのショートプレゼンと個別相談会」実施計画 部会事業 実施計画・変更計画 「パワハラ防止対策・サイバーリスク対策セミナー」実施計画 地場産業振興祈願会 実施計画 1 月常議員会 開催計画	5 名

	議 題		出席者数
	年月日		
	'22. 2. 1	正副会頭・専務理事の会議日程調整 2021(令和3)年度 決算見込みによる 2022(令和4)年度 期首繰越金 燕三条医工連携事業 共同研究開発契約 一部変更 部会事業 実施計画・変更計画 「よろず相談窓口」実施計画 「フレッシュ社員研修会」実施計画 「労務管理基礎セミナー」実施計画 「定例相談」実施計画 当所会館施設の 2022(令和4)年度 保守管理等契約 3月常議員会 開催計画	5名
	3. 1	正副会頭・専務理事の会議日程調整 2022(令和4)年度 事業計画・収支予算 規程・規則の改正、規程の制定、内規の廃止・制定 創立80周年記念事業「記念誌」発行計画 事業特別委員の任期満了に伴う委員の選任 部会事業 実施計画・変更計画 「販路開拓支援事業」実施計画 2022(令和4)年度 事務局組織 通常議員総会 実施計画	5名
②顧問・相談役会議			
	年月日	議 題	出席者数
	'21. 4. 26	2021(令和3)年度 事業計画並びに収支予算について 創立80周年記念事業 計画内容(案) 「第17回三条夏まつり」開催計画	11名
③県央地区 3商工会議所関連			
	年月日	議 題	出席者数
	'21. 4. 16	【業務連絡会議】(主管：三条商工会議所) 本年度の合同開催事業、各商工会議所の主な事業について	当所出席者 2名
	5. 24	【共済推進会議】(主管：三条商工会議所) 最近の推進状況と重点項目について 2021(令和3)年度 各商工会議所共済保有状況について 【職員合同研修会】(主管：燕商工会議所) 新型コロナウイルス感染症の影響により次年度へ延期	当所出席者 3名
④地域産業振興 のための関係 団体戦略会議			
	年月日	議 題	出席者数
		新型コロナウイルス感染症の影響により実施せず	
⑤創立80周年記念 事業			
	A. 創立80周年記念事業実行委員会		
	年月日	議 題	出席者数
	'21. 6. 25	創立80周年記念事業実行委員会組織について 創立80周年記念事業について ①スケジュール及び収支予算 ②記念式典・祝賀会 ③記念講演 ④記念誌発行・記念事業	14名
	7. 29	記念式典・祝賀会について 記念講演について 記念誌発行・記念事業について	13名
	9. 28	記念式典・祝賀会について 記念講演について 記念誌発行・記念事業について	12名
	'22. 3. 8	記念誌発行について	15名

⑥会館テナント 連絡会議	B. 創立 80 周年記念式典・祝賀会部会			
	年月日	議 題		出席者数
	'21. 7. 12	記念式典・祝賀会の開催について ①記念式典次第(案)について ②来賓案内対象者について ③表彰基準及び表彰対象者について ④記念式典・祝賀会収支予算について ⑤今後のスケジュールについて		6 名
	C. 創立 80 周年記念講演部会			
	年月日	議 題		出席者数
	'21. 8. 26	記念講演の開催について ①講師候補者選定について ②開催日時について ③案内周知について		6 名
	'22. 2. 10	記念講演会の参加申込状況について 記念講演会の開催可否について 記念講演会の運営スケジュールについて		5 名
	D. 創立 80 周年記念誌発行・記念事業部会			
	年月日	議 題		出席者数
	'21. 6. 7	創立 80 周年記念誌印刷業者選定		2 名
	7. 14	誌面構成について 司会者・寄稿者等について 記念事業について		5 名
〔内 容〕日程確認、報告事項、意見・要望事項等				
開 催 日	4 月 19 日	8 月 21 日	12 月 21 日	
出席者数	7 名	7 名	8 名	

7. 事 業

(1) 各種事業活動

① 観光事業

名 称	年月日	内 容	参観者
第 17 回三条夏まつり		新型コロナウイルス感染症の影響により全行事中止	

(2) 意見活動

年月日	内 容	要望先
'21. 7. 6	三条市公共工事にかかる地元企業への優先発注に関する要望書提出	滝沢三条市長
10. 18	令和 3 年度 新潟県の産業振興施策に対する要望 (一社)新潟県商工会議所連合会が県内 16 商工会議所の要望意見を取りまとめ、各地区会頭が参加して要望 当所からは県央基幹病院設置に係る道路環境整備を要望	花角新潟県知事 佐藤新潟県議会議長 小島新潟県議会副議長
12. 15	JRに対する要望 当所からは上越新幹線と在来線との接続・鉄道駅等のバリアフリー化の促進について要望 (新潟県鉄道整備促進協議会会員として)	東日本旅客鉄道(株) 新潟支社

(3) 調査・研究

調査名	内 容
中小企業景況調査 LOBO(早期景気観測) 調査	当所地域事業所 400 社を対象に年 4 回調査、その内 40 社のデータを日商へ報告 各地商工会議所のネットワークを活用し、地域や中小企業が「肌で感じる足元の景況感」や「直面する経営課題」(採用、設備投資、賃金動向等)を全国ベースで毎月調査し、その集計結果を当所会報に公表。 〔調査対象事業所数〕 6 社

(4) 広 報

① 定期刊行物

会報(毎月 25 日発行、1 月は 15 日発行)	2,400 部(1 回あたり)
---------------------------	-----------------

② 不定期刊行物

メールマガジン	370 件登録
燕三条地域企業向け研修ガイドブック	2022 年度版 2,400 部
2020 年(令和 2)年度 事業報告ダイジェスト版	2,700 部
2022 年 燕三条産業カレンダー	9,539 部 ※P.48「燕三条産業カレンダー発行」参照

(5) 証明・鑑定・検査

① 貿易関係証明

〔月別発給証明〕

内容／月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	'22/1	2	3	合計
輸 出 原 産 地 証 明	7	13	12	13	12	19	8	10	10	11	7	15	137
その他の貿易証明	2	1	2	0	0	1	0	1	1	0	0	0	8
合 計	9	14	14	13	12	20	8	11	11	11	7	15	145

〔国・地域別、品目別発給件数(原産地証明)〕

地名／品名	利器 工匠具	作業 工具	鋼材	食品	機械 ・部品	台所用品 ・雑貨	理美容品	その他	サイン 証明	日本 証明	その他の 証明	合計
中 国	3	0	9	0	2	3	0	3	0	0	0	20
香 港	3	13	0	0	0	1	2	0	0	0	0	19
台 湾	0	0	1	12	0	2	0	0	2	0	0	17
ベ ト ナ ム	0	0	3	2	1	0	0	10	1	0	0	17
ド イ ツ	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
ロ シ ア	0	2	0	0	0	5	0	2	0	0	0	9
韓 国	0	0	0	0	0	1	1	5	0	0	1	8

(6) 信用調査 ①企業情報サポート事業	地名／品名	利器 工匠具	作業 工具	鋼材	食品	機械 ・部品	台所用品 ・雑貨	理美 容品	その他	サイン 証明	インボイス 証明	その他の 証明	合計	
	ラ ト ビ ア	1	5	0	0	0	0	0	2	0	0	0	8	
	フ ラ ン ス	0	0	0	0	1	4	1	0	0	0	0	6	
	アラブ首長国連邦	0	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	5	
	サウジアラビア	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	4	
	ア メ リ カ	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	
	バングラディシュ	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	3	
	マ レ ー シ ア	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	
	イ ギ リ ス	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	
	ク ウ ェ ー ト	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	
	イ ン ド	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	オ ラ ン ダ	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	ス リ ラ ン カ	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
	タ イ	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
	チ リ	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
	ト ル コ	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
	ミ ャ ン マ ー	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	

名 称	年月日	内 容	参加者数
一般卸部会との懇談会		新型コロナウイルス感染拡大のため中止	
先進事例視察研修事業		新型コロナウイルス感染拡大のため中止	
D. 観光・サービス業部会			
名 称	年月日	内 容	参加者数
With コロナ対策講演会	'21. 7. 19	〔テーマ〕「経済活動との両立は十分可能！」～ウイルス学研究者による新型コロナウイルス感染症の正しい知識と対応方法～ 〔講 師〕京都大学ウイルス・再生医科学研究所 准教授・博士(獣医学) 宮沢孝幸 氏	講演会 53 名
三条本寺小路あかり物語 ＜エールのあかり＞	10. 13 ～17	「あかり」をテーマにしたイベント開催 〔会 場〕三条別院 〔ライトアップ〕10 月 13 日～17 日	
ココカラ始める三条市のお店デジタルトランスフォーメーション事業	11. 11 11. 18	店舗へ来店を促す仕組みづくりを目的に、Google マイビジネスの設定から、デジタルマップの作成周知を実施。 〔テーマ〕Google マイビジネス登録、使い方講座 〔講 師〕グローカルマーケティング(株) 武田知浩 氏 三条市 経済部 係長 会田貴生 氏 三条市 経済部 主事 林維 氏 三条商工会議所 担当者	17 名 13 名
全国観光振興大会 2021 in おきなわ那覇参加事業	11. 25 12. 6 ～ 7	デジタルマップ周知 「忘新年会におすすめ三条のお店マップ」 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて完全オンラインにて開催。 〔1 日目〕分科会「DX をフル活用せよ！～待ったなしの観光 DX～」 〔2 日目〕全体会議、オンラインツアー	掲載 26 事業所 1 事業所
E. 商業部会			
名 称	年月日	内 容	参加者数
中心市街地にぎわい創造事業	'21. 12. 10 ～12 '22. 3. 26	中心市街地の情報発信や各商店街で開催するイベント周知のための広報費を支援。 一ノ木戸商店街 「令和 3 年度クリスマスプレゼントセール」 (いっちゃんスタンプ帳景品交換) 東三条商店街 「東三条駅前駐車場イベント」	
地元購買力強化事業	2. 16	地元購買力の底上げと店の PR を目的に、割引きやサービスを受けられるクーポン券付広告チラシを発行。 〔名 称〕三もんの得 ² (トクトク)クーポン 〔折込数〕新聞折込 22,450 部	
F. 諸業部会			
名 称	年月日	内 容	参加者数
企業支援セミナー	'21. 7. 13	〔テーマ〕経営リスク管理セミナー 〔講 師〕三条信用金庫 地域経済研究所 所長 高橋敦 氏 中澤泰二郎法律事務所 弁護士 中澤泰二郎 氏 関根税務会計事務所 税理士 関根龍一 氏	会場 10 名 Zoom15 名
中小企業のDXセミナー	11. 2	〔テーマ〕無料ではじめるDX 〔講 師〕新潟県産業労働部 創業・イノベーション推進課次世代産業育成班 政策企画員 眞保裕一 氏 (株)アイサポート 代表取締役社長 木村譲 氏	会場 11 名 Zoom17 名

②委 員 会	G. 一般卸部会			
	名 称	年月日	内 容	参加者数
	中堅・管理者スキルアップ講座	'22. 2. 7 3. 7	〔テーマ〕 中堅・管理者向けマネジメント講座 〔講 師〕 (株)マネジメントソリューションズ 代表取締役 佐々木元 氏	10 名
	H. 交通・運輸部会			
	名 称	年月日	内 容	参加者数
	業界動向研修会	'21. 6. 23	〔テーマ〕 新型コロナウイルス感染症 わが社に起こったことと対応事例 〔講 師〕 (株)藤田自動車 代表取締役 藤田英昭 氏	会場 16 名 Zoom65 名
	部会員懇談会	12. 1	〔テーマ〕 三条市の道路行政・交通行政について 〔講 師〕 三条市 市民部長 藤井勲 氏 三条市 建設部長 遠藤正士 氏	15 名
	I. 食品関連部会			
	名 称	年月日	内 容	参加者数
	食に関する課題研究事業	'21. 6. 23	〔見学先〕 なごみの水耕、三条市立大学 〔テーマ〕 「植物工業」「農福連携」や「DX」について 〔講 師〕 (株)なごみ 代表取締役社長 本間俊明 氏 三条市立大学 学長 アハメド・シャハリアル 氏	22 名
	部会員課題対策懇談会		新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
	J. 金融部会			
	名 称	年月日	内 容	参加者数
	日本銀行新潟支店長講演会	'21. 12. 23	〔テーマ〕 最近の経済情勢と新潟経済を巡る環境の変化 〔講 師〕 日本銀行新潟支店 支店長 東善明 氏	会場 89 名 Zoom46 名
	時局講演会	'22. 3. 7	〔テーマ〕 内外経済動向とマーケット見通し 〔講 師〕 SMBC日興証券(株) 金融経済調査部 チーフ金利ストラテジスト 森田長太郎 氏	会場 71 名 Zoom13 名
	視察研修会		新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
	K. 印刷紙器関連部会			
	名 称	年月日	内 容	参加者数
	視察研修会		新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
	部会員研修懇談会		新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
	L. 鉄鋼部会			
	名 称	年月日	内 容	参加者数
	三条市立大学視察研修会	'21. 8. 27	〔テーマ〕 三条市立大学の研究ビジョン 〔講 師〕 三条市立大学 学長 アハメド・シャハリアル 氏	22 名
	グローバル経済講演会	12. 2	〔テーマ〕 次の希望に満ちた社会への挑戦 〔講 師〕 日本戦略情報研究所 所長 林文隆 氏	35 名
	鋼材動向把握講演会 (工業部会共催)	12. 15	〔テーマ〕 足下の鉄鋼マーケットについて解決法を学ぶ 〔講 師〕 日本製鉄(株)新潟支店 鋼材室長 藤野卓之 氏	74 名
	A. 総務委員会			
	名 称	年月日	内 容	参加者数
	第 39 回会頭杯ゴルフ大会		新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
	新入会員交流会		新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
	2022 年会員新春の集い	'22. 1. 15	新型コロナウイルス感染対策を行い、式典のみの開催として、交流懇親会の代替として折詰を持ち帰りとした。	168 名 (来賓 18 名含)

③そ の 他	B. 産業政策委員会			
	名 称	年月日	内 容	参加者数
	三条市立大学 知的ものづくりセミナー	'21. 8. 3	〔テーマ〕 What we do. ～三条市立大学がこの地域にもたらすもの～ 〔講 師〕 三条市立大学 学長 アハメド・シャハリアル 氏	78 名
		9. 28	〔テーマ〕 音楽は振動 〔講 師〕 三条市立大学 教授 高橋史明 氏 〔テーマ〕 すべるはなし 〔講 師〕 三条市立大学 教授 金子覚 氏	66 名
		10. 26	〔テーマ〕 医療画像と人工知能 〔講 師〕 三条市立大学 学部長 島田哲雄 氏 〔テーマ〕 環境にやさしい太陽光発電の世界 〔講 師〕 三条市立大学 教授 片桐裕則 氏	62 名
		11. 30	〔テーマ〕 研磨を極めること 〔講 師〕 三条市立大学 教授 大川哲男 氏 〔テーマ〕 ビッグデータは何を語るのか 〔講 師〕 三条市立大学 教授 伴浩美 氏	66 名
		12. 2	〔テーマ〕 プロトタイピングと 3D プリンタ 〔講 師〕 三条市立大学 教授 茨木正一 氏 〔テーマ〕 セラミックスが広げる未来 〔講 師〕 三条市立大学 准教授 橋本英樹 氏	51 名
	C. 地域活性化まちづくり委員会			
	名 称	年月日	内 容	
	市内簡単ロードマップ作成	'22. 3 月	令和 3 年 3 月に作成した A3 ロードマップの改訂版を作成。記載の施設・道路等を最新に変更・追加するとともに、裏面には公共施設等の QR コードを追加。また、見やすい A2 版も作成し、市外からの来場者が多い施設等に配布した。 〔作成部数〕 A3 版 22,000 枚、A2 版 630 部	
	A. 創立 80 周年記念事業			
	名 称	年月日	内 容	参加者数
	創立 80 周年記念式典・祝賀会	'21. 10. 14	新型コロナウイルス感染対策を行い、式典のみの開催として、祝賀会の代替として折詰・赤飯を持ち帰りとした。 〔会 場〕 ジオ・ワールドビップ グランド 〔内 容〕 功労者表彰、特別役員表彰、役員表彰、一般表彰、来賓祝辞、記念事業報告、10 年のあゆみ(映像)	210 名 (来賓 26 名含)
	創立 80 周年記念講演会	'22. 2. 25	〔テーマ〕 報道の現場から見た政治・経済 情報のウラを読む 〔講 師〕 元読売テレビ解説委員長 (株)大阪総合研究所 代表 辛坊治郎 氏	341 名
	創立 80 周年記念誌発行		記念品「石垣ずいそう」の別冊発行を、記念誌と統合して印刷・発行した。(2,500 部発行) 〔内 容〕 発刊にあたって 来賓祝辞、80 周年記念事業アルバム、10 年のあゆみ(1 年延期の令和 2 年度含む 11 年分)、歴代会頭インタビュー、正副会頭と青年部会長との座談会、寄稿、会頭年頭所感(11 年分)、会報掲載「石垣ずいそう」(11 年分)	
	看板リニューアル	'22. 1. 11	国道 8 号沿い(本間電機工業(株)敷地内)に設置の当所案内看板を刷新。併せて鉄骨の錆落とし、塗装工事を追加実施した。	
	ホームページリニューアル	'21. 5. 31	地域中小企業者への情報発信を行い、経営改善や事業機会の拡大を促進するため WEB サイトをリニューアルした。	

B. IT 化推進事業			
名 称	年月日	内 容	参加者数
インターネット活用情報交流	通 年	スマートフォン等の携帯端末で閲覧しやすく、電子申請やオンライン経営相談などに対応したWEB ホームページとした。 〔情報発信〕 研修会、展示会、各種検定試験、各種補助金制度等の情報掲載、会員事業所検索 他 〔会員事業所との連携サービス〕 簡易ホームページ作成サービス、リンク企業はWEB サイトリニューアルに伴い「ザ・ビジネスモール」へ移行。 ザ・ビジネスモールへの登録企業:2,068 社	3 件
ビジネス認証サービス斡旋事業	通 年	電子証明書購入取次	
C. 中小企業支援ODA事業 地域企業がJVを組みベトナム社会主義共和国バリア・ブンタウ省商工局をカウンターパートとして実施する「普及・実証・ビジネス化事業(中小企業海外展開支援枠)」への支援。 〔活動内容〕 新型コロナウイルス感染症の影響で渡航ができず、当初スケジュールの大幅な変更を余儀なくされたため、カウンターパートであるバリア・ブンタウ省商工局と概ね月 1 回オンライン会議を開催。渡航可能になった際にすぐ活動ができるよう情報共有と打ち合わせを定期的に行い、カウンターパートが竣工した地場産業振興センター(IPC)の活用方法や運営規則等についてのアドバイスも実施。 D. 経営発達支援計画事業 管内の産業の中核を成すものづくり産業をはじめとした小規模事業者に対し、創業期から事業承継期に至るまで要所に合わせた伴走型支援に取り組み、管内小規模事業者の持続的発展と地域経済の活性化、産業基盤の安定化を図ることを目的に計画を策定。2021 年 3 月 26 日付で経済産業大臣による第 2 回目の認定を受け、本計画に基づき、小規模事業者への支援を行った。 〔認 定 日〕 2021 年 3 月 26 日 〔実施期間〕 2021 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日 〔内 容〕 経営発達支援計画で取り組む項目は以下の通り。 1. 地域の経済動向調査に関すること ・中小企業景況調査、LOBO調査(P.40) 2. 需要動向調査に関すること ・販路開拓事業(P.46) 3. 経営状況の分析に関すること ・巡回・窓口相談による指導(P.51)			

F. 販路開拓事業			
名 称	年月日	内 容	参加者数
共同小間出展事業 マーケティングセミナー	'21. 5. 17	〔テーマ〕 展示会を活用したマーケティング手法と準備すること 〔講 師〕 グローカルマーケティング(株) 代表取締役 今井進太郎 氏	9 名
	6. 1	〔テーマ〕 展示会集客とアフターフォローのためのリリース作成とパブリシティの活用について 〔講 師〕 グローカルマーケティング(株) 代表取締役 今井進太郎 氏	8 名
	7. 14	〔テーマ〕 展示会成果を活かしたアフター戦略とプレスリリース 〔講 師〕 グローカルマーケティング(株) 代表取締役 今井進太郎 氏	6 名
第 12 回DESIGN TOKYO への共同小間出展	6. 30 ～ 7. 2	申込企業が、最低応募数に達せず出展中止。展示小間では当地域の展示会ポスターを掲載し PR を図った。	
燕三条トレードショウ	9. 16 ～17	燕三条地域の卸売業社が一堂に会し、地域内外に広く商品をPRするとともに、バイヤー等の評価を得、商品等の開発・改良や、新たな販路の開拓を目的に開催。 〔会 場〕 燕三条地場産業振興センター 〔主 催〕 燕三条トレードショウ実行委員会	出展社 80 社 来場者 803 名
JAPAN DIY HOMECENTER SHOW 2021 への出展協力	10. 7 ～ 9	新型コロナウイルス感染拡大により 3 日間ともバイヤーズデイとなり、出展社は取引先バイヤーに新商品の提案や情報交換、新規顧客の獲得等、販路拡大を行った。 〔会 場〕 幕張メッセ国際展示場 4 番ホール 〔来場者数〕 14, 264 名	単独出展 4 社 12 小間
JAPAN DIY HOMECENTER SHOW 2021「出張三条鍛冶道場」		主催者である日本DIY 協会から越後三条鍛冶集団に「出張三条鍛冶道場」実施の協力依頼があったが、新型コロナウイルス感染拡大により辞退。	
オンライン展示会出展支援 事業	通 年	当所会員でオンライン展示会への販路開拓・拡大を後押しするため、出展小間料を補助。 〔出展展示会〕 47 RENTAL STORE	1 事業所
グループ出展支援事業	通 年	当所会員で特に小規模事業者の販路開拓を支援するため、2 社以上で形成された展示会に出展するグループへ出展小間料を補助。 〔出展展示会〕 第 15 回 国際ガーデン EXPO 第 48 回 国際福祉機器展 第 92 回 東京インターナショナル ギフト・ショー秋 2021 第 54 回 全国建具展示会 燕三条トレードショウ 2021	4 グループ 19 事業所
G. フレッシュ社員研修会、フレッシュ社員フォローアップ研修会			
名 称	年月日	内 容	参加者数
フレッシュ社員研修会	'21. 4. 5 ～ 6	入社 1 ～ 3 年目を対象に、一日でも早く戦力になるための基礎を身に付けることを目的に 2 日間の研修会を開催。 〔内 容〕 新入社員に最低限度身に付けて欲しい事柄 ビジネスマナー、電話応対 他 〔講 師〕 (株) ビジネスコンサルタント 講師 入来卓也 氏 〔共 催〕 (協) 三条工業会	会場 49 名 Zoom 2 名
フレッシュ社員 フォローアップ研修会	10. 4	入社 1 ～ 3 年目を対象に、仕事にやりがいを持たせ、主体的に行動できるようにすることを目的に研修会を開催。 〔内 容〕 何のために仕事があるのか、貢献意欲、タイムマネジメント、5S の基本 他 〔講 師〕 グローカルマーケティング(株) 営業支援部 プランナー 兼 地域連携推進室 大澤容佳 氏 コンサルティング部 コンサルタント 佐藤康子 氏	23 名

H. 医工連携事業説明会			
名 称	年月日	内 容	参加者数
事業再構築補助金説明会	'21. 4. 15	〔テーマ〕 中小企業等事業再構築促進事業の活用による医工連携 〔説明者〕 新潟大学地域創生推進機構 特任教授 深谷清之 氏 協栄信用組合の担当者 〔主 催〕 新潟大学、三条商工会議所、(協)三条工業会	45 名
SDGs 説明会	11. 5	〔テーマ〕 中小製造業における【SDGs】への企業取組事例のご紹介とその取組のポイント 〔説明者〕 日刊工業新聞 編集委員 松木喬 氏 〔主 催〕 新潟大学、三条商工会議所、(協)三条工業会 〔テーマ〕 デザイナーから見た製品開発とデザインの関係	40 名
I. 地場産業振興祈願会			
名 称	年月日	内 容	参加者数
地場産業振興祈願会	'22. 2. 3	製品名又はブランド名を読み上げ振興祈願を実施。 〔会 場〕 本成寺	23 社
J. 企業の生き残りセミナー			
名 称	年月日	会 場	参加者数
企業の生き残りセミナー	'21. 4. 19	新型コロナウイルス感染症禍を乗り越え、企業として生き残るため必要な「事業再構築」の考え方についてセミナーを実施。 〔テーマ〕 ウィズコロナ・アフターコロナを生き抜く！事業再構築のポイント 〔講 師〕 ジャイロ総合コンサルティング(株) 代表取締役 中小企業診断士 渋谷雄大 氏	会場 4 名 Zoom18 名
K. 財務分析・投資計画セミナー			
名 称	年月日	内 容	参加者数
財務分析・投資計画セミナー	'21. 8. 26	企業経営における財務諸表で押さえるべきポイントとキャッシュフローを意識した経営を行うために必要な知識についてセミナーを実施。 〔テーマ〕 会社が生き残るための考え方と数値管理 〔講 師〕 税理士法人近藤まこと事務所 代表社員 税理士・中小企業診断士 近藤信 氏	会場 11 名 Zoom16 名
	9. 10	〔テーマ〕 会社が生き残るための数字の「読み方・活かし方」事例編 〔講 師〕 税理士法人近藤まこと事務所 代表社員 税理士・中小企業診断士 近藤信 氏 〔テーマ〕 今こそ再認識、キャッシュが会社の命 〔講 師〕 ひらの経営支援事務所 代表・中小企業診断士 平野康晴 氏	会場 8 名 Zoom16 名
	9. 24	〔テーマ〕 すばやく、正しく、根拠のある意思決定で変化の時代を乗り切る 〔講 師〕 ひらの経営支援事務所 代表・中小企業診断士 平野康晴 氏	会場 5 名 Zoom16 名

L. 人材相互理解セミナー			
名 称	年月日	内 容	参加者数
人材相互理解セミナー	'21. 12. 3 12. 9	若年社員の早期離職や、新型コロナウイルス感染症禍によるコミュニケーションギャップが生まれやすい状況において、企業経営基盤強化のためコミュニケーションの意味や方法などについてセミナーを実施。 〔テーマ〕 未来をつなぐための人材理解とコミュニケーション 〔講 師〕 T&I アソシエイツ 代表・中小企業診断士・産業カウンセラー・IT コーディネーター 田中薫 氏	9 名
M. パワハラ防止・サイバーリスク対策セミナー			
名 称	年月日	内 容	参加者数
パワハラ防止・サイバーリスク対策セミナー	'22. 2. 17	令和 4 年 4 月よりパワハラ防止法が中小企業においても適用され「パワハラ防止の措置義務」が課される。同じく令和 4 年 4 月より改正個人情報保護法が全面施行され、個人情報漏洩に対する措置・罰則が厳格化される。これらの新制度・法改正の概要を理解し、リスクへ備えられるようセミナーを実施。 〔講 師〕 東京海上日動火災保険(株)新潟支店 新潟中央支社 推進役 笹木健一 氏 長岡支社 主任 尾畑成美 氏 ※令和 3 年 10 月 5 日に当所と東京海上日動火災保険(株)新潟支店との間で締結した連携協定の一環として開催。	会場 3 名 Zoom17 名
N. 地域内労働環境改善普及事業			
名 称	年月日	内 容	参加者数
関係団体会議	'21. 8. 25	2022 年休日計画の策定について 2022 年燕三条産業カレンダーの作成及び配布について 2023 年以降産業カレンダーの廃止を含む意見交換	8 名
燕三条産業カレンダー発行	10. 25	三条、燕の休日を調整した「燕三条産業カレンダー」を作成し、無料配布(休日日数：108 日)。 〔発行団体〕 三条商工会議所、栄商工会、下田商工会、(協)三条工業会、三条金物卸商(協)、三条商鐵組合、三条機工会、三條鉄鋼資源組合、新潟県トラック協会三南支部 〔発行部数〕 9,539 部(A3-5,626 部、A4-3,913 部) 〔配布方法〕 当所会報 10 月 25 日号折込にて配布。 同日より、当所窓口にて無料配布。 カレンダーデータを当所 HP にて公開。 また、変形労働時間制に関する労働基準監督署への届出についての注意喚起資料も作成し、カレンダーと併せて配布。	
産業カレンダーに関するアンケート調査	11. 9 ～26	産業カレンダーの利用状況や変形労働時間制届出書・時間外労働届出書などの提出状況、年間休日数の実態、産業カレンダーの作成要否などについてアンケート調査を実施。 〔調 査 数〕 当所会員事業所 2,080 社 〔回 答 数〕 567 社(回答率 27.3%) 〔結果公開〕 当所会報 2 月 25 日号折込配布 当所 HP 掲載	
O. 関東経済産業局「官民合同企業支援チーム」伴走型支援事業への参画			
地域の中核的な企業の成長を支援するため、官民合同の企業支援チームが伴走型支援を行う本事業について、令和 3 年度に三条市が申請し採択を受けた。当所経営指導員が官民合同企業支援チームにオブザーバー参加し、伴走型支援を実施。 〔支援企業数〕 2 社			

P. 新潟県 SaaS 導入実証事業への参画 県内の中小企業が DX に取り組む第一歩として、業界・地域が抱える課題やニーズを把握し、SaaS 利用の効果検証を行う本事業について、当所経営指導員がオブザーバー参加し、専門家・新潟県・三条市・SaaS 提供企業とともに伴走型支援を実施。 [支援企業数] 1 社			
Q. 新型コロナウイルス感染症対策事業			
名 称	年月日	内 容	参加者数
新型コロナウイルス対策 マル経融資による金融支 援	通 年	新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少している事業者 へ、通常のマル経融資とは別枠で融資実行。当初 3 年間の 金利引き下げや据置期間延長。※P.54「金融幹旋」参照 [融資決定] 5 件 2,600 万円	
経営相談窓口の設置 (2020 年 1 月 29 日より設置)	通 年	中小企業庁の要請により、全国の商工会議所・商工会に 経営相談窓口を設置。相談実績は特設サイトより随時 中小企業庁へ報告。	483 件
「新型コロナウイルス感 染症対策事業者向け支援 制度よろず相談窓口」の 開設	'22. 2. 1 ～ 3. 31	新潟県行政書士会へ委託し、国の事業復活支援金や県 の時短協力金などの支援制度の紹介や申請サポートを 行う相談窓口を開設。 ※日本商工会議所委託事業「事業環境変化対応型支援 事業」を活用。 ※令和 4 年度も引き続き 5 月 31 日まで開設予定。	相談 192 社
WEBセミナーの実施	通 年	市内事業所の研修機会の創出のため、無料で自由に視 聴できるWEBセミナーを当所HPからネット配信。 [セミナー視聴数] 9 社 66 回視聴	
新型コロナウイルス感染 症禍デリバリー・テイク アウト対応店マップ作成	通 年	デリバリー・持ち帰り対応可能な事業所の情報をマッ プ形式で作成し、当所HPにて周知。	掲載 43 社
「令和 2 年度第 3 次補 正・令和 3 年度補正 事業 再構築補助金」申請支 援・事業実施支援	'21. 4. 21 ～ '22. 3. 31	長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、中小 企業等が経済社会活動の変化に対応するために行う思 い切った事業再構築を支援する国の補助金について、 事業者の申請支援や事業実施に係る支援等を実施。 [公募期間] 第 1 回：2021 年 3 月 26 日～ 4 月 30 日 第 2 回：2021 年 5 月 20 日～ 7 月 2 日 第 3 回：2021 年 7 月 30 日～ 9 月 21 日 第 4 回：2021 年 10 月 28 日～12 月 21 日 [申請・採択数] 第 1 回：申請 4 社・採択 3 社 第 2 回：申請 3 社・採択 1 社 第 3 回：申請 2 社・採択 2 社 第 4 回：申請 1 社・採択 1 社	(累計) 申請 10 社 採択 7 社
「新潟県新型コロナウイ ルス対応新事業チャレン ジ支援事業補助金」申請 支援・事業実施支援	'21. 4. 21 ～ '22. 3. 31	長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、中小 企業等が経済社会活動の変化に対応するために行う新 たな商品開発やサービスの提供等の前向きなチャレン ジを支援する新潟県の補助金について、事業者の申請 支援や書類受付、事業実施に係る支援等を実施。	(累計) 申請 69 社 採択 69 社
「緊急事態宣言の影響緩 和に係る一時支援金」の 事前確認・相談対応 (2021 年 3 月 8 日より受付)	'21. 4. 1 ～ 5. 31	2021 年 1～3 月まで発令された緊急事態宣言の影響により 売り上げが半減した事業者が対象となる一時支援金につ いて、中小企業庁の求めに応じ、事業者の事業実態確認を 目的とした事前確認並びに申請に向けた相談対応を実施。	相談 67 件 事前確認 60 件
新型コロナウイルスワク チン職域接種の実施	[1 回目] 9. 10～12 [2 回目] 10. 8～10	ワクチン接種を加速させるため、三条市内事業所、当 所、栄商工会、下田商工会、燕商工会議所、加茂商工会 議所、分水商工会の会員事業所役員・事業主・従業員と その家族を対象に実施。	[1 回目] 2,817 人 [2 回目] 2,871 人
「緊急事態宣言・まん延 防止等重点措置の影響緩 和に係る月次支援金」の 事前確認・相談対応	6. 16 ～12. 28	2021 年 4～10 月に発令された緊急事態宣言並びにまん 延防止等重点措置の影響により売り上げが半減した事 業者が対象となる月次支援金について、中小企業庁の 求めに応じ、事業者の事業実態確認を目的とした事前 確認並びに申請に向けた相談対応を実施。	相談 29 件 事前確認 25 件

	名 称	年月日	内 容	参加者数
	「事業復活支援金」の事前確認・相談対応	'22. 1. 31 ～ 3. 31	2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が過去3年間の同月と比較し30%以上減少した事業者が対象となる事業復活支援金について、中小企業庁の求めに応じ、事業者の事業実態確認を目的とした事前確認並びに申請に向けた相談対応を実施。 ※申請締切 2022年5月31日	相談174件 事前確認 87件
	「新型コロナウイルスの影響に関するアンケート調査」への協力	'21. 7. 1 ～16	(一社)新潟県商工会議所連合会が実施するアンケート調査について、当所会員への案内・取りまとめに協力。調査結果は会報10月号折込及び当所HPにて公開。	
	オンライン相談・指導・セミナー実施体制の整備	'21. 10. 26 ～12. 20	オンラインでの経営相談・記帳指導・セミナー等に対応するため、機材整備及び相談室の遮音工事を実施。 ※新潟県「新型コロナウイルス対応商工団体体制強化促進事業費補助金」を活用	
	新型コロナウイルスに関する支援策及び各種情報の周知	随 時	新型コロナウイルスに対する国・県・市等の支援施策について、会員宛FAXにて周知。また、三条市の「濃厚接触者等の確認・対応マニュアル」新潟県の「濃厚接触者の定義」、「事業所内の濃厚接触者確認フロー」を会員宛FAXにて周知。 〔配信回数〕10回	
(8)技術・技能の普及検定 ①検定・競技会	R. SANJO 安心なお店エールキャンペーン 新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けている市内飲食店への支援を目的に「三条安心なお店応援協議会」を立ち上げ、プレミアム付飲食券「SANJO 安心なお店エール飲食券」を発行した。取扱加盟店は市内に店舗があり、かつ新潟県の「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店」を登録条件とした。 〔販売期間〕2021年11月25日～12月25日 〔利用期間〕2021年11月25日～ ※新型コロナウイルス感染症の拡大により2022年1月13日から利用一時停止 〔販売金額〕8,000円/冊(利用可能額10,000円/冊 プレミアム率25%) 〔作成冊数〕20,000冊 〔販売冊数〕19,008冊 〔取扱加盟店〕184店			
	S. 三条商工会議所青年部活動への支援 次代を担う青年経済人の人材育成の場、産業人としての資質向上の場である青年部の活動を支援するため、活動費の一部を補助。三条商工会議所青年部の会員数等は以下の通り。			
	前年度末会員数	新規入会者数	退会者数	卒業生数
	96	13	7	14
	【簿記検定：統一試験】〔試験会場：三条商工会議所〕 (申込者数)			
	回次	年月日	1 級	2 級
	第158回	'21. 6. 13	5 名	34 名
	第159回	11. 21	8 名	53 名
	第160回	'22. 2. 27	—	25 名
	【簿記検定：団体試験】〔試験会場：新潟県立三条商業高等学校〕 (申込者数)			
	回次	年月日	1 級	2 級
	—	'21. 8. 4	—	1 名
	【珠算競技大会】			
	名 称	年月日	参加者数	
	第75回新潟県珠算選手権大会	中 止	—	
	第74回新潟県珠算競技大会	中 止	—	

(9)取引紹介 ①国内取引															
	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	'22/1	2	3	合計	
	件 数	1	5	6	4	4	11	3	15	6	5	6	13	79	
(10)相談、指導、斡旋等 ①雇用対策事業	名 称		年月日		内 容									参加者数	
	企業 PR 動画制作補助金		'21. 4. 1 ～ '22. 2. 28		三条おしごとナビ掲載用の企業動画作成費用の補助(1社上限 10 万円税込)を行い、三条おしごとナビの利用率向上ならびに、市内企業の求人情報掲載を強化することで、事業所の雇用促進のきっかけを創出。									17 社	
	県央地区就職ガイダンス		'21. 4. 22		2022 年 3 月大学、短大、専門学校等卒業予定者、2019 年 3 月以降の大学等既卒者を対象に「就職面接会」を開催〔会 場〕燕三条地場産業振興センター〔事業運営〕三条市雇用対策協議会									学生 36 名 企業 41 社	
	新規高卒予定者求人申込説明会		5. 19		新規高卒予定者の求人申込みから採用までの説明、求人用紙等の配布〔会 場〕三条商工会議所〔事業運営〕三条市雇用対策協議会									127 社	
	企業と高校・大学等との意見交換会		5. 19		求人企業と高等学校進路指導者との名刺交換会〔会 場〕三条商工会議所〔事業運営〕三条市雇用対策協議会									企業 127 社 学校 17 校	
	新規高卒予定者企業説明会		7. 9		新規高卒予定者(高校 3 年生)に求人説明会を実施〔会 場〕(公財)燕三条地場産業振興センター〔事業運営〕三条市雇用対策協議会									学生 349 名 企業 60 社	
	新規高卒予定者採用選考説明会		9. 3		新規高卒予定者の求人申込みから採用までの説明、求人用紙等の配布〔会 場〕三条商工会議所〔事業運営〕三条市雇用対策協議会									80 社	
	②エキスパートバンク事業		2 件(指導実施回数 2 回)												
	③新潟県建設業経営相談等支援事業		0 件(指導実施回数 0 回)												
④中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(中小企業 119)		0 件(専門家派遣回数 0 回)													
(11)経営改善普及事業 ①指導・相談・支援	A. 経営指導員の指導														
		経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	民法	その他	合計			
	巡回	50	100	1	23	19	10	6	3	0	33	245 件			
	窓口	588	215	7	35	34	13	62	4	0	277	1,235 件			
	うち創業支援	34	31	0	1	3	0	0	0	0	1	70 件			
	B. 講習会等の開催による指導														
	区 分	経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	民法	その他	合計			
	集団	回数	0	3	1	0	1	0	0	0	0	5 回			
	指導	人数	0	54	8	0	24	0	0	0	0	86 人			
	個別	回数	0	9	0	0	16	0	0	0	0	25 回			
	指導	人数	0	4	0	0	33	0	0	0	0	37 人			

C. 専門相談員による定例窓口相談															
<定例>															
名 称			開催日		相談員								相談者数		
貿 易 相 談			随 時 受 付		ジェトロ新潟貿易情報センター 職員								1 名		
資 金 繰 り 相 談			随 時 受 付		(株)日本政策金融金庫三条支店 職員								0 名		
税 務 ・ 消 費 税 対 策 相 談			毎 月 7 日		税理士 松崎孝史 氏								17 名		
法 律 相 談			毎 月 第 3 水 曜		弁護士 石川佳代 氏								7 名		
労 務 相 談			随 時 受 付		社会保険労務士								0 名		
行 政 書 士 相 談			随 時 受 付		行政書士								0 名		
事 業 承 継 相 談			毎 月 第 3 水 曜		(株)にいがた事業承継サポート室								0 名		
M & A 相 談			毎 月 第 2 水 曜		(株)新潟事業承継パートナー								1 名		
<確定申告期間>															
名 称			開催日		相談員								相談者数		
納 税 相 談 (共催：三条青色申告会)			'22. 2. 28 3. 4		関東信越税理士会三条支部 派遣税理士 6 名								18 名 7 名		
D. 知財駆け込み寺															
①業種別相談件数															
業種／月			4	5	6	7	8	9	10	11	12	'22/1	2	3	合計
製 造 業			1	0	0	0	0	0	2	3	2	0	0	1	9 件
建 設 業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 件
運 輸 業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 件
卸 売 業			0	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0	0	4 件
小 売 業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 件
サ ー ビ ス 業			0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1 件
そ の 他			0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2 件
合 計			1	0	1	1	0	0	2	5	3	2	0	1	16 件
②相談内容・内訳(重複相談あり)															
相談内容／月			4	5	6	7	8	9	10	11	12	'22/1	2	3	合計
発 明 、 ア イ デ ア の 権 利 化			1	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	1	5 件
デ ザ イン ・ 意 匠 の 権 利 化			0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	4 件
商 標 、 ブ ラ ン ド の 権 利 化			0	0	0	1	0	0	0	4	2	0	0	0	7 件
特 許 情 報			0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1 件
産業財産権のライセンス、共同研究、技術提携			0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1 件
産 業 財 産 権 の 侵 害			0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	3 件
外国での産業財産権の取得、模倣品・海賊版			0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2 件
著 作 権			0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1 件
製 造 ノ ウ ハ ウ 等 営 業 秘 密			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 件
経営に知財を生かす等知財戦略			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 件
社 内 の 人 材 育 成 ・ 講 習 会 等			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 件
そ の 他			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 件
合 計			1	0	1	1	0	0	4	9	5	2	0	1	24 件
E. 創業支援事業															
①(公財)にいがた産業創造機構 令和3年度 起業チャレンジ応援事業															
県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業に関する起業の支援を目的に、新規創業に必要な経費(下限額 50 万円)について 200 万円(補助率 1/2)を上限に助成する事業。商工会議所の経営指導員が申請書類を確認し、確認書を発行。 〔確認書発給〕3 件 〔採択件数〕0 件															
②(公財)にいがた産業創造機構 令和3年度 U・Iターン創業応援事業															
県内へのU・Iターンによる移住・定住及び地域課題や社会課題の解決に資する事業に関する創業を促進し、人口増加や雇用環境の改善、地域経済の活性化を図るため、新規創業に必要な経費(下限額 50 万円)について、200 万円(補助率 1/2)を上限に助成する事業。商工会議所の経営指導員が申請書類を確認し、確認書を発行。 〔確認書発給〕0 件 ※相談対応のみ実施。															

③創業者倶楽部 創業予定者、創業して間もない方、第二創業・企業内起業を考えている方等を対象に、創業の動機付けから、マーケティング、財務等、事業を継続する上で必要な知識・ノウハウに関する研修を実施。座学により経営者としての基礎知識を学ぶだけでなく、グループディスカッションを通して創業者同士が交流・情報交換を行い、人脈形成を図った。2021 年度はランディングページ製作・チラシデザイン・WEB 広告という集客面から講師の会社に依頼し、WEB 申込やスポット出席可、参加費無料、Zoom 受講、セミナー後の見逃し配信等、受講しやすい環境を整え実施。 〔講 師〕 第1 講 ジャイロ総合コンサルティング(株) 代表取締役・中小企業診断士 渋谷雄大 氏 第2 講 ジャイロ総合コンサルティング(株) コンサルタント 雲丹亀真穂 氏 第3・4 講 ジャイロ総合コンサルティング(株) コンサルタント 高田佳昭 氏			
名称	年月日	テーマ	参加者数
第1 講	'22. 2. 10	成功する創業の条件とマーケティングの考え方	会場 3 名 Zoom20 名
第2 講	2. 17	売れる販売促進 ～SNS・ネット編～	会場 4 名 Zoom17 名
第3 講	2. 24	ビジネスアイデアのを見つけ方とビジネスモデルを考える！	会場 5 名 Zoom16 名
第4 講	3. 4	創業者のためのお金のお話 ～価格戦略・利益計画・資金繰り～ ビジネスプランを作成してみよう	会場 6 名 Zoom12 名
F. 事業承継支援事業 ①事業承継フォーラム 事業承継を経営革新・事業再構築の契機と捉え早期承継の機運醸成を図るため、事業承継を実際に行った地元経営者の基調講演と、承継者ならびに被承継者によるパネルディスカッションを実施。			
年月日	内 容		出席者数
'21. 7. 12	①基調講演 〔テ ー マ〕 事業承継とイノベーション 〔講 師〕 株式会社スノーピーク 代表取締役会長 山井太 氏 ②パネルディスカッション 〔テ ー マ〕 前経営者と後継者が語る、事業承継の実情とこれからについて 〔パネリスト〕 マルナオ(株) 代表取締役社長 福田隆宏 氏 取締役会長 福田健男 氏 (有)石崎剣山製作所 代表取締役社長 佐藤大輔 氏 相談役 石崎勝海 氏 (株)カネギ 代表取締役 信賀康宏 氏 〔コーディネーター〕 (株)にいがた事業承継サポート室 代表取締役・中小企業診断士 土田正憲 氏 ③支援事業紹介 〔テーマ〕 各種支援制度に関する紹介・説明 〔講 師〕 (株)にいがた事業承継サポート室 代表取締役・中小企業診断士 土田正憲 氏		会場 74 名 Zoom35 名
②後継者塾(令和3 年度小規模事業経営支援事業費補助金 地域振興推進事業 むらおこし総合活性化事業) 後継者としての知識・考え方を身に付けるための講義を実施。(一社)事業承継協会のテキストを用い、ケーススタディやグループ演習を通じて自社の現状把握や新たなビジネスモデルの検討を行った。 また、毎回宿題を課し、現社長や社員から聴き取りを行いながら、自社の現状把握に努めた。第8 講終了後には懇親会を実施し、参加者同士の情報交換・交流に努めた。 〔講 師〕 (株)にいがた事業承継サポート室 代表取締役・中小企業診断士 土田正憲 氏 (株)にいがた事業承継サポート室 取締役・中小企業診断士 土田克則 氏			
名称	年月日	テーマ	参加者数
第1 講	'21. 9. 1	経営理念を考える	8 名
第2 講	9. 15	経営戦略を考える	7 名
第3 講	9. 29	ビジネスモデルを考える	7 名
第4 講	10. 13	組織を考える	7 名
第5 講	10. 27	労務管理を考える	5 名
第6 講	11. 10	決算書と会計管理を考える	7 名
第7 講	12. 1	利益管理を考える	7 名
第8 講	12. 15	5 年後の経営ビジョン発表	6 名

②金融斡旋	③事業承継支援加速化事業：(公財)にいがた産業創造機構					
	事業承継計画書策定支援		0 件			
	事業承継の初期対応		2 件			
	④自社の未来を考える！事業承継セミナー 後継者へのバトンパス～経営資源を後継者へつなぐ第一歩～ の後援(主催：三条市、共催：三条信用金庫、三條信用組合) 〔テーマ〕事業承継の進め方～3つの事例(親族内・親族外承継)～ 〔会 場〕三条信用金庫研修所					
	年月日	内 容				
	'22. 2. 22	①講話 〔講 師〕(有)永塚製作所 代表取締役社長 能勢直征 氏 ②パネルディスカッション 〔パネリスト〕(有)永塚製作所 代表取締役社長 能勢直征 氏 (有)石崎剣山製作所 代表取締役社長 佐藤大輔 氏 (有)イクマメタルワークス 代表取締役 猪熊良浩 氏 〔コーディネーター〕(株)にいがた事業承継サポート室 代表取締役・中小企業診断士 土田正憲 氏				
	3. 3	〔テーマ〕事業承継に関わるお金の話&事業承継税制について 〔講 師〕税理士法人近藤まこと事務所 代表社員 近藤信 氏				
	G. 制度改正に伴う専門家派遣等事業(日本商工会議所委託事業)					
	名 称	年月日	内 容		参加者数	
	インボイス制度対策セミナー	'21. 12. 8	①セミナー 〔テーマ〕インボイス制度対策セミナー 〔講 師〕つばさ税理士法人 代表税理士 山田眞一 氏 ②個別相談会 〔相談員〕つばさ税理士法人 代表税理士 山田眞一 氏 つばさ税理士法人 税理士 谷眞一 氏		会場 22 名 Zoom30 名 相談者 1 名	
職員向け税務研修会	12. 11	〔テーマ〕適格請求書等保存方式(インボイス制度)の実務 〔講 師〕アトラス税理士法人 代表社員 松崎孝史 氏		17 名		
H. 新型コロナウイルス対応のための経営相談体制強化事業(日本商工会議所委託事業) 新型コロナウイルスの影響を受けた事業者に、電話相談・窓口相談・訪問相談を実施。 ※相談件数は、P. 49 経営相談窓口の設置参照						
I. 新潟県央中小企業支援プラットフォームへの参画(代表機関：三条信用金庫、構成機関 20 機関) 実施事業なし						
〔小規模事業者経営改善資金融資申込並びに推薦状況〕						
申込件数	申込金額	推薦件数	推薦金額	決定件数	決定金額	審査回数
8 件	3,770 万円	8 件	3,770 万円	8 件	3,770 万円	7 回
〔上記の内、新型コロナウイルス対策マル経の申込並びに推薦状況〕						
申込件数	申込金額	推薦件数	推薦金額	決定件数	決定金額	審査回数
5 件	2,600 万円	5 件	2,600 万円	5 件	2,600 万円	5 回
〔会員向け特別融資制度〕						
会員確認書発行件数		0 件				
融資実行金額		0 万円				
③記帳継続指導						
記帳専任職員		記帳指導職員		記帳指導のべ回数	記帳指導のべ日数	記帳指導対象小規模事業者数
1 人		1 人		588 回	249 日	60 件

④小規模企業 振興委員 ⑤補助金申請 ⑥生産性向上 特別措置法	活動休止中 [令和元年度補正・令和2年度補正 小規模事業者持続化補助金] 小規模事業者が商工会議所・商工会の支援を受けながら行う販路開拓の取り組みについて、支援する補助金。当所において、申請書類を確認し、支援計画書を発給。今年度に関しては従来からの「一般型」のほか、人との接触機会を減らす感染症対策を踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセス導入等の取組を支援する「低感染リスク型ビジネス枠」が新たに設けられた。 ＜一般型＞ 募集期間：2021年6月4日～2022年2月4日(期間内に3回公募あり) 支援計画書発給件数：19件(第5回8件、第6回7件、第7回4件) 採択件数：15件(第5回7件、第6回4件、第7回4件) ＜低感染リスク型ビジネス枠＞ 募集期間：2021年5月12日～2022年3月9日(期間内に6回公募あり) 支援計画書発給件数：13件(第1回2件、第2回3件、第3回0件、第4回1件、第5回1件、第6回6件) 採択件数：10件(第1回0件、第2回3件、第3回0件、第4回1件、第5回1件 第6回5件) [小規模事業者持続化サポート補助金] 前述の小規模事業者持続化補助金(対象となる募集回は下記参照)において、当所経営指導員の指導を受け申請したものの不採択となった事業者を対象に、当所が独自に販路開拓に係る経費の一部を支援。 ＜対象となる募集回＞ 一般型：第5回、第6回 低感染リスク型ビジネス枠：第1回、第2回、第3回、第4回 ＜申請・採択＞ 申請件数：3件 採択件数：3件 [令和元年度 補正・令和2年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金] 中小企業・小規模事業者が、今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために取り組む革新的サービス開発、試作品開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する補助金。申請にあたり、令和元年度までは認定経営支援機関の確認書が必要であったが、令和2年度以降不要となり、認定経営支援機関による事業計画策定のための支援を任意で受けられる。 (第六次公募)募集期間：2021年2月22日～5月13日 (第七次公募)募集期間：2021年5月13日～8月17日 (第八次公募)募集期間：2021年8月17日～11月11日 (第九次公募)募集期間：2021年11月11日～2022年2月8日 当所における確認書発給件数1件(第九次公募分) 1件採択。 他公募時における計画策定支援は0件。 [令和2年度 第3次補正・令和3年度 事業承継補助金 経営革新型・専門家活用型] 事業承継を契機として経営革新等を行う中小企業者に対し、その取組に要する経費の一部を補助する。申請にあたり認定経営支援機関が申請書を確認し、確認書を発給。 令和2年度 第3次補正 (一次公募)募集期間：2021年6月11日～7月12日 (二次公募)募集期間：2021年7月13日～8月13日 令和3年度 募集期間：2021年9月30日～10月26日 当所における確認書発給件数 令和2年度第3次補正一次公募1件、採択件数1件 他公募時における計画策定支援0件。 [先端設備等導入計画] 「生産性向上特別措置法(2018年6月施行)」により措置された、中小企業が設備投資を通じて、3～5年間で労働生産性の年平均3%以上の向上を図るための計画。本計画を三条市に提出し認定を受けた後、2022年3月31日までに取得した設備については、固定資産税の課税標準額が3年間にわたってゼロに軽減される。当所においては、申請書類を確認し、確認書を発給。 認定申請確認書発給件数：2件 変更認定申請確認書発給件数：2件
--	---

(12) 経営安定特別相談事業

①相談実施状況

相談案件の内訳

(1) 当年中の受付件数 0 件 (2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日)

(2) 業種別内訳
製造業 0 件 卸売業 0 件 小売業 0 件 サービス業 0 件
建設業 0 件 運輸業 0 件 その他 0 件

(3) 規模別内訳
小規模企業(工業 20 人以下、商業・サービス業 5 人以下) 0 件
上記を超える中小企業 0 件

(4) 経営不振に陥った原因
関連企業の倒産 0 件 受注販売不振 0 件 放漫経営 0 件
偶発的事故 0 件 高利・融手の利用 0 件 既往のしわ寄せ 0 件
経営計画の失敗 0 件 支払・回収条件の悪化 0 件 その他 0 件

処理の状況

(1) 処理状況内訳
前年末繰越未処理 1 件 + 当年受付 0 件 - 当年処理最終分 0 件 = 翌年繰越未処理 1 件

(2) 当年処理最終分の内訳
倒産回避 0 件 整理 0 件 調停不能 0 件

(3) (2) の倒産回避分の指導・処理方法の内訳
金融斡旋 0 件 金融・資金調達面の指導助言 0 件 経営・債権計画等の作成指導・助言 0 件

(4) 当年処理最終分済分の処理者の内訳
専門スタッフ 0 件 事務局 0 件
(上記のうち、弁護士・税理士等を活用した件数 0 件)

②会議・研究会

名 称	年月日	内 容	参加者数
県内商工調停士・専門相談員等研究会 (三条商工会議所幹事)	'21. 12. 8	県内の経営安定特別相談室設置商工会議所・商工会連合会で、毎年持ち回りで開催。 新潟県の産業振興施策について 県内各相談室の事業概況並びに意見交換 最近の金融動向について	14 名

(13) 経営指導員等研修会参加状況

年月日	名 称	会場	参加者数
'21. 9. 19 ～'22. 1. 18	経営指導員研修会(各自が期間内に 4 プログラム受講)	WEB研修	5 名
'21. 9. 22	経営指導員等オンライン研修会(第 1 回)	オンライン研修	1 名
10. 5	経営指導員資格認定試験対策講座	万代島ビル	2 名
10. 6	経営指導員等オンライン研修会(第 2 回)	オンライン研修	1 名
10. 26～27	県内商工会議所補助員等研修会	朱鷺メッセ	2 名
12. 2	日商主催 創業支援担当者研修会	オンライン研修	2 名

(14) 各種共済事業

①三条商工会議所共済制度

共済名	年度初		給付		年度末	
	契約者数	口数	契約者数	金額	契約者数	口数
特定退職金制度 委託保険会社：アクサ生命保険(株)	2, 795 (331 社)	15, 829	182	138 百万円	2, 795 (327 社)	16, 268

共済名	契約者数	年度初 契約金額	給付		年度末 契約者数	年度末 契約金額
			契約者数	契約金額		
			(保険金等本社給付金)			
			29	4, 080 千円		
			(会議所見舞金)			
62		520 千円				
(会議所祝金)						
53		515 千円				

ひまわり共済
引受保険会社：アクサ生命保険(株)

2, 824
(549 社)

1, 914 百万円

(保険金等本社給付金)
29 4, 080 千円
(会議所見舞金)
62 520 千円
(会議所祝金)
53 515 千円

2, 835
(524 社)

1, 909 百万円

②日本商工会議所 共済制度	保険名	年度末件数		名 称		発行枚数			
	全国商工会議所休業補償プラン	27		チェーンバズカード		239			
	業務災害補償プラン	130							
	ビジネス総合保険	250							
	海外PL保険	11							
	海外対策危機プラン	3							
	情報漏えい保険	0							
③中小企業基盤整備機構 共済制度	保険名	加入件数	解約件数	年度末件数					
	経営セーフティ共済	2	0	78					
	小規模企業共済	8	7	128					
④にいがた県共済	共済名	年度初		増減		年度末			
		件数	金額	件数	金額	件数	金額		
	火災共済	493	1,272,230 万円	△19	△118,770 万円	474	1,153,460 万円		
	生命傷害共済	6	1,400 万円	△1	△200 万円	5	1,200 万円		
	傷害共済	69	19,900 万円	5	△1,200 万円	74	21,100 万円		
	爽やか共済	1	100 万円	0	0 万円	1	100 万円		
	事故費用共済	6	900 万円	△1	△100 万円	5	800 万円		
	共済名	年度初		増減		年度末			
		件数	口数	件数	口数	件数	口数		
	所得補償共済	6	24	△6	△24	0	0		
	休業補償共済	5	7	0	0	5	7		
	労働災害補償共済	4	—	0	—	4	—		
	医療総合保障共済	0	—	0	—	0	—		
	共済名	契約台数		年度末					
		年度初	増減						
	自動車共済	507	△7	500					
	共済名	台数	対人 契約金額	台数	対物 契約金額	台数	人身傷害 契約金額	台数	搭乗者傷害 契約金額
	自動車共済	499	9,930,000 万円	499	2,200,200 万円	367	1,487,000 万円	193	173,900 万円
	共済名	車 輛							
		一般車両 台数	契約金額	車対車+危険限定 台数	契約金額				
自動車共済	147	20,540 万円	111	11,880 万円					
⑤アクサ生命保険(株) 共済制度	保険名	年度初		給付		年度末			
		契約者数	契約金額	契約者数	金額	契約者数	契約金額		
	大型共済	76	1,177 百万円	(保険金等本社給付金)		69	723 百万円		
				0	0 千円				
	損保セット	35	446 百万円	(会議所見舞金)		31	394 百万円		
				0	0 千円				
	福祉プラン	52	80 百万円	(保険金等本社給付金)		38	59 百万円		
				0	0 千円				
				0	0 千円				
	生活障害保障	21	582 百万円	0	0 千円	21	547 百万円		
個人年金プラン	81	46 百万円	0	0 千円	68	36 百万円			

(15) 当所への共催・ 後援・協賛等依頼	保険名	年度初		給付		年度末	
		契約者数	契約金額	契約者数	金額	契約者数	契約金額
	ガン治療保険	339	26 百万円	5	520 千円	348	27 百万円
	終身保障プラン	282	1, 584 百万円	14	64, 893 千円	256	1, 431 百万円
	退職金積立金養老保険(アクセス)	3	2 百万円	0	0 千円	3	2 百万円
	総合	1, 308	1, 866 百万円	186	32, 266 千円	1, 216	1, 731 百万円
	特定疾病保険(エスリー)	1	2 百万円	0	0 千円	1	2 百万円
	定期保険群集団	132	3, 497 百万円	0	0 千円	148	3, 586 百万円
	低払型定期保険	348	6, 248 百万円	1	10, 000 千円	337	5, 852 百万円
	個人扱制度	70	217 百万円	18	15, 856 千円	59	193 百万円
	共済名	年度初		給付		年度末	
		契約者数	契約金額	契約者数	金額	契約者数	契約金額
	年払総合	275	7, 557 百万円	19	1, 488 千円	292	7, 412 百万円
	変額月払	15	142 百万円	—	—	15	131 百万円
	LP月払(ライフプロデュース)	8	5 百万円	—	—	7	5 百万円
	UL月払(ユニット・リンク)	426	2, 711 百万円	—	—	519	3, 430 百万円
	UL年払(ユニット・リンク)	5	124 百万円	—	—	24	559 百万円
	①共 催	名 称		実施日	主 催		
	三条マルシェ		'21. 6. 6 ～'22. 3. 13	三条マルシェ実行委員会			
	燕三条ものづくりメッセ 2021 (ハイブリッド開催)		'21. 10. 21 ～22	(公財) 燕三条地場産業振興センター			
	人材確保セミナー(ハイブリッド開催)		'22. 3. 24	三条市			
②後 援	名 称		実施日	主 催			
	燕三条ものづくり×価値づくり(4月例会)		'21. 4. 6	(一社) 燕三条青年会議所			
	第 11 回ロボコンジャパンカップ及び各地区予選大会		7. 10 ～ 9. 26	特定非営利活動法人ロボコンジャパン			
	燕三条ものづくり 2.0(9月例会燕三条コンファレンス)		9. 4	(一社) 燕三条青年会議所			
	バリトン近藤悠太ソロリサイタル三条 2021		9. 19	近藤悠太ソロリサイタル実行委員会			
	部落解放第 37 回新潟県研究集会		10. 16	部落解放第 37 回新潟県研究集会実行委員会			
	ビジネスに効く世界の教養 松田亜有子講演会		11. 8	あかりコンサート実行委員会			
	安全(製品安全・消費者安全)SDGs 分科会第 1 回		11. 26	(一社) PL 対策推進協議会、 (一社) PL 研究学会、 (一財) 電気安全環境研究所			
	イノベーションを創出するビジネスリーダー養成講座キックオフイベント		12. 3	三条市立大学			
	事業承継セミナー		'22. 2. 22 3. 3	三条市			
③協 賛	名 称		主 催				
	三条市交通安全の日及びぶじカエルちゃん事業		(公財) 三条市交通安全協会				
	令和 2 年度 三条市の新成人を祝い励ます会		NPO 三条市成人式サポート協会				
	ラジオはひとから地域に YELL を！燕三条応援コンサート in 燕市文化会館		燕三条エフエム放送(株)				
	第 13 回イルミネーション！コミュニケーション！		(一社) 県央研究所				
④加 盟	なし						

8. 登 録

(1) 法定台帳作成 2021 年 9 月 30 日

(2) 登録業者数

会 員・非会員	特定商工業者数
会 員	1, 129
非 会 員	363
合 計	1, 492

9. 会館・事務所等

(1) 土 地

面 積	2, 315. 65 m ²
取 得 年 月 日	平成 14 年 8 月 2 日

(2) 建 物

構 造	鉄骨造 5 階建
建 築 面 積	820. 27 m ²
延 床 面 積	3, 633. 76 m ²
商 工 会 議 所 事 務 室	199. 30 m ²
○ A ・ 印 刷 室	66. 65 m ²
取 得 年 月 日	平成 4 年 5 月 1 日

(3) 施 設

乗用エレベーター2基(定員9人・1基、13人・1基)
 全館冷暖房・空調一式、給排水設備
 会議室等 チェンバーズホール 331. 76 m²(3室に使用区分可)
 研 修 室<4室> 205. 52 m²
 会 議 室<2室> 95. 97 m²
 特別会議室<2室> 193. 45 m²

〔会議室等利用状況〕

	利用件数	構成比%
第 1 会 議 室	349	9. 1
第 2 会 議 室	258	6. 7
第 1 研 修 室	414	10. 8
第 2 研 修 室	461	12. 0
第 3 研 修 室	379	9. 9
5 階 研 修 室	243	6. 3
特 別 会 議 室	399	10. 4
第 1 チェンバーズホール	422	11. 0
第 2 チェンバーズホール	482	12. 5
第 3 チェンバーズホール	433	11. 3
合 計	3, 840	100. 0

10. 関係団体への参画

(1) 日本商工会議所	年月日	用 件	場 所
	'21. 4. 15	常議員会(オンライン)	三 条
	4 月	委員会(産業経済・国際経済・エネルギー・環境・運営・観光・地域活性化・中小企業・労働合同)(オンライン)	三 条
	5. 20	全国商工会議所専務理事・事務局長会議(オンライン)	三 条
	6. 17	常議員会(オンライン)	三 条
	6 月	委員会(産業経済・観光・地域活性化・中小企業・教育・エネルギー・環境・労働合同)(オンライン)	三 条
	7. 5	規制・制度改革専門委員会(オンライン)	三 条
	7. 5	中小企業輸出投資専門委員会、東商・国際経済委員会(オンライン)	三 条
	7. 16	常議員会、議員総会(オンライン)	三 条
	7 月	委員会(産業経済・運営・観光・地域活性化・中小企業・労働・情報化・国民生活・エネルギー・環境合同)(オンライン)	三 条
	9. 13	規制・制度改革専門委員会(オンライン)	三 条
	9. 15	常議員会、議員総会(オンライン)	三 条
	9. 16	通常会員総会(オンライン)	三 条
	9 月	委員会(産業経済・観光・地域活性化・税制・中小企業・労働合同)(オンライン)	三 条
	10. 18	中小企業輸出投資専門委員会、東商・国際経済委員会(オンライン)	三 条
	10. 21	常議員会(オンライン)	三 条
	10 月	委員会(産業経済・国民生活・国際経済・観光・地域活性化・中小企業・情報化・労働・エネルギー・環境・運営合同)(オンライン)	三 条
	11. 10	中小企業輸出投資専門委員会、東商・国際経済委員会(オンライン)	三 条
	11. 17	委員会(産業経済・国際経済・エネルギー・環境・運営・観光・地域活性化・税制合同)(オンライン)	三 条
	11. 18	中小企業委員会(オンライン)	三 条
	11. 18	常議員会(オンライン)	三 条
	12. 15	委員会(観光・地域活性化・国民生活・運営・産業経済・税制・労働合同)	東 京
	12. 16	委員会(中小企業・情報化合同)	東 京
	12. 16	常議員会	東 京
	'22. 1. 19	委員会(産業経済・国際経済・労働・情報化・国民生活・中小企業・エネルギー・環境・運営合同)(オンライン)	三 条
	1. 20	委員会(観光・地域活性化・税制合同)(オンライン)	三 条
	1. 20	常議員会、議員総会(オンライン)	三 条
	2. 1	中小企業輸出投資専門委員会 東商・国際経済委員会(オンライン)	三 条
	2. 17	常議員会(オンライン)	三 条
	2 月	委員会(産業経済・国際経済・教育・観光・労働・情報化・エネルギー・環境合同)(オンライン)	三 条
	3. 17	常議員会・議員総会(オンライン)	三 条
	3. 17	創立 100 周年記念 会員総会(オンライン)	三 条
	3 月	委員会(産業経済・観光・地域活性化・中小企業・国民生活・運営・広報特別合同)(オンライン)	三 条
(2) 新潟県商工会議所連合会	年月日	用 件	場 所
	'21. 4. 28	運営委員会(オンライン)	三 条
	5. 27	通常総会及び会頭会議(オンライン)	三 条
	6. 10	事務局長会議	新 潟
	7. 13	北陸地方整備局と新潟県商工会議所連合会との懇談会	新 潟
	7. 29	運営委員会	新 潟
	9. 2	運営委員会(オンライン)	三 条
	10. 18	新潟県への産業振興施策に対する要望書提出	新 潟
	10. 22	北陸信越ブロック中小企業相談所会議(オンライン)	三 条
	10. 27	中小企業相談所運営連絡会議(オンライン)	三 条
	11. 5	臨時総会	新 潟
	11. 24	花角知事を囲む会	新 潟

	年月日	用 件	場 所
	年月日	用 件	場 所
(3) その他の団体等	'22. 1. 26	事務局長会議	新 潟
	2. 24	経営指導員試験総合判定会議	新 潟
	2. 24	運営委員会	新 潟
	3. 18	通常総会及び会頭会議	新 潟
	3. 22	中小企業相談所運営連絡会議	新 潟
(3) その他の団体等	年月日	用 件	場 所
	年月日	用 件	場 所
	'21. 4. 10	滝沢亮三条市長と市政報告会	三 条
	4. 14	三条市立大学 入学式	三 条
	4. 24	(株)スノーピーク「HEADQUARTERS」開業 10 周年式典	三 条
	5. 11	第 2 回越後・南会津街道観光・地域づくり懇談(オンライン)	三 条
	5. 13	国道 8 号栄地域 4 車線化整備促進期成同盟会 総会及び事業概要説明会	三 条
	5. 25	三条市共同募金委員会 第 1 回運営委員会	三 条
	5. 27	(一社)新潟港振興協会 2021 年度 定時総会	新 潟
	6. 1	三条市 三条地区協議会	三 条
	6. 3	(公財)燕三条地場産業振興センター 理事会	三 条
	6. 3	(公社)三条法人会 通常総会	三 条
	7. 2	(公財)内田エネルギー科学振興財団 各種助成金交付式	三 条
	7. 9	新潟県産業教育振興会 2021 年度 理事会及び評議員会	新 潟
	7. 16	(公財)日本電信電話ユーザ協会 2021 年度 新潟・下越ブロック記念講演会(オンライン)	三 条
	7. 21	新潟空港整備推進協議会 2021 年度 通常総会	新 潟
	9. 1	三条市表彰 審査委員会	三 条
	10. 2	国道 8 号栄地域 4 車線化整備促進期成同盟会 地方要望会	新 潟
	10. 21	燕三条もののづくりメッセ 2021 開会式	三 条
	11. 2	公正取引委員会との懇談会	三 条
	11. 3	三条市 2021 年度 三条市表彰	三 条
	11. 7	三条金山神社 秋季大祭	三 条
	11. 8	三条金山神社 秋季大祭(三条市産業振興祈願祭)	三 条
	11. 11	(公財)燕三条地場産業振興センター 理事会	三 条
	11. 12	新潟県央エネルギー懇談会 エネルギー講演会	新 潟
	11. 13	三条市 経済産業省との意見交換会	燕
	11. 30	新潟県産業教育振興会 第 3 地区(県央・西蒲)学校・地域連絡会議	三 条
	12. 3	三条市立大学 ビジネスリーダー養成講座	三 条
	12. 9	新潟経営大学 産官学地域連携センター サテライトキャンパス「価値共創ラボラトリー」最終回プレゼンテーション	加 茂
	12. 31	本成寺 撞鐘会	三 条
	'22. 1. 6	三条市 2021 年度 第 1 回情報公開・個人情報保護制度審議会	三 条
	1. 18	(一社)東北経済連合会 東経連フォーラム in 新潟	新 潟
	1. 19	三条ロータリークラブ 例会	三 条
	2. 28	三条市共同募金委員会 2021 年度 第 2 回運営委員会	三 条
	3. 11	新潟県を豊かにする会 花角英世知事との懇談会	新 潟
	3. 24	(公財)燕三条地場産業振興センター 理事会	三 条

11. その他

(1)事業運営を経営的に支援した団体	団体名	団体の代表者	会員数	事業内容	備考
	(協)三条工業会	齋 藤 一 成	522 社	工業振興対策事業	
	三条金物卸商(協)	中 條 克 俊	148 社	金物卸売振興事業	
	三条市商店街連合会	星 野 健 司	57 社	小売商業振興事業	
	三条商鐵組合	相 場 亮 嗣	48 社	鐵鋼関係業界振興事業	
	燕三条貿易振興会	長谷川 直 哉	72 社	貿易振興事業	
	三条市国際交流協会	高 波 久 雄	113 社	地域の国際化と経済交流事業	
	三条エコノミークラブ	加 藤 克 宏	66 社	研修事業	
	三条共同設備事業(協)	田 中 範 之	5 社	高度化貸付(設備賃貸)事業	
	保内工業団地組合	川 崎 雄 輔	11 社	工業団地	
	スパークメッセ	坂 爪 慎	13 社	見本市開催	
	SMITH SANJO●JAPAN	小 林 知 行	10 社	展示会(アンビエンテ・メッセ)出展事業	
	三条祭り若衆会	石 川 貴 大	21 社	三条祭り大名行列運営	
	三条経営研究会	虎 谷 栄一郎	34 社	人事、労務問題研究事業	
	三条青色申告会	松 崎 孝 史	257 社	青色申告の普及啓発事業	
	三条地区職場警察連絡協議会	西 潟 精 一	231 社	防犯・交通安全活動等の推進	
	三条市雇用対策協議会	長谷川 正 実	5 団体	雇用対策事業	
	三条税務署管内青色申告会連合会	松 崎 孝 史	6 団体	青色申告会連絡調整事業	
	三条税務署管内税務団体協議会	長 橋 昇	7 団体	税務関係団体の連絡調整及び広報	
	合 計		1,608 社 18 団体		

2021年度 三条商工会議所 収支決算書総括表

自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月31日

(単位：円)

会 計 名	繰 越 金	収 入	支 出	収支残高	繰 入 金	差引収支残高	備 考
					△繰出金		
商 工 会 議 所 会 計	7,893,982	115,618,424	111,116,383	4,502,041	△ 13,056,717	12,396,023	収支剰余金次年度へ繰越
小 規 模 事 業 経 営 支 援 会 計	0	62,064,862	62,064,862	0	10,756,717	0	
特 定 退 職 金 共 済 事 業 特 別 会 計	277,082	331,824,989	331,189,054	635,935	0	913,017	収支剰余金次年度へ繰越
収 益 事 業 会 計	24,343,213	110,225,394	112,035,769	△ 1,810,375	△ 6,700,000	22,532,838	収支剰余金次年度へ繰越
会 館 建 設 基 金 特 別 会 計	159,672,787	3,004,750	0	3,004,750	3,000,000	162,677,537	収支剰余金次年度へ繰越
財 政 調 整 基 金 特 別 会 計	30,611,362	771	7,504,124	△ 7,503,353	△ 7,504,124	23,108,009	収支剰余金次年度へ繰越
会 館 営 繕 積 立 金 特 別 会 計	11,405,521	5,000,227	6,487,140	△ 1,486,913	5,000,000	9,918,608	収支剰余金次年度へ繰越
退 職 給 与 資 金 特 別 会 計	28,205,383	1,000,438	8,143,472	△ 7,143,034	1,000,000	21,062,349	年度末資金残高次年度へ繰越
創 立 80 周 年 記 念 事 業 特 別 会 計	0	8,544,135	8,544,135	0	7,504,124	0	
合 計	262,409,330	637,283,990	647,084,939	△ 9,800,949	0	252,608,381	

2021(令和3)年度 4会計収支決算書総括表

(単位：千円)																			
科 目	公益事業の部						収益事業の部								合 計			構成比率	
	商工会議所会計		小規模事業経営支援会計		特定退職金共済事業 特別会計		事業部門ごとの内訳						収益事業会計						
							団体事務受託事業		保険共済事業		貸館事業								
決 算 額	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額	予 算 額	比較増減	決算額		
会 費	42,701	42,456													42,701	42,456	245	12.9%	
〔会 費	39,844	39,696																	
特 別 会 費	2,750	2,750																	
〕過 年 度 会 費	107	10																	
特定商工業者負担金	2,734	2,790													2,734	2,790	△ 56	0.8%	
事 業 収 入	10,256	20,211	367	838			6,045	9,770					6,045	9,770	16,668	30,819	△ 14,151	5.0%	
〔商工技術検定収入	1,558	1,593																	
会 報 広 告 収 入	3,973	3,695																	
日 商 委 託 事 業 収 入	214	208																	
永 年 勤 続 負 担 金	2,592	2,752																	
事 務 受 託 料							2,730	3,080					2,730	3,080					
〕そ の 他 の 事 業 収 入	1,919	11,963	367	838			3,315	6,690					3,315	6,690					
手 数 料 収 入			2,081	2,139	9,670	8,926			51,165	47,689			51,165	47,689	62,916	58,754	4,162	19.1%	
〔記帳代行手数料収入			2,081	2,139															
特 定 金 共 済 手 数 料 収 入					9,670	8,926													
倒産防止共済手数料収入									88	82			88	82					
小規模企業共済手数料収入									115	102			115	102					
アクサ生命保険手数料収入									40,538	39,267			40,538	39,267					
県火災共済手数料収入									6,890	5,831			6,890	5,831					
〕日商制度事業手数料収入									3,534	2,407			3,534	2,407					
貸 室 収 入											45,859	48,364	45,859	48,364	45,859	48,364	△ 2,505	13.9%	
〔定 期 貸 室 収 入											27,621	27,611	27,621	27,611					
臨 時 貸 室 収 入											8,022	10,481	8,022	10,481					
そ の 他 付 帯 収 入											180	236	180	236					
〕共 益 費 収 入											10,036	10,036	10,036	10,036					
補 助 金	51,050	25,910	48,857	50,827											99,907	76,737	23,170	30.3%	
〔新 潟 県	2,874	0	48,466	49,808															
三 条 市	25,000	25,410																	
日 本 商 工 会 議 所			371	689															
にいがた産業創造機構			20	330															
ワ ク チ ン 接 種	23,176	0																	
〕日 本 DIY 協 会	0	500																	
雑 収 入	1,373	1,649	3	14	0	1	81	0	142	295	446	559	669	854	2,045	2,518	△ 473	0.6%	
繰 入 金			10,757	11,830							6,487	5,000	6,487	5,000	17,244	16,830	414	5.2%	
財政調整基金取崩収入	7,504	12,000													7,504	12,000	△ 4,496	2.3%	
期間収入合計	115,618	105,016	62,065	65,648	9,670	8,927	6,126	9,770	51,307	47,984	52,792	53,923	110,225	111,677	297,578	291,268	6,310	90.1%	
繰 越 金	7,894	6,793	0	0	277	513								24,343	23,279	32,514	30,585	1,929	9.9%
合 計	123,512	111,809	62,065	65,648	9,947	9,440								134,568	134,956	330,092	321,853	8,239	100.0%

支 出 の 部							(単位：千円)											
科 目	公益事業の部						収益事業の部								合 計			構成比率
	商工会議所会計		小規模事業経営支援会計		特定退職金共済事業 特別会計		事業部門ごとの内訳						収益事業会計					
							団体事務受託事業		保険共済事業		貸館事業							
	決 算 額	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額	予 算 額	比較増減	
事業費	60,583	48,249	3,002	5,019			3,160	7,250	14,859	21,286	0	0	18,019	28,536	81,604	81,804	△ 200	24.7%
テーマ別事業費	45,490	31,499																
三条夏まつり協賛金							0	500					0	500				
ODA活動支援事業費							3,100	6,690					3,100	6,690				
付加給付金									1,115	1,270			1,115	1,270				
その他事業費	15,093	16,750	3,002	5,019			60	60	13,744	20,016			13,804	20,076				
人件費	14,391	14,121	57,530	59,206	8,841	8,792	24,012	31,088	14,673	12,104	6,197	2,096	44,882	45,288	125,644	127,407	△ 1,763	38.1%
その他の管理費	2,025	4,905	91	452			423	1,000	6,499	6,267	2,883	4,455	9,805	11,722	11,921	17,079	△ 5,158	3.6%
旅費交通費	147	1,422	91	452					141	1,202			141	1,202				
渉外費	89	364							85	274			85	274				
公課分担金	1,774	2,769					423	1,000	6,273	4,791	2,619	4,193	9,315	9,984				
その他	15	350									264	262	264	262				
事務費	3,414	4,539	588	970	193	284			4,416	4,915	2,044	1,327	6,460	6,242	10,655	12,035	△ 1,380	3.2%
会館維持費	9,401	9,288									18,969	19,016	18,969	19,016	28,370	28,304	66	8.6%
会議費	741	1,569							713	1,248			713	1,248	1,454	2,817	△ 1,363	0.4%
会館営繕費											6,487	5,000	6,487	5,000	6,487	5,000	1,487	2.0%
減価償却引当額											3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	0	0.9%
繰出金	20,561	26,130									3,700	3,700	3,700	3,700	24,261	29,830	△ 5,569	7.4%
その他の支出	0	1									0	1	0	1	0	2	△ 2	0.0%
財政調整基金積立金	0	1													0	1	△ 1	0.0%
補助金返還引当金			854	1											854	1	853	0.2%
予備費	0	3,006			0	364							0	11,203	0	14,573	△ 14,573	0.0%
期間支出合計	111,116	111,809	62,065	65,648	9,034	9,440	27,595	39,338	41,160	45,820	43,280	38,595	112,035	134,956	294,250	321,853	△ 27,603	－
繰越金	12,396	0	0	0	913	0							22,533	0	35,842	0	35,842	10.9%
合計	123,512	111,809	62,065	65,648	9,947	9,440	※特定退職金共済事業特別会計						134,568	134,956	330,092	321,853	8,239	100.0%

経営支援会計	10,757
会館営繕会計	1,800
退職給与資金会計	500
80周年特別会計	7,504

収入支出比較表

会 計 別		①当期収入済額 (前期繰越金を除く)	②前期繰越金	③当期収入合計 (①+②)	④当期支出済額	⑤次期繰越金 (③-④)
公益	商工会議所会計	115,618	7,894	123,512	111,116	12,396
	小規模事業経営支援会計	62,065	0	62,065	62,065	0
	特定退職金共済事業 特別会計	9,670	277	9,947	9,034	913
収益	収益事業会計	110,225	24,343	134,568	112,035	22,533
総 合 計		297,578	32,514	330,092	294,250	35,842

2021年度 商工会議所会計収支決算書

自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月31日

収入の部

(単位：円)

勘 定 科 目		決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項 目 節					
1. 会 費		42, 700, 800	42, 456, 000	244, 800	
1. 会 費		39, 843, 800	39, 696, 000	147, 800	
2. 特 別 会 費		2, 750, 000	2, 750, 000	0	
3. 過 年 度 会 費		107, 000	10, 000	97, 000	
2. 特定商工業者負担金		2, 734, 000	2, 790, 000	△ 56, 000	
1. 負 担 金		2, 730, 000	2, 780, 000	△ 50, 000	
2. 過 年 度 負 担 金		4, 000	10, 000	△ 6, 000	
3. 事 業 収 入		10, 256, 875	20, 211, 000	△ 9, 954, 125	
1. 商 工 技 術 検 定 収 入		1, 558, 485	1, 593, 000	△ 34, 515	
(1) 簿 記 検 定 収 入		(1, 545, 190)	(1, 582, 000)	(△ 36, 810)	
(2) リテールマーケティング(販売士)検定収入		(0)	(1, 000)	(△ 1, 000)	
(3) PC 検 定 収 入		(13, 295)	(10, 000)	(3, 295)	
2. 会 報 広 告 収 入		3, 973, 160	3, 695, 000	278, 160	
3. 手 数 料 収 入		434, 230	483, 000	△ 48, 770	
(1) 貿 易 証 明 等 手 数 料		(220, 250)	(275, 000)	(△ 54, 750)	
(2) 容器包装リサイクル業務申込手数料		(207, 680)	(207, 000)	(680)	

勘 定 科 目			決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項 目 節						
		(3) 日商ビジネス認証サービス手数料	(6,300)	(1,000)	(5,300)	
	4.	そ の 他 の 事 業 収 入	4,291,000	14,440,000	△ 10,149,000	
		(1) 永年勤続従業員表彰負担金	(2,592,000)	(2,752,000)	(△ 160,000)	
		(2) 刊 行 物 頒 布 代	(5,500)	(8,000)	(△ 2,500)	
		(3) 各 種 事 業 参 加 負 担 金	(1,693,500)	(11,680,000)	(△ 9,986,500)	
4. 交 付 金			51,049,920	25,910,000	25,139,920	
	1.	補 助 金 等	51,049,920	25,910,000	25,139,920	
		(1) 三条商工会議所振興事業補助金	(25,000,000)	(25,000,000)	(0)	
		(2) 三条市負担金(事業承継支援負担金)	(0)	(410,000)	(△ 410,000)	
		(3) ワクチン職域接種	(23,175,820)	(0)	(23,175,820)	
		(4) 新潟県補助金(商工団体体制強化促進事業)	(2,874,100)	(0)	(2,874,100)	
		(5) DIY協会協力金	(0)	(500,000)	(△ 500,000)	
5. 雑 収 入			1,372,705	1,649,000	△ 276,295	
	1.	預 金 利 息	176	1,000	△ 824	
	2.	雑 収 入	1,372,529	1,648,000	△ 275,471	
6. 積立金取崩収入			7,504,124	12,000,000	△ 4,495,876	
	1.	財 政 調 整 基 金 取 崩 収 入	7,504,124	12,000,000	△ 4,495,876	
7. 繰 越 金			7,893,982	6,793,000	1,100,982	
	1.	繰 越 金	7,893,982	6,793,000	1,100,982	
合 計			123,512,406	111,809,000	11,703,406	

支出の部

<注記>※印は、共通費として49%を収益事業会計 保険共済事業費へ計上

勘 定 科 目		支 出 済 額	共 通 費 振 替	決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項 目 節	(*印は三条市補助金活用事業)						
1. 事 業 費		75,075,600	△ 14,492,501	60,583,099	48,249,000	12,334,099	
1. 産 業 振 興 費		54,920,022	△ 9,429,853	45,490,169	31,499,000	13,991,169	
(1) 販路・市場開拓支援事業		(7,506,342)	(△ 3,678,108)	(3,828,234)	(7,738,000)	(△ 3,909,766)	
① JAPAN DIY HOMECENTER SHOW 2021 地域PR事業	*	13,989	※ △ 6,855	7,134	1,290,000	△ 1,282,866	中止(案内発送)
② 共同小間出展事業(GIFTEX2021) 第12回DESIGN TOKYO	*	3,714,227	※ △ 1,819,971	1,894,256	3,380,000	△ 1,485,744	
③ グループ出展支援事業	*	1,469,973	※ △ 720,287	749,686	986,000	△ 236,314	
④ 燕三条トレードショウ2021	*	2,000,000	※ △ 980,000	1,020,000	1,140,000	△ 120,000	
⑤ オンライン展示会出展支援事業	*	92,439	※ △ 45,295	47,144	832,000	△ 784,856	
⑥ 製品PR動画発信研修会	*	77,159	※ △ 37,808	39,351	68,000	△ 28,649	
⑦ ネット活用マーケティングセミナー		138,555	※ △ 67,892	70,663	42,000	28,663	
(2) 中心市街地・地域活性化支援事業		(1,220,268)	(△ 597,931)	(622,337)	(1,010,000)	(△ 387,663)	
① 本寺小路あかり物語<第16章>	*	494,000	※ △ 242,060	251,940	370,000	△ 118,060	
② 中心市街地にぎわい創造事業	*	200,000	※ △ 98,000	102,000	114,000	△ 12,000	
③ 地元購買力強化事業(共同広告チラシ)	*	526,268	※ △ 257,871	268,397	526,000	△ 257,603	
(3) 会員交流促進事業		(1,334,540)	(△ 653,925)	(680,615)	(3,479,000)	(△ 2,798,385)	
① 第39回会頭杯ゴルフ大会		30,030	※ △ 14,715	15,315	1,136,000	△ 1,120,685	中止(会議開催)
② 新 入 会 員 交 流 会		0	※ 0	0	137,000	△ 137,000	中止
③ 2021会員新春の集い		1,304,510	※ △ 639,210	665,300	2,206,000	△ 1,540,700	
(4) 講演会・講習会・研修会等による 人材育成事業		(6,240,567)	(△ 1,665,094)	(4,575,473)	(9,174,000)	(△ 4,598,527)	

勘 定 科 目			支 出 済 額	共 通 費 振 替	決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款	項	目 節 (*印は三条市補助金活用事業)						
		① AI・IoTシステム導入研修会 *	203,232	※ △ 99,584	103,648	314,000	△ 210,352	
		② 女性力活用支援事業	291,521	※ △ 142,845	148,676	117,000	31,676	
		③ 建設業雇用環境改善セミナー *	375,779	※ △ 184,132	191,647	324,000	△ 132,353	
		④ withコロナ対策講演会 *	508,782	※ △ 249,303	259,479	606,000	△ 346,521	
		⑤ 企業支援セミナー(パネledディスカッション)	51,924	※ △ 25,443	26,481	49,000	△ 22,519	
		⑥ 中小企業のDX対応セミナー	50,812	※ △ 24,898	25,914	30,000	△ 4,086	
		⑦ 中堅・管理者スキルアップ講座(2回開催) *	383,699	※ △ 188,013	195,686	200,000	△ 4,314	
		⑧ 交通・運輸部会 業界動向研修会 *	47,757	※ △ 23,401	24,356	173,000	△ 148,644	
		⑨ 日本銀行新潟支店長講演会 *	361,383	※ △ 177,078	184,305	329,000	△ 144,695	
		⑩ 金融部会 時局講演会 *	366,285	※ △ 179,480	186,805	144,000	42,805	
		⑪ 印刷紙器関連部会 部会員研修懇談会	0	※ 0	0	165,000	△ 165,000	中止
		⑫ グローバル経済講演会(商鐵組合共催) *	179,114	※ △ 87,766	91,348	252,000	△ 160,652	
		⑬ 人材育成・研修等事業	0	※ 0	0	570,000	△ 570,000	中止
		⑭ 金物卸部会 先進事例視察研修事業 *	0	※ 0	0	506,000	△ 506,000	中止
		⑮ 全国商工会議所観光振興大会参加 *	32,991	※ △ 16,166	16,825	764,000	△ 747,175	
		⑯ 食に関する課題研究事業 *	99,256	※ △ 48,635	50,621	124,000	△ 73,379	
		⑰ 金融部会 視察研修会 *	0	※ 0	0	417,000	△ 417,000	中止
		⑱ 印刷紙器関連部会 国内視察研修会 *	0	※ 0	0	237,000	△ 237,000	中止
		⑲ 三条市立大学視察研修会(商鐵組合共催)	33,252	※ △ 16,293	16,959	36,000	△ 19,041	
		⑳ 一般卸部会、金物卸部会交流懇談会	2,732	※ △ 1,339	1,393	342,000	△ 340,607	

②①	交通・運輸部会 部会員懇談会	107,613	※	△ 52,730	54,883	76,000	△ 21,117	
②②	食品関連部会 部会員課題対策懇談会	1,325	※	△ 649	676	74,000	△ 73,324	
②③	フレッシュ社員研修会	* 749,273		0	749,273	1,363,000	△ 613,727	
②④	フレッシュ社員フォローアップ研修会	* 163,414		0	163,414	190,000	△ 26,586	
②⑤	社内人材相互理解セミナー	* 313,781		0	313,781	190,000	123,781	
②⑥	創業者倶楽部	* 874,653		0	874,653	836,000	38,653	内容変更
②⑦	財務分析・投資計画セミナー	* 394,811		0	394,811	416,000	△ 21,189	
②⑧	企業の生き残りセミナー	* 279,081		0	279,081	280,000	△ 919	
②⑨	ものづくり人材育成・確保支援 (県央工業高校)	50,000		0	50,000	50,000	0	
③⑩	Googleサービス活用事業	* 279,789	※	△ 137,096	142,693	0	142,693	
③⑪	鋼材動向把握講演会	20,904	※	△ 10,243	10,661	0	10,661	
③⑫	パワハラ防止・サイバーリスク対策セミナー	17,404		0	17,404	0	17,404	
(5) 委員会の調査研究課題		(0)		(0)	(0)	(228,000)	(△ 228,000)	
①	会員拡大運動の推進(総務委員会)	0	※	0	0	228,000	△ 228,000	中止
(6) 部会・委員会の会議懇談会開催費		(283,090)	※	(△ 138,714)	(144,376)	(681,000)	(△ 536,624)	
(7) その他の産業振興対策事業		(38,335,215)		(△ 2,696,081)	(35,639,134)	(9,189,000)	(26,450,134)	
①	感染拡散防止モデル工事チラシ作成	* 6,292	※	△ 3,083	3,209	335,000	△ 331,791	中止(案内発送)
②	市内簡単ロードマップ作成事業	* 318,373	※	△ 156,003	162,370	182,000	△ 19,630	
③	地域内労働環境改善普及事業	337,928		0	337,928	292,000	45,928	
④	イッペアップ(IPPE UP)	* 770,000		0	770,000	583,000	187,000	
⑤	事業承継フォーラム	* 985,097		0	985,097	775,000	210,097	

勘 定 科 目				支 出 済 額	共 通 費 振 替	決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款	項	目 節	(*印は三条市補助金活用事業)						
		⑥	小規模事業者持続化補助金事業 *	587,171	0	587,171	5,000,000	△ 4,412,829	中止
		⑦	燕三条医工連携推進事業 *	14,370	0	14,370	70,000	△ 55,630	
		⑧	地域産業振興戦略会議	0	0	0	160,000	△ 160,000	
		⑨	雇用対策事業 *	334,916	0	334,916	600,000	△ 265,084	
		⑩	企業PR動画作成事業 *	2,021,786	0	2,021,786	0	2,021,786	
		⑪	三条商工会議所青年部活動支援	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0	
		⑫	会員への情報提供	76,328	0	76,328	192,000	△ 115,672	
		⑬	新型ウィルス感染防止対策事業 *	484,375	0	484,375	0	484,375	
		⑭	三条市立大学連携事業 *	322,466	0	322,466	0	322,466	
		⑮	ワクチン職域接種事業	23,113,705	★ △ 1,313,730	21,799,975	0	21,799,975	
		⑯	商工団体体制強化促進事業費	3,161,510	0	3,161,510	0	3,161,510	
		⑰	webサイトリニューアル *	2,496,460	※ △ 1,223,265	1,273,195	0	1,273,195	
		⑱	辛坊治郎記念講演会 *	2,304,438	0	2,304,438	0	2,304,438	
2.	I 対	T 化 推 進 策 事 業 費		208,051	0	208,051	144,000	64,051	
		(1)	IT関連各種情報収集・提供事業	(16,414)	(0)	(16,414)	(21,000)	(△ 4,586)	
		(2)	HP活用推進事業	(191,637)	(0)	(191,637)	(122,000)	(69,637)	
		(3)	日商ビジネス認証サービス事業	(0)	(0)	(0)	(1,000)	(△ 1,000)	
3.	検 定	事 業 費		527,925	0	527,925	603,000	△ 75,075	
		(1)	簿記検定事業費	(504,635)	(0)	(504,635)	(550,000)	(△ 45,365)	
		(2)	検 定 諸 費	(23,290)	(0)	(23,290)	(53,000)	(△ 29,710)	

4. 貿 易 振 興 費	627,381	0	627,381	837,000	△ 209,619	
(1) 貿易相談研修事業費	(30,000)	(0)	(30,000)	(35,000)	(△ 5,000)	
(2) 貿易証明等発給管理研修事業費	(6,129)	(0)	(6,129)	(102,000)	(△ 95,871)	
(3) 貿易アドバイザー委託費	(591,252)	(0)	(591,252)	(700,000)	(△ 108,748)	
5. 広 報 事 業 費	8,561,878	△ 4,195,320	4,366,558	5,202,000	△ 835,442	
(1) 会 報 発 行 費	(5,366,317)	※ (△ 2,629,495)	(2,736,822)	(3,099,000)	(△ 362,178)	
・ 印 刷 費	1,931,050	△ 946,214	984,836	1,099,000	△ 114,164	
・ 通 信 費	3,240,387	△ 1,587,790	1,652,597	1,895,000	△ 242,403	
・ 広報写真・その他	194,880	△ 95,491	99,389	105,000	△ 5,611	
(2) 日商機関誌購読費	(1,623,857)	※ (△ 795,690)	(828,167)	(1,001,000)	(△ 172,833)	
・ 「会議所ニュース」購読料	581,499	△ 284,935	296,564	419,000	△ 122,436	
・ 「石垣」購読料	954,225	△ 467,570	486,655	539,000	△ 52,345	
・ 商工手帳代金他	88,133	△ 43,185	44,948	43,000	1,948	
(3) 新 聞 広 告 費	(289,300)	※ (△ 141,757)	(147,543)	(153,000)	(△ 5,457)	
(4) 情 報 管 理 費	(1,058,694)	※ (△ 518,760)	(539,934)	(812,000)	(△ 272,066)	
(5) その他の広報事業費	(223,710)	※ (△ 109,618)	(114,092)	(137,000)	(△ 22,908)	
6. 法定台帳作成管理運用費	5,428,047	0	5,428,047	5,687,000	△ 258,953	
(1) 専任職員設置費	(4,148,824)	(0)	(4,148,824)	(4,087,000)	(61,824)	
(2) 事 務 費	(264,893)	(0)	(264,893)	(500,000)	(△ 235,107)	
(3) 事 業 費	(1,014,330)	(0)	(1,014,330)	(1,100,000)	(△ 85,670)	
7. 運 営 関 係 事 業 費	4,617,777	△ 867,328	3,750,449	4,087,000	△ 336,551	
(1) 永年勤続従業員表彰費	(2,583,969)	(0)	(2,583,969)	(2,745,000)	(△ 161,031)	

勘 定 科 目			支 出 済 額	共 通 費 振 替	決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款	項	目 節 (*印は三条市補助金活用事業)						
		(2) 会 員 慶 弔 費	(1,085,958)	※ (△ 532,119)	(553,839)	(584,000)	(△ 30,161)	
		(3) 団 体 連 絡 協 調 費	(684,100)	※ (△ 335,209)	(348,891)	(393,000)	(△ 44,109)	
		(4) 議員研修懇談会費	(0)	(0)	(0)	(100,000)	(△ 100,000)	中止
		(5) 「会員之章」作成費	(0)	(0)	(0)	(1,000)	(△ 1,000)	
		(6) 会議所向けイベント保険	(263,750)	(0)	(263,750)	(264,000)	(△ 250)	
	8.	地 域 社 会 活 動 事 業 費	134,519	0	134,519	138,000	△ 3,481	
		(1) 三条金山神社秋季大祭への奉賛協力	(62,000)	(0)	(62,000)	(65,000)	(△ 3,000)	
		(2) 地場産業振興祈願会	(72,519)	(0)	(72,519)	(73,000)	(△ 481)	
	9.	国 際 交 流 事 業 費	0	0	0	1,000	△ 1,000	
	10.	商 工 名 鑑 発 行 費	0	0	0	1,000	△ 1,000	
	11.	そ の 他 の 振 興 事 業 費	50,000	0	50,000	50,000	0	
		(1) 青色申告普及活動負担費	(50,000)	(0)	(50,000)	(50,000)	(0)	
2. 管 理 費			25,434,079	△ 4,862,438	20,571,641	25,134,000	△ 4,562,359	
	1.	報 酬	6,823,782	0	6,823,782	6,804,000	19,782	
		(1) 報 酬	(6,823,782)	(0)	(6,823,782)	(6,804,000)	(19,782)	
	2.	人 件 費	7,566,875	0	7,566,875	7,317,000	249,875	
		(1) 給 料 ・ 賞 与	(5,206,199)	(0)	(5,206,199)	(5,439,000)	(△ 232,801)	
		(2) 福 利 厚 生 費	(2,295,815)	(0)	(2,295,815)	(1,787,000)	(508,815)	
		・ 社 会 保 険 料 他	843,086	0	843,086	884,000	△ 40,914	
			1,452,729	0	1,452,729	903,000	549,729	

	(3) 日商退職金共済掛金	(64,861)	(0)	(64,861)	(91,000)	(△ 26,139)	
3.	旅 費 交 通 費	288,561	△ 141,395	147,166	1,422,000	△ 1,274,834	
	(1) 旅 費 交 通 費	(201,680)	※ (△ 98,823)	(102,857)	(1,254,000)	(△ 1,151,143)	
	(2) 借 上 料	(86,881)	※ (△ 42,572)	(44,309)	(168,000)	(△ 123,691)	
4.	事 務 費	6,402,345	△ 2,987,363	3,414,982	4,539,000	△ 1,124,018	
	(1) 通 信 運 搬 費	(1,087,747)	※ (△ 532,996)	(554,751)	(574,000)	(△ 19,249)	
	・ 電 話 料 金	678,238	△ 332,337	345,901	253,000	92,901	
	・ 会費口座振替手数料、振込手数料	182,429	△ 89,390	93,039	116,000	△ 22,961	
	・ 会費請求の案内送料他	227,080	△ 111,269	115,811	205,000	△ 89,189	
	(2) 什 器 備 品 費	(0)	※ (0)	(0)	(1,000)	(△ 1,000)	
	(3) 消 耗 品 費	(1,098,987)	※ (△ 538,504)	(560,483)	(815,000)	(△ 254,517)	
	・ コ ピ ー 代	442,613	△ 216,881	225,732	137,000	88,732	
	・ 諸 用 紙 代	217,871	△ 106,757	111,114	139,000	△ 27,886	
	・ 事 務 用 品 費	236,900	△ 116,081	120,819	227,000	△ 106,181	
	・ 新 聞 購 読 料 他	201,603	△ 98,785	102,818	312,000	△ 209,182	
	(4) リ ー ス 料	(3,096,737)	※ (△ 1,517,401)	(1,579,336)	(1,978,000)	(△ 398,664)	
	(5) 印 刷 費	(455,125)	※ (△ 223,011)	(232,114)	(291,000)	(△ 58,886)	
	(6) 借 上 料	(7,400)	※ (△ 3,626)	(3,774)	(4,000)	(△ 226)	
	(7) 車 輦 費	(350,663)	※ (△ 171,825)	(178,838)	(262,000)	(△ 83,162)	
	・ ガ ソ リ ン 代	56,639	△ 27,753	28,886	65,000	△ 36,114	
	・ 保 険 ・ 自 動 車 税	147,280	△ 72,167	75,113	83,000	△ 7,887	
	・ 点 検 ・ 修 理 費 他	146,744	△ 71,905	74,839	114,000	△ 39,161	
	(8) 修 繕 費	(0)	※ (0)	(0)	(28,000)	(△ 28,000)	

勘 定 科 目			支 出 済 額	共 通 費 振 替	決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款	項	目 節 (*印は三条市補助金活用事業)						
3.		(9) 選 挙 事 務 費	(684)	(0)	(684)	(1,000)	(△ 316)	
		(10) 会 員 調 査 費	(305,002)	(0)	(305,002)	(584,000)	(△ 278,998)	
		(11) 採 用 関 係 費	(0)	(0)	(0)	(1,000)	(△ 1,000)	
	5.	会 議 費	1,452,249	△ 711,602	740,647	1,569,000	△ 828,353	
		(1) 会 議 費	(1,452,249)	※ (△ 711,602)	(740,647)	(1,569,000)	(△ 828,353)	
		・ 役 員 会 議 費	839,944	△ 411,573	428,371	605,000	△ 176,629	
		・ 議 員 総 会 費	482,651	△ 236,499	246,152	647,000	△ 400,848	
		・ その他の会議費	129,654	△ 63,530	66,124	317,000	△ 250,876	
	6.	渉 外 費	174,073	△ 85,296	88,777	364,000	△ 275,223	
		(1) 渉 外 費	(174,073)	※ (△ 85,296)	(88,777)	(364,000)	(△ 275,223)	
	7.	環 境 整 備 費	0	0	0	150,000	△ 150,000	
		(1) 環 境 整 備 費	(0)	(0)	(0)	(150,000)	(△ 150,000)	
	8.	研 修 費	15,700	0	15,700	200,000	△ 184,300	
		(1) 研 修 費	(15,700)	(0)	(15,700)	(200,000)	(△ 184,300)	
	9.	公 課 分 担 金	2,710,494	△ 936,782	1,773,712	2,769,000	△ 995,288	
		(1) 公 課	(798,694)	(0)	(798,694)	(1,540,000)	(△ 741,306)	
		(2) 分 担 金	(1,911,800)	※ (△ 936,782)	(975,018)	(1,229,000)	(△ 253,982)	
		・ 日 商 会 費	1,135,000	△ 556,150	578,850	654,000	△ 75,150	
		・ 県 連 会 費	572,300	△ 280,427	291,873	326,000	△ 34,127	
		・ 会議・研修会負担金	204,500	△ 100,205	104,295	249,000	△ 144,705	
3. 会館維持費			9,400,802	0	9,400,802	9,288,000	112,802	

1. 会館維持費	9,400,802	0	9,400,802	9,288,000	112,802	
(1) 会館維持費	(9,400,802)	(0)	(9,400,802)	(9,288,000)	(112,802)	
4. 積立金	0	0	0	1,000	△ 1,000	
1. 財政調整基金積立金	0	0	0	1,000	△ 1,000	
(1) 財政調整基金積立金	(0)	(0)	(0)	(1,000)	(△ 1,000)	
5. 繰出金	20,560,841	0	20,560,841	26,130,000	△ 5,569,159	
1. 繰出金	20,560,841	0	20,560,841	26,130,000	△ 5,569,159	
(1) 小規模事業経営支援会計繰出金	(10,756,717)	(0)	(10,756,717)	(11,830,000)	(△ 1,073,283)	
(2) 会館営繕特別会計繰出金	(1,800,000)	(0)	(1,800,000)	(1,800,000)	(0)	
(3) 退職給与資金特別会計繰出金	(500,000)	(0)	(500,000)	(500,000)	(0)	
(4) 創立80周年記念事業特別会計繰出金	(7,504,124)	(0)	(7,504,124)	(12,000,000)	(△ 4,495,876)	
6. その他の支出	0	0	0	1,000	△ 1,000	
1. その他の支出金	0	0	0	1,000	△ 1,000	
(1) その他の支出金	(0)	(0)	(0)	(1,000)	(△ 1,000)	
7. 予備費	0	0	0	3,006,000	△ 3,006,000	
1. 予備費	0	0	0	3,006,000	△ 3,006,000	
(1) 予備費	(0)	(0)	(0)	(3,006,000)	(△ 3,006,000)	
支出合計	130,471,322	△ 19,354,939	111,116,383	111,809,000	△ 692,617	
収支余剰金	—	—	12,396,023	—	12,396,023	
合計	—	—	123,512,406	111,809,000	11,703,406	

※共済事業へ振替

18,041,209

★貸館事業へ振替	1,313,730
	19,354,939

2021年度 小規模事業経営支援会計収支決算書

自 2021年 4月 1日

至 2022年 3月31日

収入の部

(単位：円)

勘 定 科 目	決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項 目 節				
1. 補 助 金	48,486,488	50,138,000	△ 1,651,512	
1. 県 補 助 金	48,466,488	49,808,000	△ 1,341,512	
2. にいがた産業創造機構助成金	20,000	330,000	△ 310,000	
2. 委 託 金	370,967	689,000	△ 318,033	
1. 日本商工会議所委託金	370,967	689,000	△ 318,033	
3. 事 業 収 入	2,447,830	2,977,000	△ 529,170	
1. 手 数 料 等 収 入	2,080,430	2,139,000	△ 58,570	
2. 参 加 者 負 担 金	367,400	838,000	△ 470,600	
4. 雑 収 入	2,860	14,000	△ 11,140	
1. 企業情報サポート情報照会料	1,320	13,000	△ 11,680	
2. 雑 収 入	1,540	1,000	540	
5. 繰 入 金	10,756,717	11,830,000	△ 1,073,283	
1. 会 議 所 会 計 繰 入 金	10,756,717	11,830,000	△ 1,073,283	
合 計	62,064,862	65,648,000	△ 3,583,138	

支出の部

勘 定 科 目		決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項 目 節					
1. 経営改善普及事業費		61,210,467	65,647,000	△ 4,436,533	
1. 人 件 費		57,529,691	59,206,000	△ 1,676,309	
(1) 給 料		(28,855,054)	(30,079,000)	(△ 1,223,946)	
(2) 扶 養 手 当		(439,500)	(360,000)	(79,500)	
(3) 通 勤 手 当		(453,000)	(420,000)	(33,000)	
(4) 賞 与		(9,524,020)	(9,677,000)	(△ 152,980)	
(5) 超 過 勤 務 手 当		(111,730)	(240,000)	(△ 128,270)	
(6) 特 別 調 査 研 究 費		(1,017,000)	(1,068,000)	(△ 51,000)	
(7) 記 帳 指 導 職 員 手 当		(480,000)	(480,000)	(0)	
(8) 福 利 厚 生 費		(6,361,395)	(6,592,000)	(△ 230,605)	
(9) 日 商 退 職 金 共 済 掛 金		(1,949,016)	(2,035,000)	(△ 85,984)	
(10) 事 務 局 長 設 置 費		(8,338,976)	(8,255,000)	(83,976)	
2. 指 導 事 業 費		3,002,039	5,019,000	△ 2,016,961	
(1) 講 習 会 等 開 催 費		(549,162)	(790,000)	(△ 240,838)	
(2) 金 融 指 導 事 業 費		(263,438)	(563,000)	(△ 299,562)	
(3) 直 面 問 題 会 議 出 張 旅 費		(0)	(42,000)	(△ 42,000)	
(4) 研 修 事 業 費		(0)	(63,000)	(△ 63,000)	
(5) 地 域 振 興 推 進 事 業 費 (後継者塾)		(1,700,196)	(2,007,000)	(△ 306,804)	
(6) 経 営 安 定 特 別 相 談 事 業 費		(248,980)	(854,000)	(△ 605,020)	

	(7) ワンストップ総合支援事業推進費	(0)	(100,000)	(△ 100,000)	
	(8) 事業承継支援加速化事業費	(566)	(5,000)	(△ 4,434)	
	(9) 制度改正に伴う専門家派遣等事業費	(239,577)	(540,000)	(△ 300,423)	
	(10) 新型コロナウイルス感染症対応のための 経営相談体制強化事業費	(120)	(55,000)	(△ 54,880)	
	3. 旅 費	90,860	452,000	△ 361,140	
	(1) 旅 費	(90,860)	(452,000)	△ 361,140)	
	4. 事 務 費	587,877	970,000	△ 382,123	
	(1) 事 務 費	(525,837)	(905,000)	(△ 379,163)	
	(2) 中小企業景況調査事業費	(62,040)	(65,000)	△ 2,960)	
2. 補助金返還引当金		854,395	1,000	853,395	
	1. 補助金返還引当金	(854,395)	(1,000)	853,395)	
	支 出 合 計	62,064,862	65,648,000	△ 3,583,138	
	収 支 剰 余 金	0	0	0	
	合 計	62,064,862	65,648,000	△ 3,583,138	

2021年度 特定退職金共済事業特別会計収支決算書

自 2021年 4月 1日

至 2022年 3月31日

収入の部

(単位：円)

勘 定 科 目		決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項 目 節					
1. 共済事業掛金収入		193,390,000	178,533,000	14,857,000	
1.	保 険 料	183,720,500	169,607,000	14,113,500	
2.	事 務 費 収 入	9,669,500	8,926,000	743,500	事務手数料
2. 契約給付金受入		138,434,942	203,946,000	△ 65,511,058	
1.	給 付 金 受 入	138,434,942	203,946,000	△ 65,511,058	
3. 雑 収 入		47	1,000	△ 953	
1.	預 金 利 息	47	1,000	△ 953	
4. 繰 越 金		277,082	513,000	△ 235,918	
1.	繰 越 金	277,082	513,000	△ 235,918	
合 計		332,102,071	382,993,000	△ 50,889,976	

支出の部

(単位：円)

勘 定 科 目		決 算 額	予 算 額	比較増・減（△）	備 考
款 項 目 節					
1. 共済事業給付金		138,434,942	203,946,000	△ 65,511,058	
1. 共済事業給付金		138,434,942	203,946,000	△ 65,511,058	
(1) 退 職 金		(138,434,942)	(203,946,000)	(△ 65,511,058)	
2. 管 理 費		9,033,612	9,076,000	△ 42,388	
1. 人 件 費		8,841,010	8,792,000	49,010	
(1) 給 与 費		(7,347,402)	(7,310,000)	(37,402)	
(2) 福 利 厚 生 費		(1,161,088)	(1,151,000)	(10,088)	
(3) 日 商 退 職 金 共 済 掛 金		(332,520)	(331,000)	(1,520)	
2. 事 務 費		192,602	284,000	△ 91,398	
(1) 通 信 運 搬 費		(185,369)	(264,000)	(△ 78,631)	
(2) 消 耗 品 費		(7,233)	(20,000)	(△ 12,767)	
3. 支払保険料		183,720,500	169,607,000	14,113,500	
1. 支 払 保 険 料		183,720,500	169,607,000	14,113,500	
(1) 共 済 事 業 積 立 金		(183,720,500)	(169,607,000)	(14,113,500)	
4. 予 備 費		0	364,000	△ 364,000	
1. 予 備 費		0	364,000	△ 364,000	
(1) 予 備 費		(0)	(364,000)	(△ 364,000)	
支 出 合 計		331,189,054	382,993,000	△ 51,803,946	
収 支 剰 余 金		913,017	0	913,017	
合 計		332,102,071	382,993,000	△ 50,890,929	

特定退職金共済特別会計貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
保 険 料 積 立 金	2,380,578,024	退 職 給 付 金 準 備 金	2,380,578,024
合 計	2,380,578,024	合 計	2,380,578,024

(注) 保険料積立金(退職給付金準備金)残高の推移(2021年9月30日現在)

1. 保険年度期首残高	2,345,008,469	
2. 本年度払込	178,115,500	(共済事業掛金収入相当額)
3. 本年度取崩	△ 197,838,049	(共済事業給付金支払相当額)
4. 運用実績	10,749,968	
5. 保険年度期末残高	2,336,035,888	
6. 保険年度期末要支給額	△ 2,306,776,003	
7. 積立残差(5－6)	29,259,885	

※ 保険年度は、2020年10月1日から2021年9月30日であり、2021年10月1日から2022年3月31日の運用実績を把握することができないため、「保険料積立金残高の推移」の注記は、2021年9月30日現在の金額で行う。

A. 保険年度末(2021年9月30日現在)残高	2,336,035,888
B. 保険年度末後～事業年度末(2021年10月1日～2022年3月31日)共済事業積立金額	92,392,250
C. 保険年度末後～事業年度末(2021年10月1日～2022年3月31日)給付金支払額	△ 47,850,114
D. 差引(退職給付金準備金)	2,380,578,024

2021(令和3)年度 収益事業会計 収支決算書

自 2021年 4月 1日

至 2022年 3月 31日

収入の部

(単位:円)

勘 定 科 目		決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項 目 節					
1. 事業収入		57,209,956	66,711,000	△ 9,501,044	
1. 事 務 受 託 料		6,045,172	19,022,000	△ 12,976,828	
(1) 団体事務受託料		(2,730,000)	(3,080,000)	(△ 350,000)	
(2) 三条夏まつり人件費受入		(0)	(9,252,000)	(△ 9,252,000)	中止
(3) ODA活動支援受託料		(3,315,172)	(6,690,000)	(△ 3,374,828)	
2. 手 数 料 収 入		51,164,784	47,689,000	3,475,784	
(1) アクサ生命保険手数料		(40,537,513)	(39,267,000)	(1,270,513)	
① ひまわり共済手数料事務費		17,618,632	17,198,000	420,632	
② 大型(ワイド)共済手数料事務費		465,918	432,000	33,918	
③ 大型(ワイド)・セット共済手数料事務費		234,184	184,000	50,184	
④ 福祉プラン手数料事務費		203,820	175,000	28,820	
⑤ 生活障害保障手数料事務費		360,688	333,000	27,688	
⑥ 個人年金プラン手数料事務費		313,395	260,000	53,395	
⑦ ガン治療保険手数料事務費		786,433	709,000	77,433	
⑧ 終身保険手数料事務費		2,424,145	2,334,000	90,145	

勘定科目			決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考	
款 項 目 節							
		⑨ 養老保険(アケス)手数料事務費	6,105	4,000	2,105		
		⑩ 月払総合手数料事務費	5,378,893	5,236,000	142,893		
		⑪ 特定疾病保障保険手数料事務費	1,212	1,000	212		
		⑫ 定期保険群集団手数料事務費	1,949,426	1,882,000	67,426		
		⑬ 低払型定期保険手数料事務費	3,913,591	3,854,000	59,591		
		⑭ 個人扱制度手数料事務費	267,452	255,000	12,452		
		⑮ 年払総合手数料事務費	4,594,373	4,423,000	171,373		
		⑯ 変額月払手数料事務費	41,044	35,000	6,044		
		⑰ LP(ライフプロデュース)月払手数料事務費	14,740	9,000	5,740		
		⑱ ユニットリンク手数料事務費	1,963,462	1,943,000	20,462		
		(2) にいがた県共済事務手数料	(6,890,016)	(5,831,000)	(1,059,016)		
		① 火災共済手数料	2,664,409	2,314,000	350,409		
		② 自動車共済手数料	4,043,587	3,384,000	659,587		
		③ 生命共済手数料	182,020	133,000	49,020		
		(3) 日商制度事業手数料	(3,534,305)	(2,407,000)	(1,127,305)		
		① チェンバースカード手数料	383,192	308,000	75,192		
		② 海外PL保険制度普及費	272,099	124,000	148,099		
		③ 休業補償プラン普及費	30,719	8,000	22,719		
		④ 業務災害補償プラン普及費	1,837,482	1,415,000	422,482		

	⑤ ビジネス総合保険普及費	1,002,610	539,000	463,610	
	⑥ 海外危機対策プラン普及費	5,280	7,000	△ 1,720	
	⑦ クラウド会計等の導入・活用支援	2,923	4,000	△ 1,077	
	⑧ 情報漏えい賠償責任保険制度普及費	0	2,000	△ 2,000	
	(4) 中小企業倒産防止共済事務取扱手数料	(88,330)	(82,000)	(6,330)	
	(5) 小規模企業共済事務取扱手数料	(114,620)	(102,000)	(12,620)	
2. 貸室収入		45,858,909	48,364,000	△ 2,505,091	
	1. 定期貸室収入	27,620,874	27,611,000	9,874	
	2. 臨時貸室収入	8,021,807	10,481,000	△ 2,459,193	
	3. その他付帯収入	179,740	236,000	△ 56,260	
	4. 共益費収入	10,036,488	10,036,000	488	
3. 雑収入		669,389	854,000	△ 184,611	
	1. 雑収入	669,389	854,000	△ 184,611	
	(1) 共済事業収入	(141,918)	(295,000)	(△ 153,082)	
	(2) 貸館事業収入	(445,651)	(559,000)	(△ 113,349)	
	(3) ODA活動支援収入	(81,820)	(0)	(81,820)	
4. 繰入金		6,487,140	5,000,000	1,487,140	
	1. 会館営繕特別会計繰入金	6,487,140	5,000,000	1,487,140	
5. 繰越金		24,343,213	23,279,000	1,064,213	
	1. 繰越金	24,343,213	23,279,000	1,064,213	
合 計		134,568,607	144,208,000	△ 9,639,393	

支出の部

勘 定 科 目		支 出 済 額	共 通 費	決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項 目 節			会館維持費(△)				
1. 保険共済事業費		1,679,985	13,178,771	14,858,756	21,286,000	△ 6,427,244	
1. 一 般 事 業 費		1,679,985	13,178,771	14,858,756	21,286,000	△ 6,427,244	
(1) 付 加 給 付 金		(1,115,000)	(0)	(1,115,000)	(1,270,000)	(△ 155,000)	
(2) 施 策 普 及 費		(132,300)	(4,195,320)	(4,327,620)	(4,401,000)	(△ 73,380)	
(3) 運 営 関 係 事 業 費		(0)	(8,983,451)	(8,983,451)	(15,072,000)	(△ 6,088,549)	
(4) 共 済 加 入 者 還 元 事 業 費		(432,685)	(0)	(432,685)	(543,000)	(△ 110,315)	
2. 会 館 事 業 費		27,410,945	△ 8,442,340	18,968,605	19,016,000	△ 47,395	
1. 維 持 費		27,410,945	△ 8,442,340	18,968,605	19,016,000	△ 47,395	
(1) 保 守 料		(1,369,500)	(△ 493,020)	(876,480)	(877,000)	(△ 520)	
① エレベーター保守料		396,000	△ 142,560	253,440	254,000	△ 560	
② 火災報知機保守料		379,500	△ 136,620	242,880	243,000	△ 120	
③ 消火栓設備保守料		330,000	△ 118,800	211,200	211,000	200	
④ トルネックス点検、保守料		105,600	△ 38,016	67,584	68,000	△ 416	
⑤ 自動ドア保守点検料		158,400	△ 57,024	101,376	101,000	376	
(2) 委 託 費		(10,077,878)	(△ 2,202,436)	(7,875,442)	(8,224,000)	(△ 348,558)	
① 自家用電気工作物保安 管理業務		265,716	△ 95,658	170,058	167,000	3,058	
② 空 調 設 備 管 理 業 務		700,700	△ 252,252	448,448	449,000	△ 552	
③ 給排水設備管理業務		354,750	△ 127,710	227,040	227,000	40	
④ 特定建築物環境衛生管理 技術者選任代行業務		224,400	△ 80,784	143,616	144,000	△ 384	

	⑤ 害虫駆除等業務	140,800	△ 50,688	90,112	90,000	112	
	⑥ 合併処理施設維持管理業務	457,380	△ 164,657	292,723	293,000	△ 277	
	⑦ 合併処理施設汚泥引抜 及び水張り業務	412,854	△ 148,627	264,227	264,000	227	
	⑧ 貸館委託業務	2,238,478	△ 805,852	1,432,626	1,507,000	△ 74,374	
	(会館管理費)	3,960,000	0	3,960,000	4,237,000	△ 277,000	
	⑨ 警備保障委託業務	1,306,800	△ 470,448	836,352	836,000	352	
	⑩ 浄化槽11条検査料	16,000	△ 5,760	10,240	10,000	240	
	(3) 保険料	(503,870)	(△ 181,393)	(322,477)	(255,000)	(67,477)	
	(4) 水道光熱費	(6,889,024)	(△ 2,480,049)	(4,408,975)	(4,058,000)	(350,975)	
	① 電気料	6,636,864	△ 2,389,271	4,247,593	3,877,000	370,593	
	② ガス料	29,210	△ 10,516	18,694	24,000	△ 5,306	
	③ 水道料	222,950	△ 80,262	142,688	157,000	△ 14,312	
	(5) 清掃料	(8,188,973)	(△ 2,948,030)	(5,240,943)	(5,352,000)	(△ 111,057)	
	① 日常清掃管理業務費	3,340,375	△ 1,202,535	2,137,840	2,138,000	△ 160	
	② 定期清掃管理業務費	4,271,104	△ 1,537,597	2,733,507	2,891,000	△ 157,493	
	③ ゴミ収集料	325,853	△ 117,307	208,546	174,000	34,546	
	④ 貸マット料、便座クリーナー	251,641	△ 90,591	161,050	149,000	12,050	
	(6) その他の維持費	(381,700)	(△ 137,412)	(244,288)	(250,000)	(△ 5,712)	
3. 三条夏まつり協賛金		0	0	0	10,872,000	△ 10,329,002	中止
1. 三条夏まつり協賛金		0	0	0	500,000	△ 500,000	
2. 三条夏まつり人件費受入分		0	0	0	9,252,000	△ 9,252,000	

勘 定 科 目		支 出 済 額	共 通 費	決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項 目 節			会館維持費(△)				
4. 事 務 委 託 料		482,998	0	482,998	1,060,000	△ 577,002	
	1. 事 務 委 託 料	60,000	0	60,000	60,000	0	
	2. 公 課 分 担 金	422,998	0	422,998	1,000,000	△ 577,002	消費税
5. ODA活動支援事業費		3,099,799	0	3,099,799	6,690,000	△ 3,590,201	
	1. 人 件 費	2,781,698	0	2,781,698	3,000,000	△ 218,302	
	2. 支 援 事 業 費	318,101	0	318,101	3,690,000	△ 3,371,899	
6. 管 理 費		56,220,765	5,217,706	61,438,471	63,500,000	△ 2,061,529	
	1. 人 件 費	44,882,226	0	44,882,226	45,288,000	△ 405,774	
	(1) 給 与 費	(37,475,265)	(0)	(37,475,265)	(37,392,000)	(83,265)	
	(2) 福 利 厚 生 費	(5,868,858)	(0)	(5,868,858)	(6,369,000)	(△ 500,142)	
	(3) 日 商 退 職 金 共 済 掛 金	(1,538,103)	(0)	(1,538,103)	(1,527,000)	(11,103)	
	2. 保 険 共 済 事 業 事 務 費	6,766,352	4,862,438	11,628,790	12,430,000	△ 801,210	
	(1) 旅 費 交 通 費	(0)	(141,395)	(141,395)	(1,202,000)	(△ 1,060,605)	
	(2) 通 信 運 搬 費	(671,745)	(532,996)	(1,204,741)	(1,224,000)	(△ 19,259)	
	(3) 什 器 備 品 費	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	(4) 消 耗 品 費	(35,255)	(538,504)	(573,759)	(750,000)	(△ 176,241)	
	(5) リ ー ス 料	(0)	(1,517,401)	(1,517,401)	(1,492,000)	(25,401)	
	(6) 印 刷 費	(0)	(223,011)	(223,011)	(219,000)	(4,011)	
	(7) 借 上 料	(0)	(3,626)	(3,626)	(3,000)	(626)	
	(8) 車 輛 費	(721,707)	(171,825)	(893,532)	(1,205,000)	(△ 311,468)	

	(9) 修繕費	(0)	(0)	(0)	(22,000)	(△ 22,000)	
	(10) 会議費	(1,206)	(711,602)	(712,808)	(1,248,000)	(△ 535,192)	
	(11) 渉外費	(0)	(85,296)	(85,296)	(274,000)	(△ 188,704)	
	(12) 公課分担金	(5,336,439)	(936,782)	(6,273,221)	(4,791,000)	(1,482,221)	
	・法人税等	90,000	936,782	1,026,782	1,017,000	9,782	
	・消費税	5,246,439	0	5,246,439	3,774,000	1,472,439	
3.	会館事業事務費	4,159,100	503,979	4,663,079	5,520,000	△ 856,921	
	(1) 通信運搬費	(200,505)	(△ 72,182)	(128,323)	(124,000)	(4,323)	
	(2) 什器備品費	(75,900)	(△ 27,324)	(48,576)	(662,000)	(△ 613,424)	
			(1,313,730)	(1,313,730)	(0)	(1,313,730)	職域接種イス・テーブル
	(3) 消耗品費	(455,583)	(△ 164,010)	(291,573)	(260,000)	(31,573)	
	(4) 印刷費	(0)	(0)	(0)	(20,000)	(△ 20,000)	
	(5) 事務諸費	(24,623)	(0)	(24,623)	(23,000)	(1,623)	会館管理室 経費
	(6) リース料	(370,920)	(△ 133,531)	(237,389)	(238,000)	(△ 611)	
	(7) 公課分担金	(3,031,569)	(△ 412,704)	(2,618,865)	(4,193,000)	(△ 1,574,135)	
	・固定資産税等	1,146,400	△ 412,704	733,696	832,000	△ 98,304	
	・消費税	1,885,169	0	1,885,169	3,361,000	△ 1,475,831	
4.	その他の管理費	413,087	△ 148,711	264,376	262,000	2,376	
	(1) 会館案内看板掲出料	(191,400)	(△ 68,904)	(122,496)	(122,000)	(496)	
	(2) NHK放送受信料 ケーブルテレビ使用料	(135,359)	(△ 48,729)	(86,630)	(84,000)	(2,630)	
	(3) デマンドWeb 監視業務委託費	(86,328)	(△ 31,078)	(55,250)	(56,000)	(△ 750)	

勘 定 科 目	支 出 済 額	共 通 費	決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項 目 節		会館維持費(△)				
7. 会 館 営 繕 費	6,487,140	0	6,487,140	5,000,000	1,487,140	
1. 会 館 営 繕 費	6,487,140	0	6,487,140	5,000,000	1,487,140	
8. 減価償却引当額	3,000,000	0	3,000,000	3,000,000	0	
1. 減 価 償 却 引 当 額	3,000,000	0	3,000,000	3,000,000	0	
9. 繰 出 金	3,700,000	0	3,700,000	3,700,000	0	
1. 繰 出 金	3,700,000	0	3,700,000	3,700,000	0	
(1) 会 館 営 繕 金	(3,200,000)	(0)	(3,200,000)	(3,200,000)	(0)	
(2) 退 職 給 与 資 金	(500,000)	(0)	(500,000)	(500,000)	(0)	
10. その他の支出金	0	0	0	1,000	△ 1,000	
1. そ の 他 の 支 出 金	0	0	0	1,000	△ 1,000	
11. 予 備 費	0	0	0	11,203,000	△ 11,203,000	
1. 予 備 費	0	0	0	11,203,000	△ 11,203,000	
支 出 合 計	102,081,632	9,954,137	112,035,769	145,328,000	△ 32,749,233	
収 支 剰 余 金	—	—	22,532,838	0	22,532,838	
合 計	—	—	134,568,607	145,328,000	△ 10,216,395	

18,041,209 会議所会計からの共通費振替

1,313,730 ワクチン机、椅子

19,354,939

△ 9,400,802 会館維持費

9,954,137

2021年度 会館建設基金特別会計収支決算書

自 2021年 4月 1日

至 2022年 3月31日

収入の部

(単位：円)

勘 定 科 目	決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項				
1. 繰 入 金	3,000,000	3,000,000	0	
1. 収益事業会計(貸館)繰入金	(3,000,000)	(3,000,000)	(0)	
2. 雑 収 入	4,750	10,000	△ 5,250	
1. 預 金 利 息 等	(4,750)	(10,000)	(△ 5,250)	
3. 繰 越 金	159,672,787	159,665,000	7,787	
1. 繰 越 金	(159,672,787)	(159,665,000)	(7,787)	
合 計	162,677,537	162,675,000	2,537	

支出の部

勘 定 科 目	決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項				
1. 繰 出 金	0	0	0	
1. 収益事業会計(貸館)繰出金	(0)	(0)	(0)	
支 出 合 計	0	0	0	
会館建設基金積立金残高	162,677,537	162,675,000	2,537	
合 計	162,677,537	162,675,000	2,537	

※上記会館建設基金積立金残高の他に、預り保証金 31,000,000円があります。

2021年度 財政調整基金特別会計収支決算書

自 2021年 4月 1日

至 2022年 3月31日

収入の部

(単位：円)

勘 定 科 目		決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項					
1. 積 立 金		0	1,000	△ 1,000	
	1. 繰 入 金	(0)	(1,000)	(△ 1,000)	
2. 雑 収 入		771	3,000	△ 2,229	
	1. 預 金 利 息 等	(771)	(3,000)	(△ 2,229)	
3. 繰 越 金		30,611,362	30,611,000	362	
	1. 繰 越 金	(30,611,362)	(30,611,000)	(362)	
合 計		30,612,133	30,615,000	△ 2,867	

支出の部

勘 定 科 目		決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項					
1. 取 崩 金		7,504,124	12,000,000	△ 4,495,876	
	1. 財 政 調 整 基 金 取 崩 金	(7,504,124)	(12,000,000)	(△ 4,495,876)	会議所会計(創立80周年記念事業)
支 出 合 計		7,504,124	12,000,000	△ 4,495,876	
財政調整基金積立金残高		23,108,009	18,615,000	4,493,009	
合 計		30,612,133	30,615,000	△ 2,867	

2021年度 会館営繕積立金特別会計収支決算書

自 2021年 4月 1日

至 2022年 3月31日

収入の部

(単位：円)

勘 定 科 目		決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項					
1. 積 立 金		5,000,000	5,000,000	0	
	1. 商工会議所会計繰入金	(1,800,000)	(1,800,000)	(0)	
	2. 収益事業会計(貸館)繰入金	(3,200,000)	(3,200,000)	(0)	
2. 雑 収 入		227	1,000	△ 773	
	1. 預 金 利 息 等	(227)	(1,000)	(△ 773)	
3. 繰 越 金		11,405,521	12,016,000	△ 610,479	
	1. 繰 越 金	(11,405,521)	(12,016,000)	(△ 610,479)	
合 計		16,405,748	17,017,000	△ 611,252	

支出の部

勘 定 科 目		決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項					
1. 繰 出 金		6,487,140	6,000,000	487,140	
	1. 収益事業会計(貸館)繰出金	(6,487,140)	(6,000,000)	(487,140)	
支 出 合 計		6,487,140	6,000,000	487,140	
会 館 営 繕 積 立 金 残 高		9,918,608	11,017,000	△ 1,098,392	
合 計		16,405,748	17,017,000	△ 611,252	

2021年度 退職給与資金特別会計収支決算書

自 2021年 4月 1日

至 2022年 3月31日

収入の部

(単位：円)

勘 定 科 目	決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項				
1. 繰 入 金	1,000,000	1,000,000	0	
1. 商工会議所会計繰入金	(500,000)	(500,000)	(0)	
2. 収益事業会計繰入金	(500,000)	(500,000)	(0)	
2. 雑 収 入	438	2,000	△ 1,562	
1. 預 金 利 息 等	(438)	(2,000)	(△ 1,562)	
3. 繰 越 金	28,205,383	28,205,000	383	
1. 繰 越 金	(28,205,383)	(28,205,000)	(383)	
合 計	29,205,821	29,207,000	△ 1,179	

支出の部

勘 定 科 目	決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款				
1. 退 職 給 与 金	8,143,472	7,928,000	215,472	
1. 退 職 給 与 金	(8,143,472)	(7,928,000)	(215,472)	退職者3名
支 出 合 計	8,143,472	7,928,000	215,472	
退 職 給 与 引 当 金	21,062,349	21,279,000	△ 216,651	
合 計	29,205,821	29,207,000	△ 1,179	

※上記退職給与引当金の他に、全国商工会議所共済会に51,057,090円(2022年3月31日現在)の準備があります。

創立80周年記念事業特別会計収支決算書

自 2021年 4月 1日

至 2022年 3月31日

収入の部

(単位：円)

勘定科目		決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
款項					
1. 事業収入		925,000	1,500,000	△ 575,000	
1.	事業参加者負担金	925,000	1,500,000	△ 575,000	
2. 繰入金		7,504,124	12,000,000	△ 4,495,876	
1.	繰入金	7,504,124	12,000,000	△ 4,495,876	会議所会計より
3. 雑収入		115,011	250,000	△ 134,989	
1.	雑収入	115,011	250,000	△ 134,989	
合 計		8,544,135	13,750,000	△ 5,205,865	

支出の部

(単位：円)

勘 定 科 目		決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項					
1. 事 業 費		7,646,723	12,607,000	△ 4,960,277	
(1) 式典・祝賀会開催費		2,900,852	3,738,000	△ 837,148	
(2) 講 演 会 開 催 費		0	1,478,000	△ 1,478,000	会議所会計で事業実施
(3) 記 念 誌 発 行 費		4,027,791	1,310,000	2,717,791	} (3) 記念誌発行費に統合
(4) 記 念 品 作 成 費		0	2,360,000	△ 2,360,000	
(5) そ の 他 記 念 事 業 費		718,080	3,721,000	△ 3,002,920	webサイトリニューアルを会議所会計で実施
2. 管 理 費		897,412	840,000	57,412	
(1) 広 告 宣 伝 費		715,000	680,000	35,000	
(2) 会 議 費		162,411	160,000	2,411	
(3) 通 信 費		20,001	0	20,001	
3. 予 備 費		0	303,000	△ 303,000	
(1) 予 備 費		0	303,000	△ 303,000	
合 計		8,544,135	13,750,000	△ 5,205,865	

貸借対照表

2022年3月31日現在

三条商工会議所

借方		貸方	
科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	141,430,743	流動負債	109,977,044
現金	420,948	未払金	50,231,966
〔商工会議所会計 特定退職金共済事業特別会計 収益事業会計〕	198,004 9,301 213,643	〔商工会議所会計 小規模事業経営支援会計 特定退職金共済事業特別会計 収益事業会計 財政調整基金特別会計 退職給与資金特別会計〕	14,517,235 8,943,633 793,830 17,779,938 304,124 7,893,206
預金	103,269,647	前受金	
〔商工会議所会計 小規模事業経営支援会計 特定退職金共済事業特別会計 収益事業会計〕	5,409,990 8,805,253 1,873,080 87,181,324	商工会議所会計	375,000
未収金	28,750,844	預り金	59,370,078
〔商工会議所会計 小規模事業経営支援会計 収益事業会計〕	17,036,742 138,380 11,575,722	〔商工会議所会計 特定退職金共済事業特別会計 収益事業会計〕	167,761 175,534 59,026,783
前払金	724,228	固定負債	52,062,349
〔商工会議所会計 収益事業会計〕	379,818 344,410	預り保証金	31,000,000
立替金	8,228,596	退職給与引当金	21,062,349
〔商工会議所会計 退職給与資金特別会計〕	4,419,445 3,809,151		
預け金	36,480	負債計	162,039,393
〔商工会議所会計 収益事業会計〕	12,020 24,460		
固定資産	945,348,456	〔正味財産の部〕	
(有形固定資産)		基本財産	693,193,774
建物	493,180,192	固定財産	693,193,774
付属設備	15,489,973		
車輛運搬具	5,268,649	積立金	195,704,154
什器備品	23,449,718	会館建設基金積立金	162,677,537
土地	155,611,680	財政調整基金積立金	23,108,009
		会館営繕積立金	9,918,608
(その他の固定資産)		剰余金	35,841,878
出資金	123,562	商工会議所会計	12,396,023
保証金	70,000	特定退職金共済事業特別会計	913,017
会館建設基金特別会計預金	193,677,537	収益事業会計	22,532,838
財政調整基金特別会計預金	23,412,133		
会館営繕積立金特別会計預金	9,918,608	正味財産計	924,739,806
退職給与資金特別会計預金	25,146,404		
合 計	1,086,779,199	合 計	1,086,779,199

(注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額 615,593,793円 (当年度減価償却額：0円)
2. 全国商工会議所共済会持分残高 51,057,090円
3. 退職給与引当金の当年度繰入額 1,000,000円
4. 会館建設基金特別会計預金に繰入れ運用の保証金 31,000,000円

重要な会計方針

- 有価証券の評価基準および評価方法
移動平均法による原価法を採用している。
- 固定資産の減価償却について
定率法を採用している。(但し、平成13年度～平成16年度は定額法による。)
なお、平成10年4月1日以降に取得した建物並びに平成28年4月1日以降に取得した付属設備の償却法は定額法としている。
- 消費税等の処理
消費税等の会計処理は税込方式による。

財 産 目 録

2022年3月31日現在

三条商工会議所

科 目	摘 要		金 額	科 目	摘 要		金 額
【資産の部】			円			円	円
流 動 資 産							
現 金	商工会議所会計	198,004		会館建設基金	普通預金		
	収益事業会計	213,643		特別会計	〔 三条信用金庫本店	5,005,847	
	特定退職金共済事業特別会計	9,301	420,948		〔 第四北越銀行三条支店	127,370	
預 金	商工会議所会計				定期預金		
	〔 三条信用金庫本店	3,488,645			〔 三条信用金庫本店	90,096,520	
	〔 第四北越銀行三条支店	375,345			〔 第四北越銀行三条支店	34,639,957	
	〔 大光銀行三条支店	236,389			〔 大光銀行三条支店	22,808,019	
	〔 大光銀行東三条支店	384,342			〔 新潟県信用組合三条支店	9,847,675	
	〔 新潟県信用組合三条支店	794,349			〔 三条信用組合中央支店	31,152,149	193,677,537
	〔 三条信用組合中央支店	130,920					
	小規模事業経営支援会計			財政調整基金	普通預金		
	〔 三条信用金庫本店	8,805,253		特別会計	〔 三条信用金庫本店	57,496	
	〔 特定退職金共済事業特別会計				定期預金		
	〔 三条信用金庫本店	1,873,080			〔 三条信用金庫本店	5,205,887	
	〔 収益事業会計				〔 第四北越銀行三条支店	8,723,067	
	〔 三条信用金庫本店	83,242,845			〔 大光銀行三条支店	1,308,069	
	〔 第四北越銀行三条支店	1,749,130			〔 新潟県信用組合三条支店	2,053,865	
	〔 ゆうちょ銀行	2,189,349	103,269,647		〔 三条信用組合中央支店	6,063,749	23,412,133
未 収 金	商工会議所会計	17,036,742		会館営繕積立金	普通預金		
	小規模事業支援会計	138,380		特別会計	〔 三条信用金庫本店	38	
	収益事業会計	11,575,722	28,750,844		定期預金		
前 払 金	商工会議所会計	379,818			〔 三条信用金庫本店	9,918,570	9,918,608
	収益事業会計	344,410	724,228				
立 替 金	商工会議所会計	4,419,445		退職給与資金	普通預金		
	退職給与資金特別会計	3,809,151	8,228,596	特別会計	〔 三条信用金庫本店	61,909	
預 け 金	商工会議所会計	12,020			定期預金		
	収益事業会計	24,460	36,480		〔 三条信用金庫本店	9,289,403	
					〔 第四北越銀行三条支店	8,534,624	
					〔 新潟県信用組合三条支店	500,010	
					〔 三条信用組合中央支店	6,760,458	25,146,404
固 定 資 産							
(有形固定資産)	三条市須頃1番20号				《資産の部合計》		1,086,779,199
建 物	三条商工会議所会館	取得価額	1,069,132,462				
		償却累計額	△ 575,952,270	【負債の部】			
				流 動 負 債			
付 属 設 備	消雪設備・看板等	取得価額	19,426,055	未 払 金	商工会議所会計	14,517,235	
		償却累計額	△ 3,936,082		小規模事業経営支援会計	8,943,633	
					特定退職金共済事業特別会計	793,830	
車 両 運 搬 具	乗用車2台	取得価額	6,299,623		収益事業会計	17,779,938	
	軽自動車2台	償却累計額	△ 1,030,974		財政調整基金特別会計	304,124	
					退職給与資金特別会計	7,893,206	50,231,966
什 器 備 品	会議用机						
	応接セット	取得価額	58,124,185	前 受 金	商工会議所会計	375,000	375,000
	事務機器等	償却累計額	△ 34,674,467				
土 地	三条市須頃1番20号			預 り 金	商工会議所会計	167,761	
	2,315.65㎡	取得価額	155,611,680		特定退職金共済事業特別会計	175,534	
					収益事業会計	59,026,783	59,370,078
(その他の固定資産)							
出 資 金	アクサ生命保険(株)	20株	48,562	固 定 負 債			
	三条信用金庫	100口	50,000	預 り 保 証 金	(株)日本政策金融公庫	24,000,000	
	三条信用組合	20口	10,000		アクサ生命保険(株)	7,000,000	31,000,000
	新潟県信用組合	12口	12,000				
	新潟県火災共済	1口	1,000			21,062,349	21,062,349
	関東自動車共済	1口	1,000				
	県中小企業共済	1口	1,000		《負債の部合計》		162,039,393
保 証 金	セコム上信越(株)		70,000				

※ 正味財産比較 2021年度正味財産 924,739,806円 - 2020年度正味財産 922,747,922円 = 正味財産増 1,991,884円

監 査 報 告 書

2021(令和3)年度事業報告書・収支決算書・貸借対照表・財産
目録について監査の結果、正確なものと認めます。

2022(令和4)年5月18日

三条商工会議所

監 事 石川 勝 行 

監 事 宮 原 洋 一 

監 事 近 藤 雄 介 